

# 霧島市

# すこやか支えあいプラン2024

第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)





## はじめに

本計画は、高齢者の福祉の向上と介護保険事業の円滑な運営を目的に、老人福祉法及び介護保険法に基づき3年ごとに改定するものであり、今般、令和6年度～8年度を期間とする「霧島市すこやか支えあいプラン 2024」を策定しました。



介護を社会全体で支えることを目的として平成12年（2000年）に創設された介護保険制度は、23年を経過する中で、時代の流れと多様なニーズに対応するために大きく変化してきました。

団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）、また、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃を見据え、介護サービス基盤の計画的な整備や医療と介護の連携強化、介護人材の確保がこれまで以上に重要になってきています。さらに、市街地と中山間地域では、高齢化の進行が大きく異なることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域の実情に応じた取組が強く求められています。

これらの状況を踏まえ、本計画では、第二次霧島市総合計画（後期基本計画）を上位計画とし、関連する他の計画とも連携しながら、「高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実」の目標のもと、「介護予防の推進と高齢者の生きがいつくりの充実」、「高齢者の生活支援サービスの充実」、「住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進」、「社会保障制度の円滑な運営」の4つの基本施策に取り組んでまいります。また、各施策には「市民一人ひとり」「地域」「団体・事業所等」、それぞれの立場で意識する点も掲載しました。皆様の参考となれば幸いです。

本計画を基に、地域共生社会の実現に向け、制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という関係を超えた、「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました高齢者施策委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

霧島市長 中重 真一



## 第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 目次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	6
4 計画の策定体制 .....	7
5 第9期介護保険事業計画策定に向けた国の方向性等 .....	8
第2章 本市の高齢者を取り巻く状況 .....	10
1 人口動態等の状況 .....	10
2 介護保険事業の状況 .....	13
3 高齢者の就業の状況 .....	16
4 高齢者等実態調査結果 .....	17
5 事業所等調査結果 .....	26
6 霧島市すこやか支えあいプラン2021の取組状況 .....	30
第3章 日常生活圏域の設定及び特徴 .....	33
1 日常生活圏域の設定 .....	33
2 日常生活圏域別の地域特性 .....	35
3 圏域別の状況整理シート .....	38
第4章 計画の基本的な考え方 .....	59
1 計画の目指す姿 .....	59
2 将来の“きりしま”の姿 .....	63
<b>第2部 各論</b> .....	<b>66</b>
第1章 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくりの充実 .....	66
1 生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止の推進 .....	66
2 高齢者の保健事業と介護予防の推進 .....	79
第2章 高齢者の生活支援サービスの充実 .....	83
1 在宅生活を支える支援体制の拡充 .....	83
2 居住の確保と安心して生活できる体制 .....	96
第3章 住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進 .....	101
1 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築 .....	101

2 互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり .....	109
<b>第4章 社会保障制度の円滑な運営 .....</b>	<b>115</b>
1 介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援 .....	115
<b>第5章 介護保険事業量の推計 .....</b>	<b>123</b>
1 認定者等の推移と予測 .....	123
2 介護保険サービスの量の見込み .....	124
<b>第6章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出 .....</b>	<b>137</b>
1 介護保険事業費の算出 .....	137
2 介護保険料の算出 .....	141
<b>第7章 計画の推進 .....</b>	<b>145</b>
1 計画の推進と進行管理 .....	145
<b>第3部 資料編 .....</b>	<b>148</b>
<b>第1章 各種委員会等の設置 .....</b>	<b>148</b>
1 霧島市高齢者施策委員会設置要綱 .....	148
2 霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会設置規程 .....	150
3 計画策定までの主な調査、会議等 .....	152
<b>第2章 独自調査等の概要 .....</b>	<b>153</b>
1 庁内関係課ヒアリング .....	153
2 第10期高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定ワーキング会議 .....	154
3 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動実績アンケート調査 .....	156
<b>第3章 用語解説 .....</b>	<b>158</b>

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

#### (1) 背景

介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進展していくと予測され、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)を深化・推進されてきたところです。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えると見込まれています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向となり、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17年(2035年)頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年(2060年)頃まで増加傾向にあることが見込まれています。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

さらに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まっています。

今後は、必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。

## (2) 趣旨

本計画は、こうした状況を踏まえ、高齢者福祉サービスの整備（共助・公助）を検討し、多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いながら活躍できる取組（自助・互助）の充実を図っていくとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を目指し、2040年を見据えた中長期的な計画である『霧島市すこやか支えあいプラン2024（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）』として策定するものです。

## (3) SDGsとの関連

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、住民一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、それを地域全体で支えることですべての世代が健康でいきいきと暮らせるまちを目指す本市の高齢者施策と一致するものです。

本市では、第二次霧島市総合計画後期基本計画において、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしています。





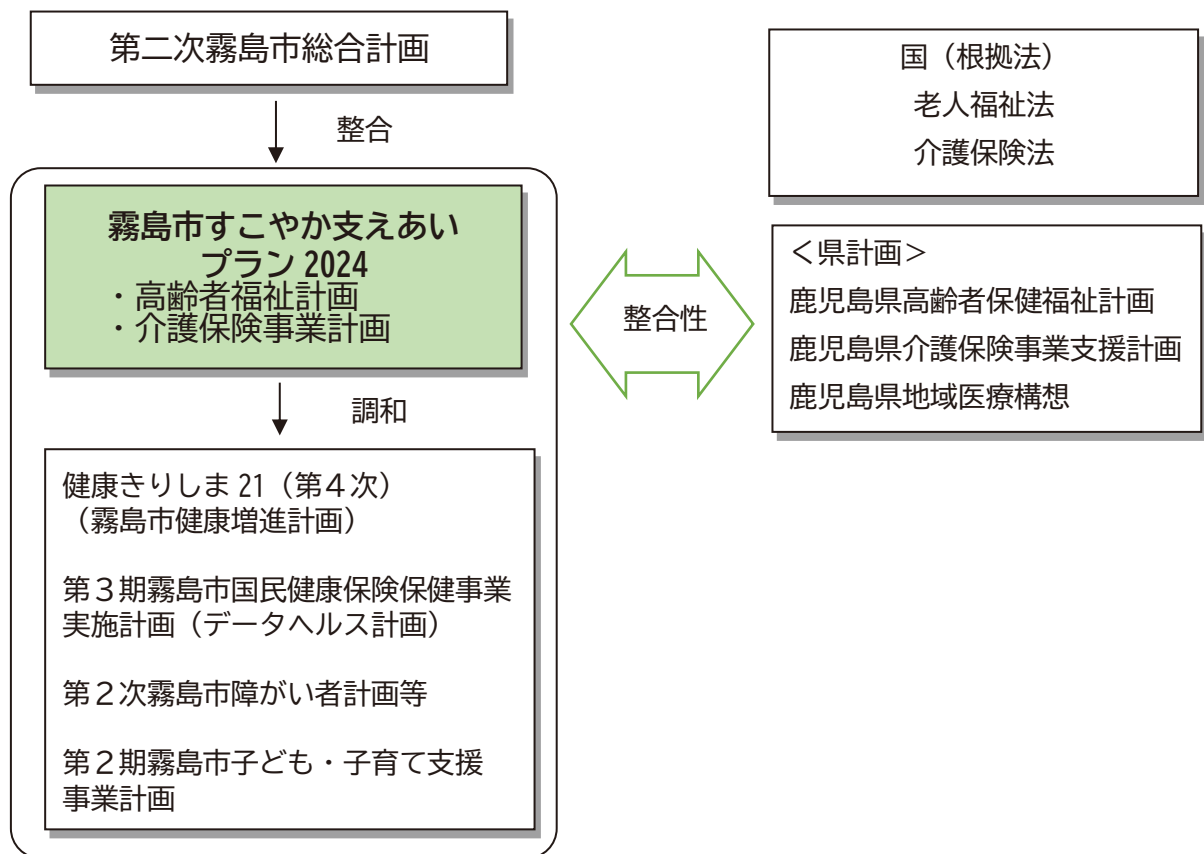
## 2 計画の位置付け

### (1) 法的根拠及び上位・関連計画

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画を3年1期として策定するものであり、令和2年3月に策定した第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の見直しを行ったものとなります。

また、本市においては「第二次霧島市総合計画」を、まちづくりの行政運営指針の最上位計画として位置付けており、本計画は、実施計画として、主に高齢者に関する施策の方針を掲げるものです。

#### ■上位・関連計画



#### ◆<参考>法令の根拠(抜粋)

【老人福祉法第20条8第1項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

【介護保険法第117条第1項】

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

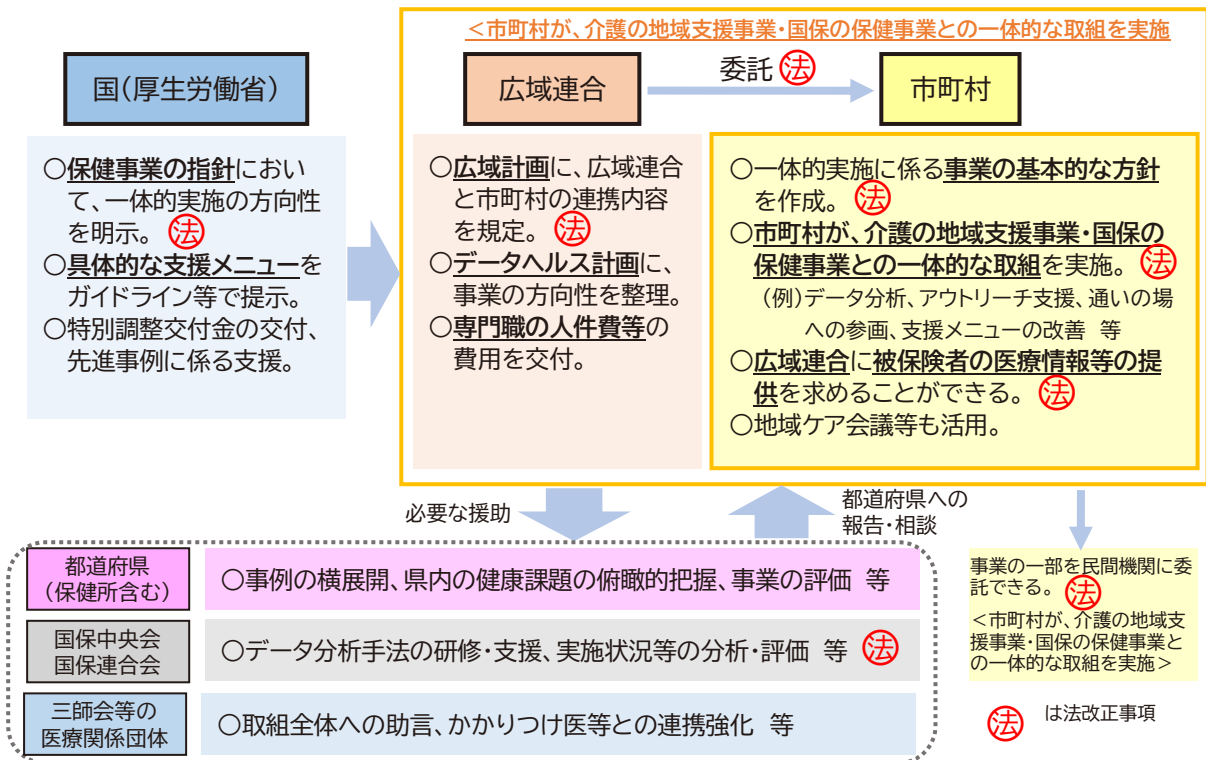
## (2) データヘルス計画との関連

本市では、高齢者人口は今後も増加していくと予想しており、医療費の増加を予防し社会保障制度維持のため、保健、医療、介護それぞれの部門が連携し、健診データや保険診療データ、介護保険データを活用した分析及び分析結果に基づく一体的な事業の展開や保険給付適正化に取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの構築のためにも保健、介護部門の連携は不可欠です。

このようなことから、本計画は、保健事業実施計画（データヘルス計画）との整合、調和を図っています。

### ■関係機関の連携（イメージ）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**後期高齢者の保健事業**について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



資料：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」

### (3) 始良・伊佐地区 地域医療構想との整合性

地域医療構想は、少子高齢化が急速に進む中、団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年（2025年）に向け、病床の機能分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図るために、病床機能ごとに令和7年（2025年）の必要量を推計し定めることとされています。

平成28年に鹿児島県で「地域医療構想」が策定され、地域の実情に応じた合意形成がなされるよう、構想区域ごとに医療関係者や介護保険者などで構成する「調整会議」を設置し、協議を進めています。

本市は「始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議」の委員として、介護施設や在宅医療等に係る追加的需要を踏まえ、在宅医療の整備目標及び介護サービス見込み量等について協議を行い、その議論の結果を共有して、医療計画と第9期介護保険事業計画の整合性の確保を図っているところです。

病床機能報告制度の推移及び必要量との差

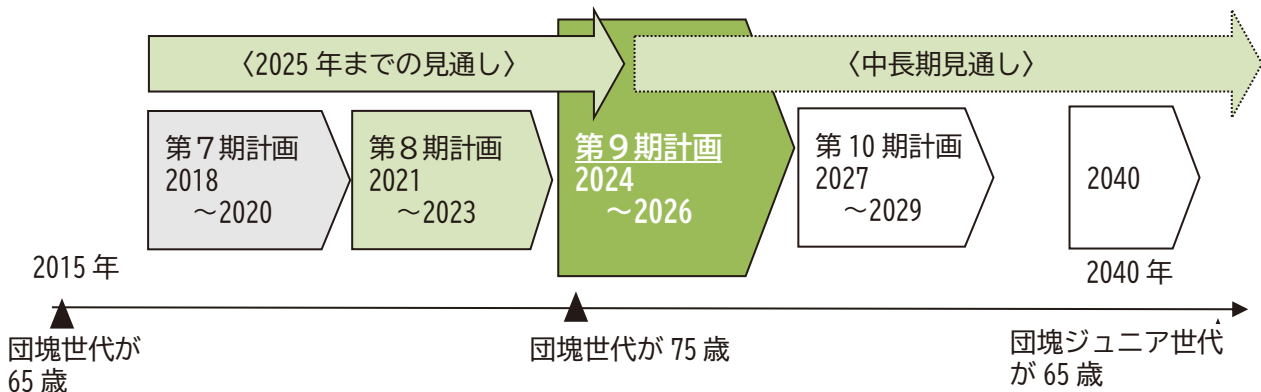
医療機能	病床機能報告 確定値						必要量	必要量との差	
	H29	H30	R1	R2	R3			R3 ①-③	2025 (R7) ②-③
					2025 (R7) 見込	③			
高度急性期	17	0	0	0	0	0	125	△125	△125
急性期	1,309	1,429	1,439	1,470	1,542	1,528	699	843	829
回復期	844	901	925	948	883	897	1,093	△210	△196
慢性期	1,761	1,727	1,564	1,442	1,455	1,429	1,005	450	424
休棟等	218	203	238	196	173	127	—	173	127
(再開予定)	—	155	199	161	141	56	—	—	—
(廃止予定)	—	48	39	35	32	71	—	—	—
介護保険施設等	—	—	—	—	—	72	—	—	—
計	4,149	4,260	4,166	4,056	4,053	4,053	2,922	1,131	1,059

出典：令和5年度第1回始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議資料

### 3 計画の期間

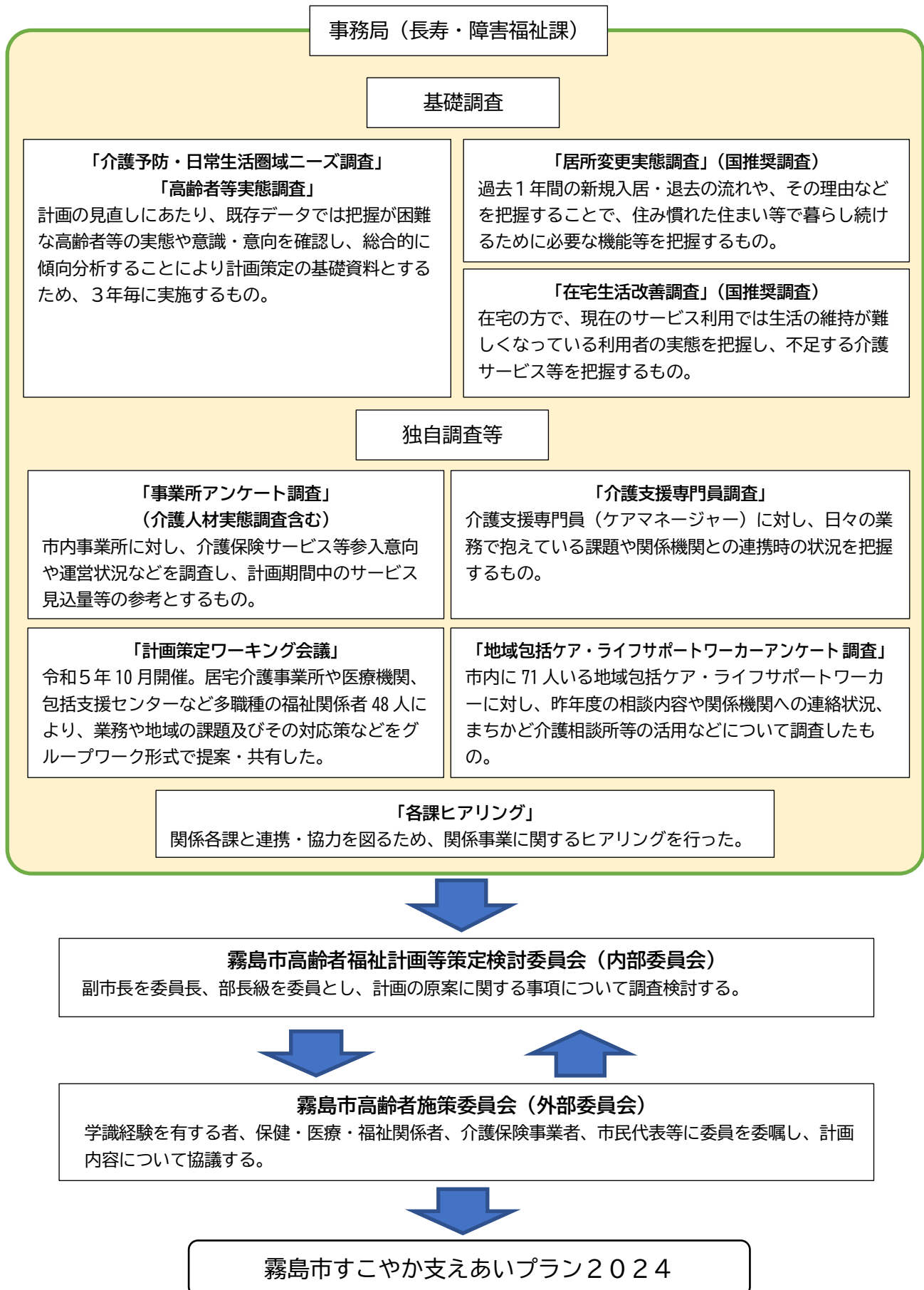
介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第9期介護保険事業計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）となります。老人保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画も令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）とします。

第9期介護保険事業計画は、第6期からの「地域包括ケア計画」としての位置付けを承継し、令和22年度（2040年度）を見据えた中長期的なサービス・給付・介護保険料等を視野に入れた施策の展開を図ります。



※上記表中、第〇期計画は、介護保険事業計画を指します。

### 4 計画の策定体制



## 5 第9期介護保険事業計画策定に向けた国の方向性等

## (1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

<b>I. 介護情報基盤の整備</b>
<p>○ 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け</li> <li>➢ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする</li> </ul>
<b>II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化</b>
<p>○ 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け</li> </ul> <p>※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表</li> </ul>
<b>III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</b>
<p>○ 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など</li> </ul>
<b>IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</b>
<p>○ 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など</li> </ul>
<b>V. 地域包括支援センターの体制整備等</b>
<p>○ 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施可能とする など</li> </ul>



## (2) 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

<b>1. 介護サービス基盤の計画的な整備</b>
<p>①地域の実情に応じたサービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要</li> <li>・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要</li> <li>・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要</li> </ul> <p>②在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要</li> <li>・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>
<b>2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組</b>
<p>①地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待</li> <li>・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要</li> </ul> <p>②医療・介護情報基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備</li> </ul> <p>③保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化</li> </ul>
<b>3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> <li>・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用</li> <li>・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進</li> </ul>

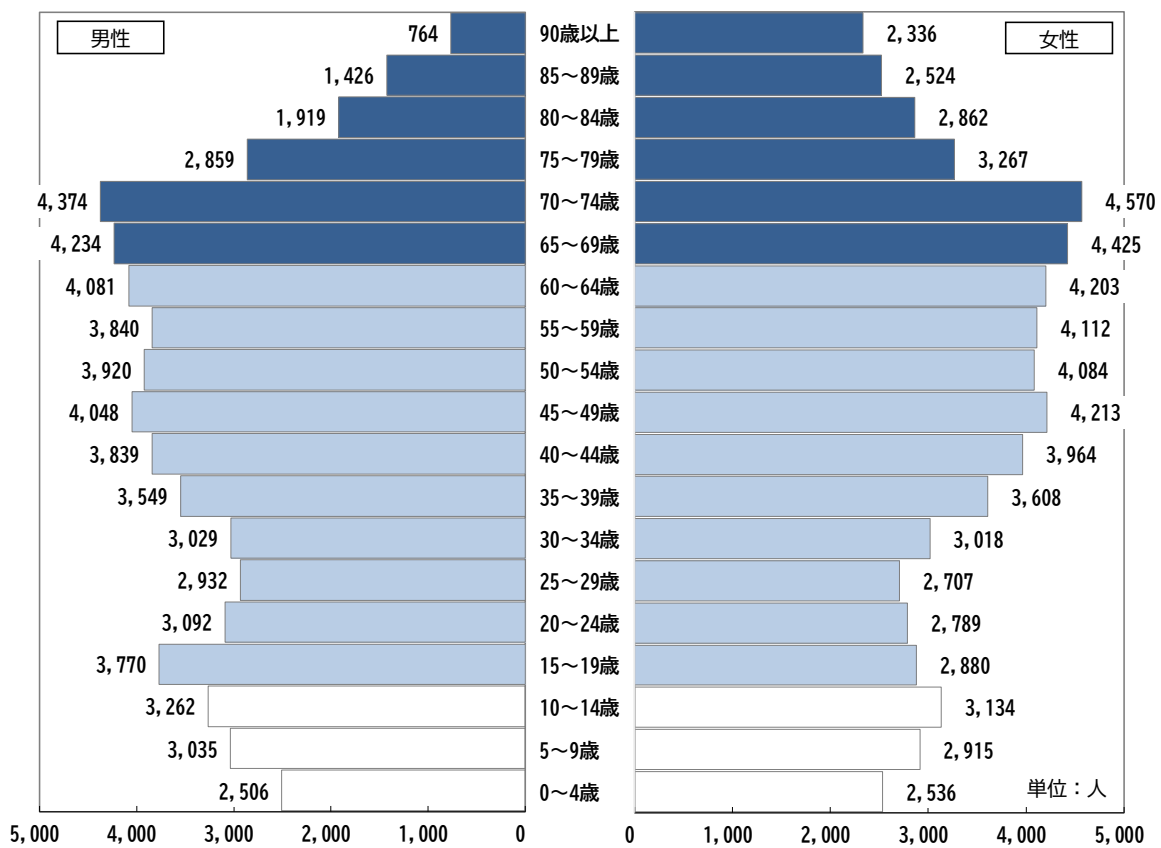
## 第2章 本市の高齢者を取り巻く状況

### 1 人口動態等の状況

#### (1) 人口構成の状況

本市の人口構成を見ると、男女ともに 65～74 歳の年齢層の膨らみが大きくなっており、今後、後期高齢者の急激な増加が見込まれます。

#### ■人口構成



資料：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

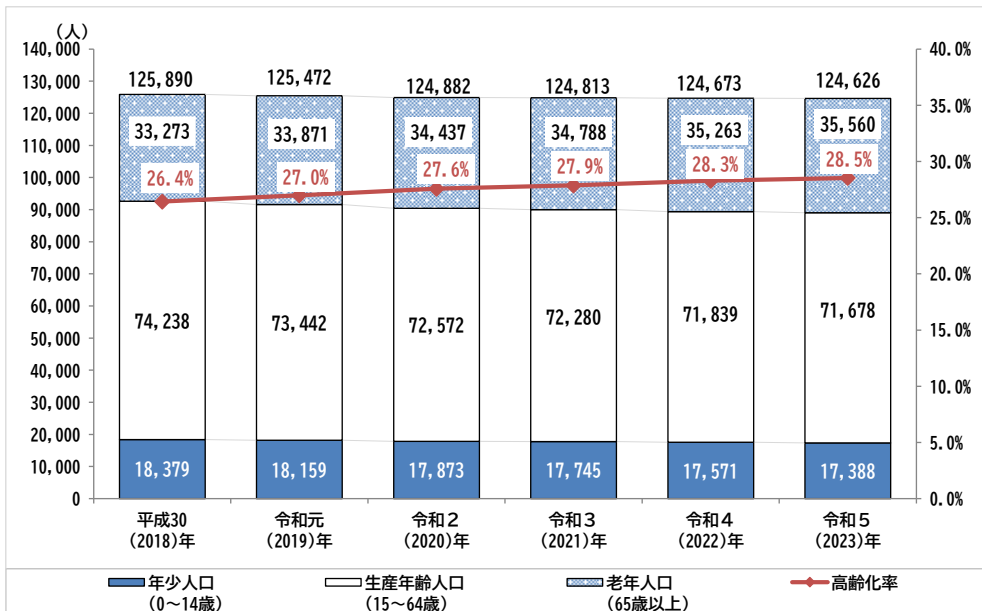


## (2) 人口と高齢化率の状況

### ①人口3区分別の推移

本市の平成30年以降の総人口は、微減で推移しています。

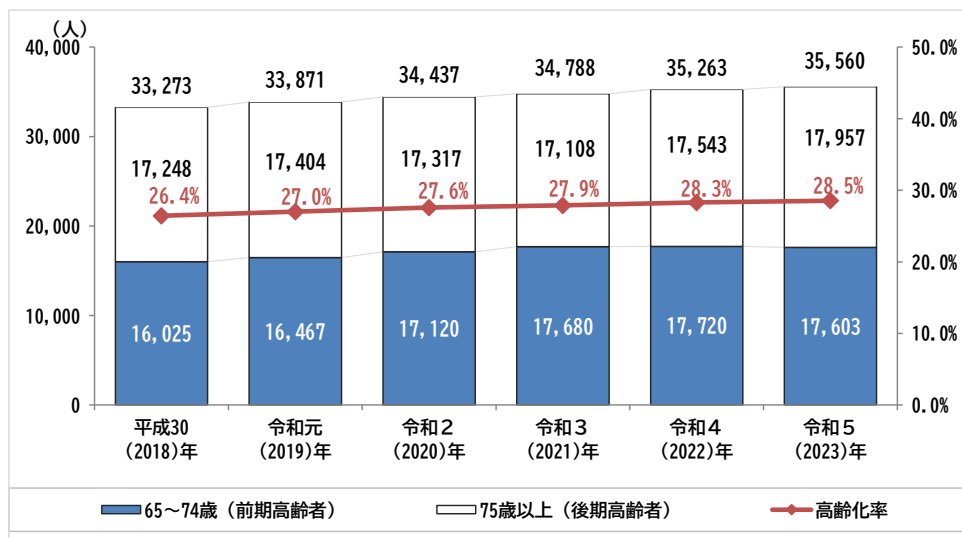
年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、高齢化率も年々上昇し、令和5年時点では28.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ②前期・後期別高齢者人口の推移

本市の高齢者数は増加傾向で推移しており、令和5年度時点の高齢者数は35,560人となっています。年齢構成別で見ると、令和4年度までは、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向となっており、令和5年度時点では、前期高齢者は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 高齢者の世帯構成の状況

本市の一般世帯の総数は増加傾向で推移しており、令和2年では55,442世帯となっています。また、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加傾向となり、総世帯に占める割合も上昇し続け令和2年では39.5%となっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯の内訳を見ると、ひとり暮らしの世帯及び高齢者夫婦世帯が増加傾向にあり、その占める割合は、令和2年度で約7割となっています。

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	51,396	52,254	53,971	55,334	55,442
65歳以上の高齢者のいる世帯	16,701	17,879	18,598	20,271	21,882
	32.5%	34.2%	34.5%	37.7%	39.5%
ひとり暮らしの世帯	5,390	5,992	6,795	7,149	8,033
	32.3%	33.5%	36.5%	35.3%	36.7%
高齢者夫婦世帯※	4,770	5,231	6,513	6,725	7,489
	28.6%	29.2%	35.0%	33.2%	34.2%
その他の世帯	6,541	6,656	5,290	6,397	6,360
	39.1%	37.2%	28.4%	31.5%	29.1%

※高齢者夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数

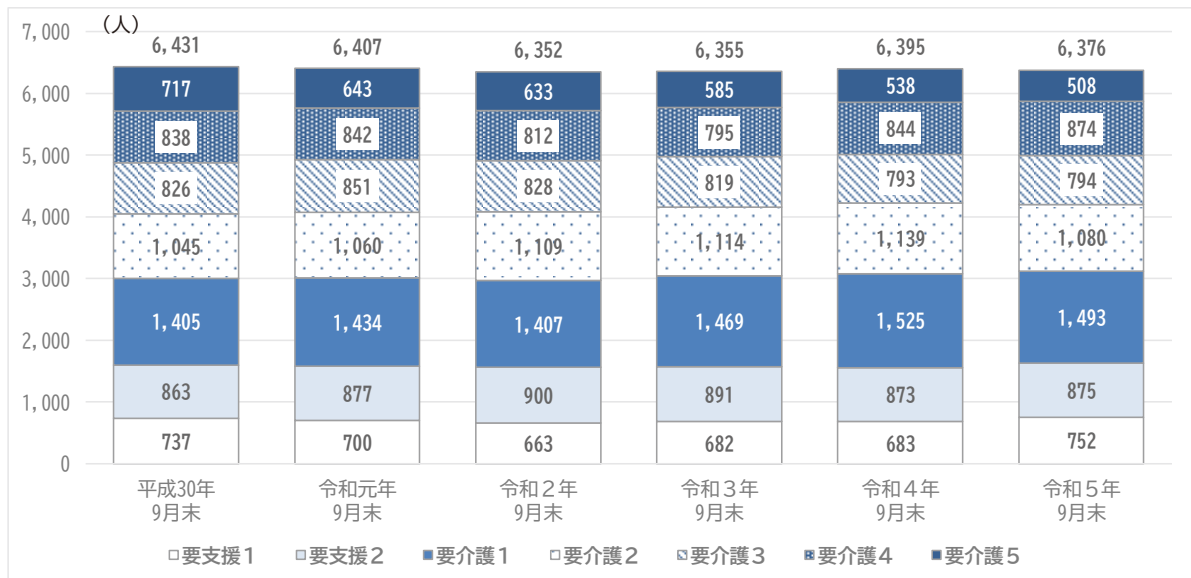
資料：国勢調査

## 2 介護保険事業の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の状況

第1号被保険者数の増加に伴い、認定者数は平成29年度までは増加傾向となっていました。令和元年度以降はおおよそ横ばいとなっています。

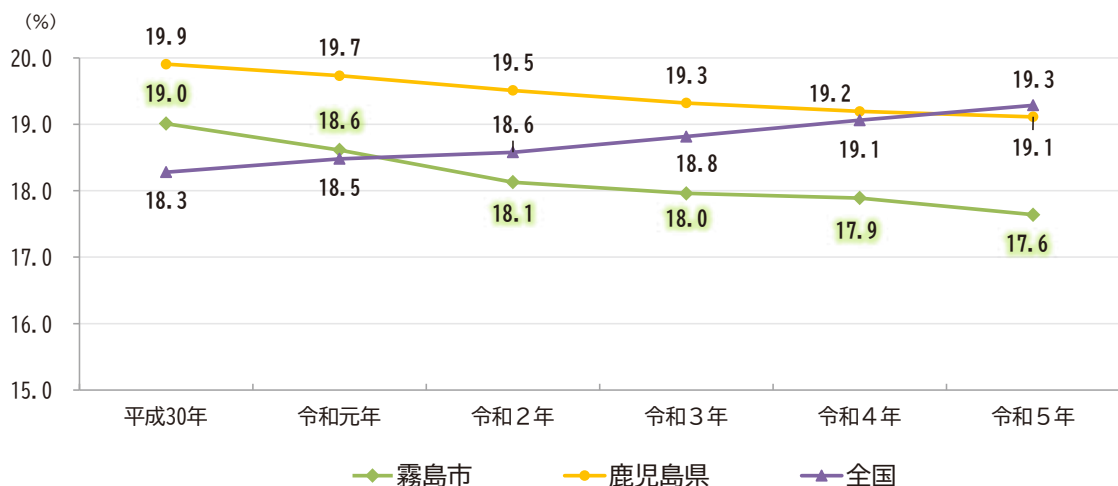
要介護度の構成を見ると、要介護1、要介護2が多く増加傾向となっている一方、要介護5は減少傾向となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

### (2) 要支援・要介護認定率の状況

本市の第1号被保険者における要支援・要介護認定率は、平成30年度以降は低下傾向となっており、鹿児島県、全国平均を下回っています。



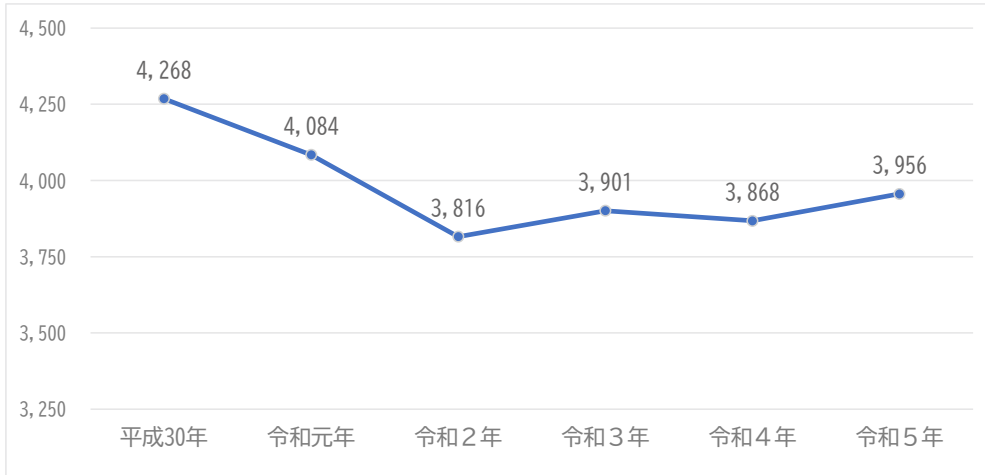
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

### (3) 認知症の状況

#### ① 要介護等認定者に占める認知症高齢者

令和5年9月末現在の要介護等認定者6,376人のうち、日常生活に支障を来すような認知症状がみられる高齢者（以下「認知症自立度Ⅱa以上の人」という。）は3,956人で約60%となっています。要介護状態になっている高齢者の大部分は、認知症により日常生活に支障が出ている状況となっています。

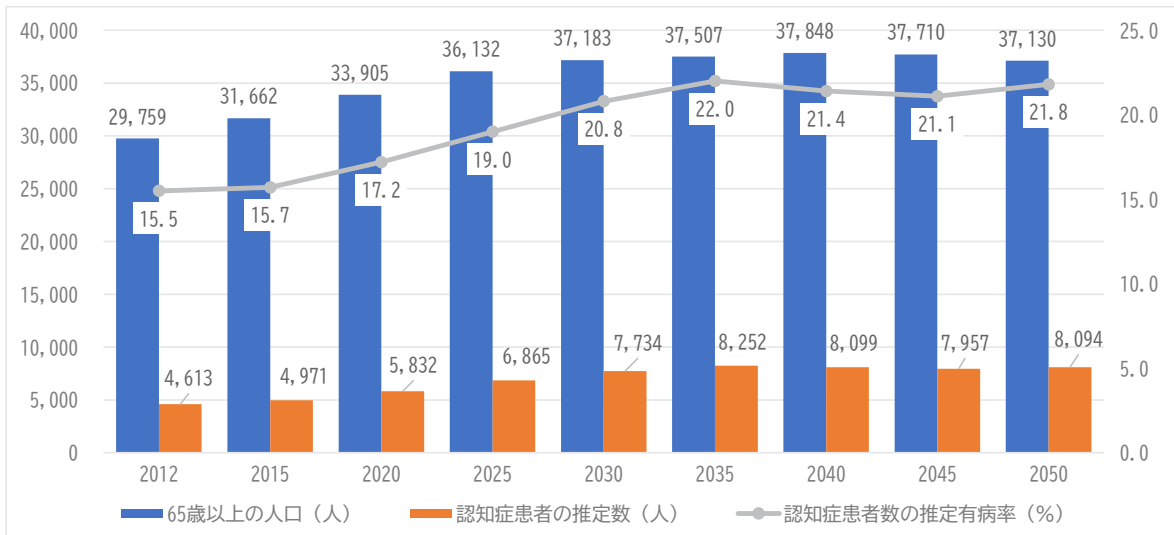
#### ■日常生活自立度ランクⅡa以上の推移



資料：認定調査票

#### ② 認知症を有する高齢者数の推計

認知症を有する高齢者数は、高齢者人口の増加とともに増加し続け、ピークは2035年と推計され、8,000人を超えることが予想されます。



※「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）認知症患者の推定有病率を用いる。

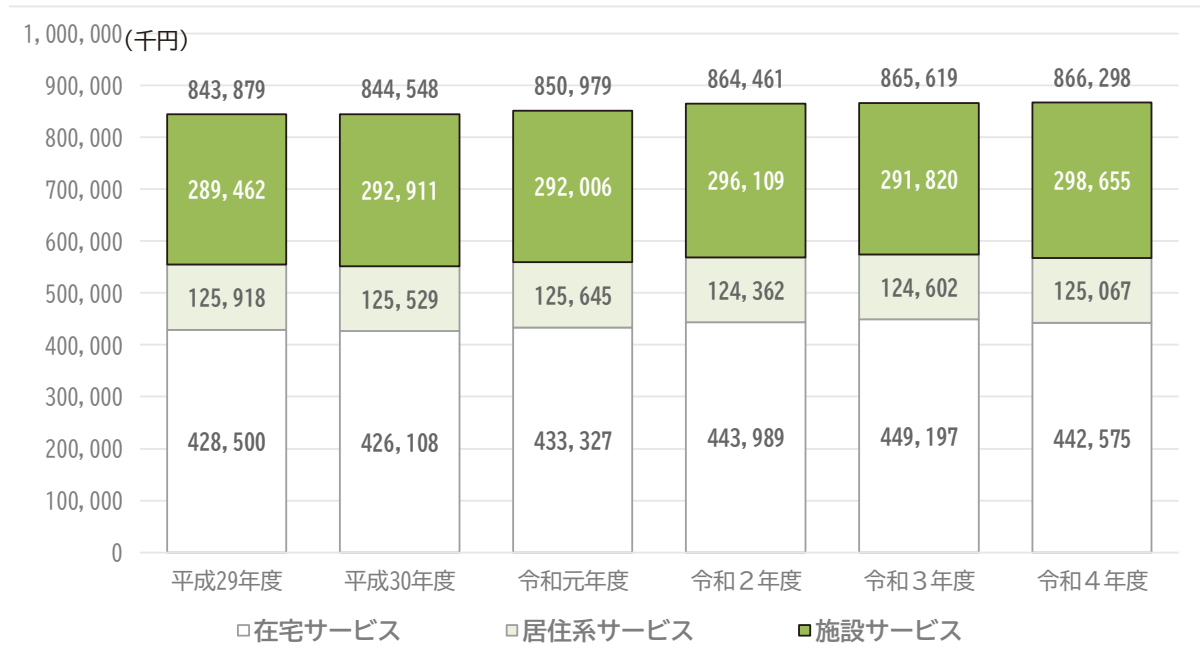
※2012～2020年は、「地域包括ケア見える化システム」（厚生労働省）、2025年以降は、住民基本台帳を基にコーホート変化率法による独自推計値

※端数については、四捨五入。

### (4) 介護費用の状況

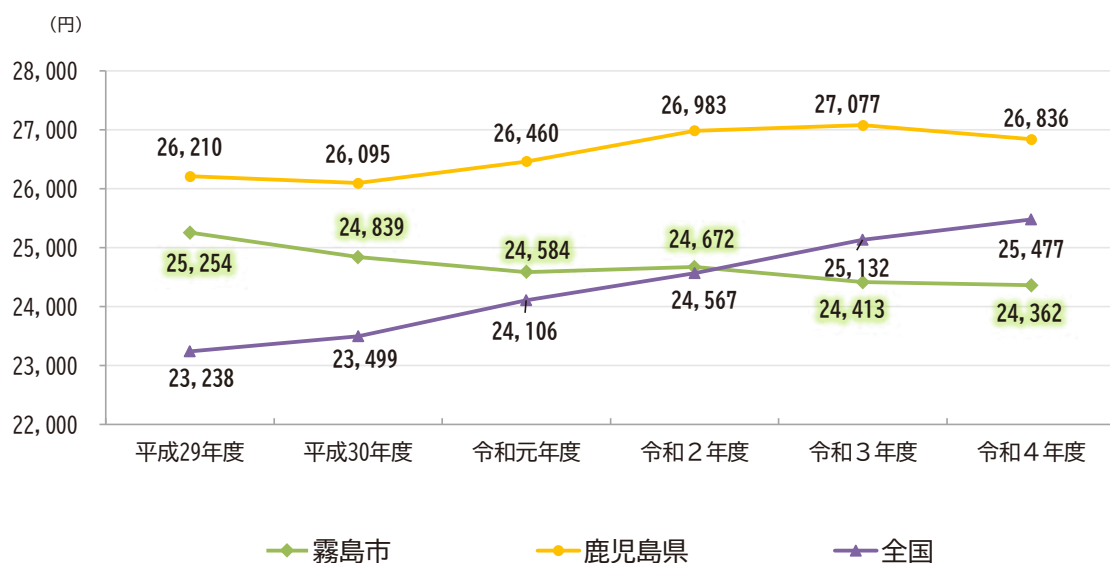
介護費用額は、微増傾向で推移しており、特に令和2年度以降は在宅サービスが増加しています。一方、第1号被保険者1人1月あたり費用額は、減少傾向にあり、国、県よりも低くなっています。

#### ■ 1月あたりの介護費用額の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

#### ■ 第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

### 3 高齢者の就業の状況

就業者の総数をみると、令和2年では54,638人と平成27年の55,705人から1,067人減少しています。

そのうち、65歳以上をみると、男女ともに大きく増加しており、増加率は4割を超え、65歳以上の高齢者の就業が進んでいる様子が伺えます。

#### ■就業者数

区分	令和2年	平成27年	増減数	増減率
総数	54,638人	55,705人	△1,067人	△1.9%
(65歳以上)	8,049人	5,546人	2,503人	45.1%
男性	29,040人	30,093人	△1,053人	△3.5%
(65歳以上)	4,664人	3,253人	1,411人	43.4%
女性	25,598人	25,612人	△14人	△0.1%
(65歳以上)	3,385人	2,293人	1,092人	47.6%

資料：国勢調査

## 4 高齢者等実態調査結果

### (1) 調査の概要

種別	調査時期	実施方法
一般高齢者調査※ <sup>1</sup>	令和5年1月	郵送による配布・回収及びオンライン回答を併用した。
在宅要介護（要支援）者調査※ <sup>2</sup>	令和5年1月	郵送による配布・回収及びオンライン回答を併用した。
若年者調査	令和5年1月	郵送による配布・回収及びオンライン回答を併用した。

※<sup>1</sup> 一般高齢者調査は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」も調査票に組み込まれている。

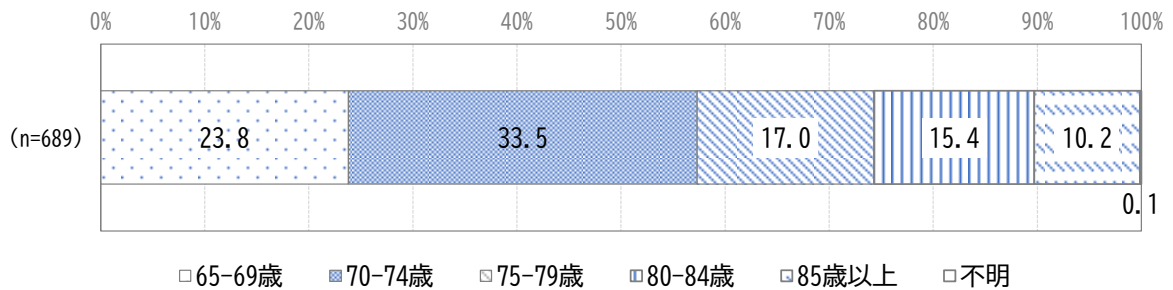
※<sup>2</sup> 在宅要介護（要支援）者調査は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」も調査票に組み込まれている。

種別	配布数 (件)	回収数※ <sup>3</sup> (件)	回収率 (%)	無効回答※ <sup>4</sup> 数 (件)	有効回答率 (%)
一般高齢者調査	1,097	691(うち17)	63.0	2	99.7
在宅要介護（要支援）者調査	1,399	742(うち23)	53.0	5	99.3
若年者調査	1,493	627(うち92)	42.0	1	99.8

※<sup>3</sup> 回答数の（ ）はオンライン回答件数を示す。

※<sup>4</sup> 無効回答とは白紙の回答や調査期間を過ぎてから回収された調査票の数を示す。

### ■回答者の年代 (一般高齢者)

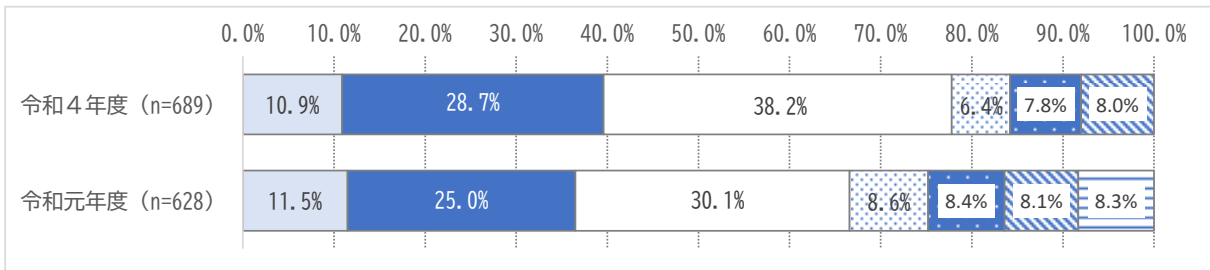


(2) 高齢者等実態調査の主な結果

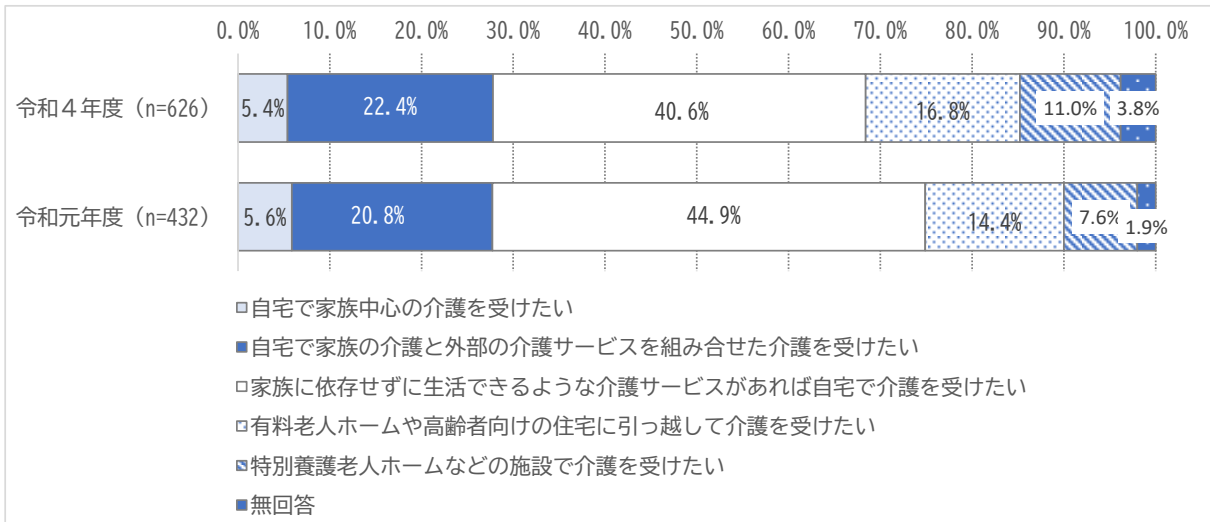
ア. 受きたい介護について

対象者別比較	●一般高齢者、若年者ともに「自宅」を希望する割合が高くなっている
前回比較	●一般高齢者では「自宅」を希望する割合が前回より 11.2 ポイント増えている ●若年者では「自宅」を希望する割合は 2.9 ポイント減り、「有料老人ホーム」や「特別養護老人ホーム」といった施設を希望する割合が 5.8 ポイント増えている

(一般高齢者)



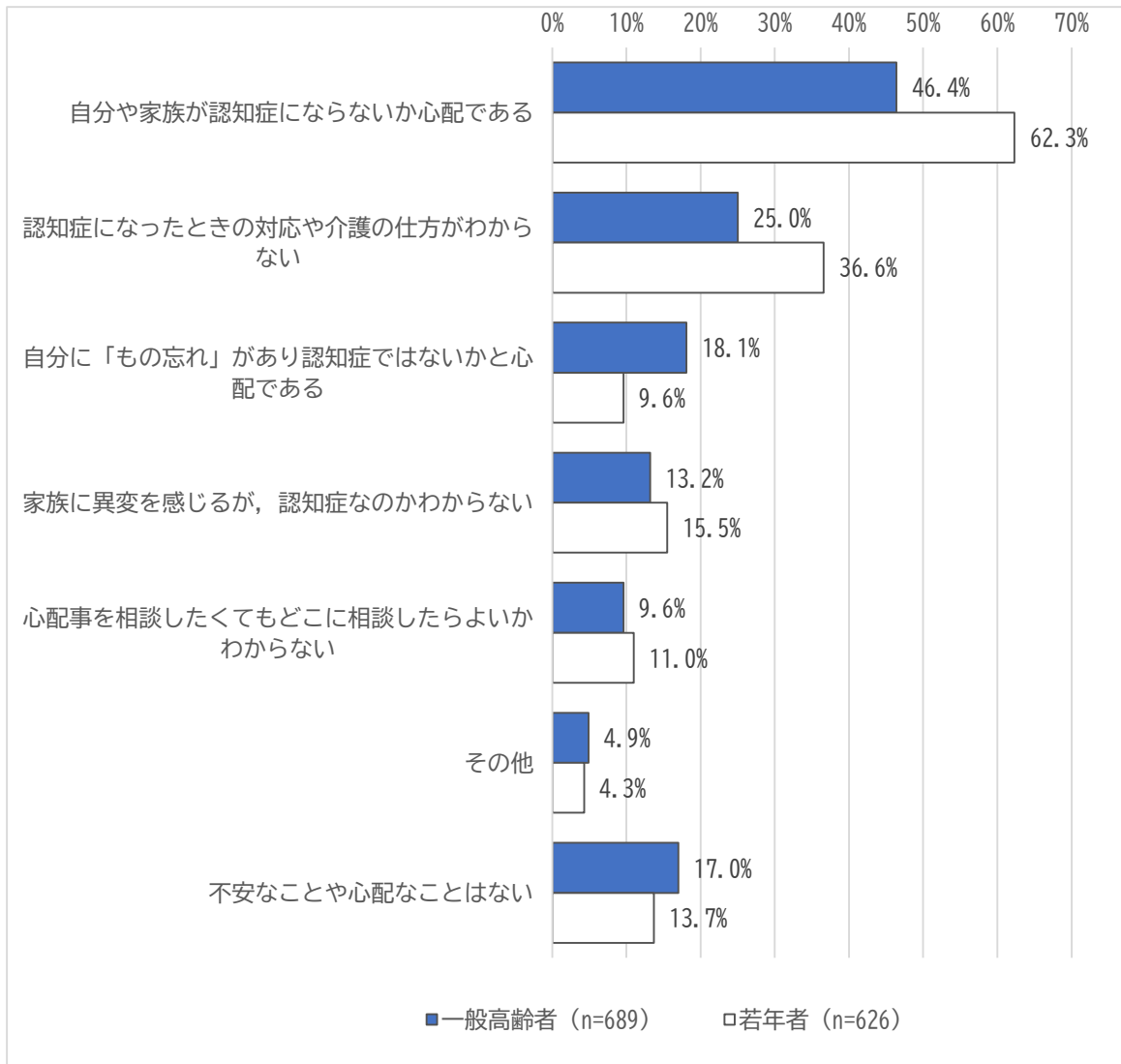
(若年者)





イ. 「認知症」について、不安なことや心配なこと

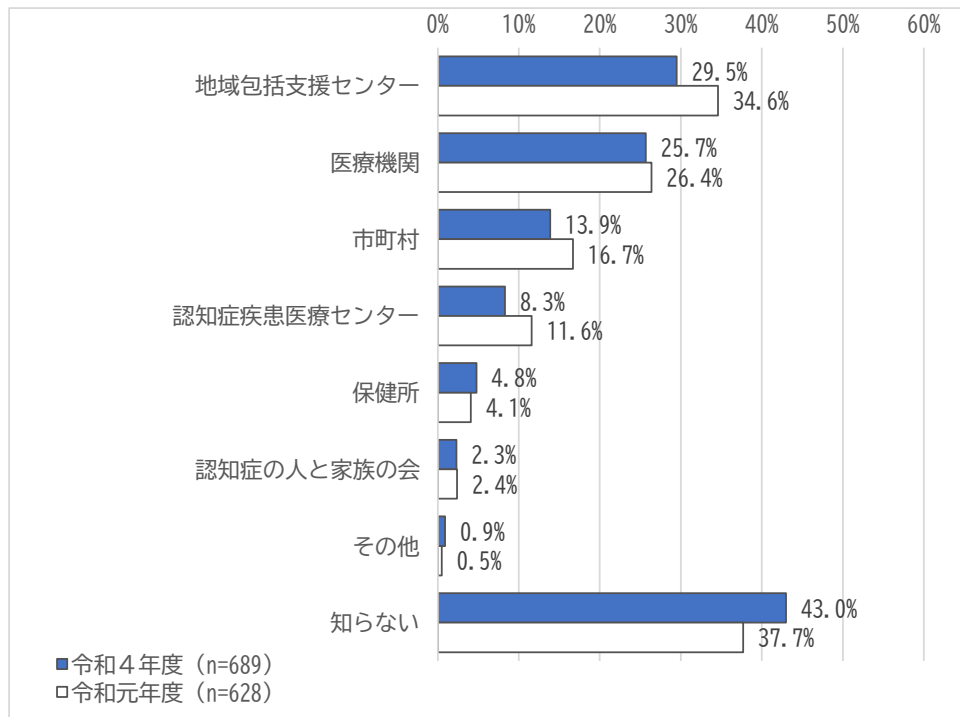
対象者別 比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「認知症」について不安なことや心配なことは、「自分や家族が認知症にならないか心配である」が一般高齢者（46.4%）、若年者（62.3%）ともに最も高くなっている</li> </ul>
前回比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般高齢者では「自分に「もの忘れ」があり認知症ではないかと心配である」が前回より3.9ポイント増えている</li> <li>● 若年者では「認知症になったときの対応や介護の仕方がわからない」が前回より5.6ポイント増えている</li> </ul>



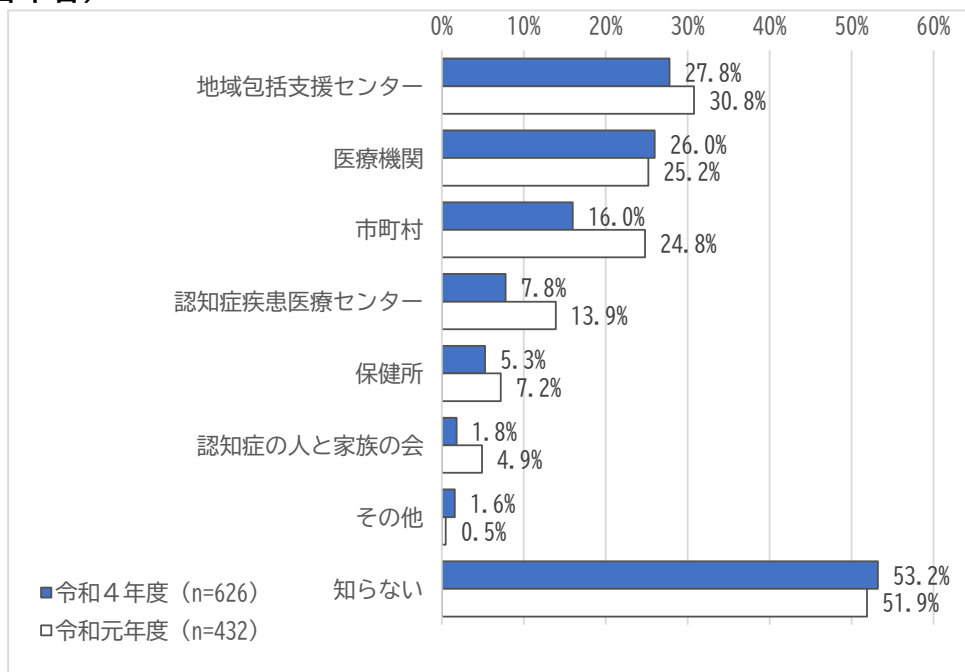
ウ. 認知症に関する相談窓口の認知度

対象者別比較	●認知症に関する相談窓口については「知らない」が一般高齢者（43.0%）、若年者（53.2%）ともに最も高くなっている
前回比較	●一般高齢者、若年者ともに前回より「知らない」の割合が増え、ほとんどの相談窓口の認知度が低くなっている

（一般高齢者）

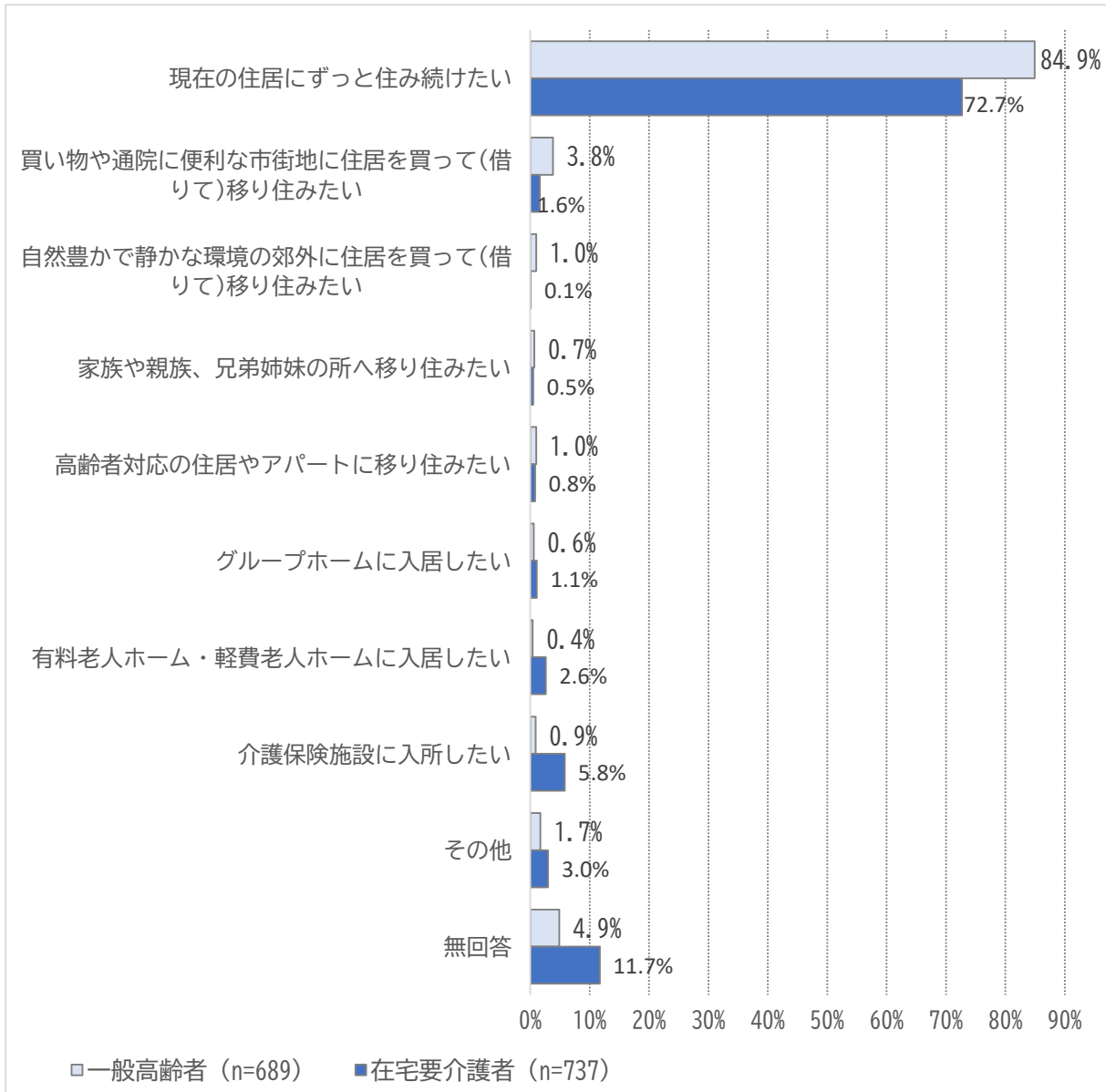


（若年者）



工. 希望する生活場所

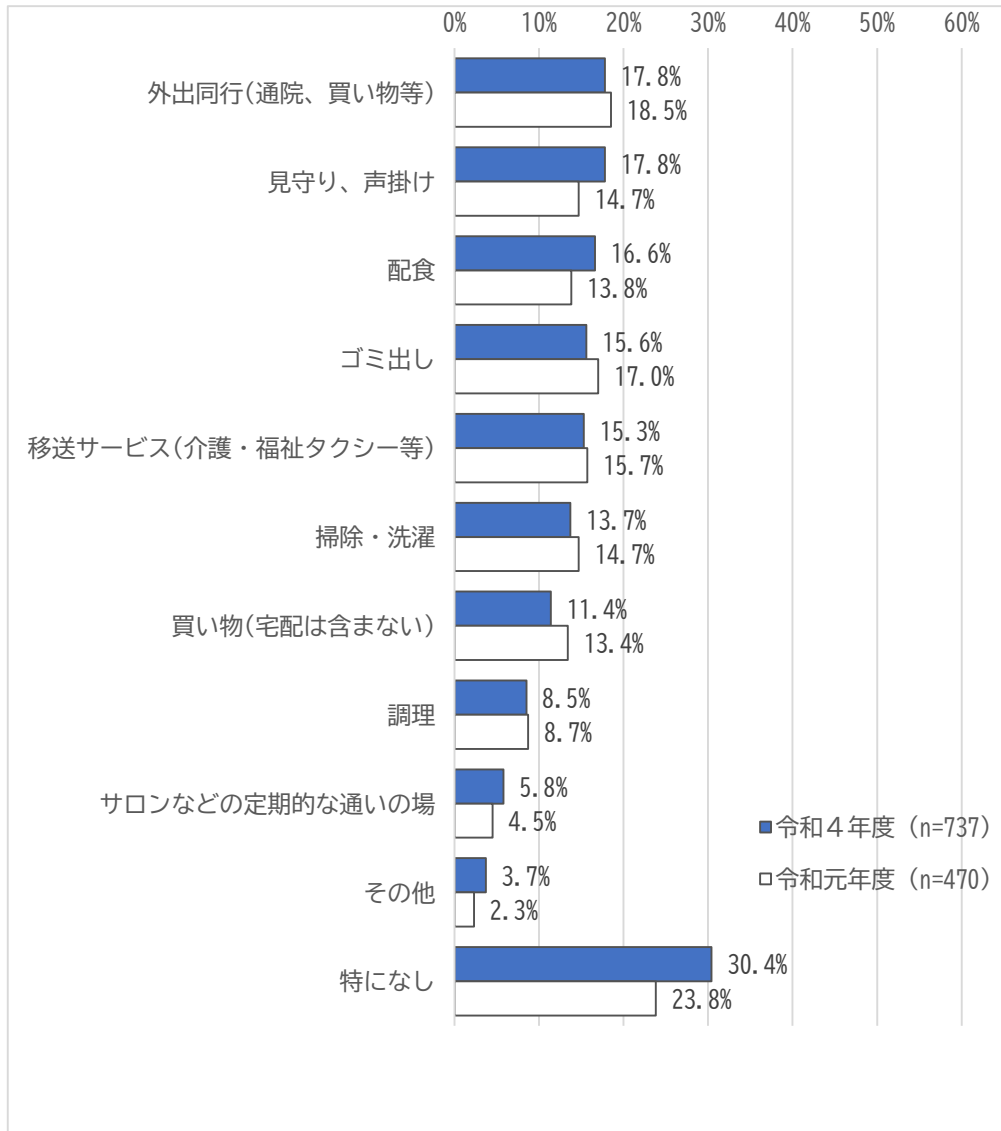
対象者別 比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望する生活場所については「現在の住居にずっと住み続けたい」が一般高齢者（84.9%）、在宅要介護者（72.7%）ともに最も高くなっている</li> <li>●一般高齢者では一般の住宅等を希望する割合が在宅要介護者より高く、在宅要介護者では有料老人ホームや介護保険施設を希望する割合が一般高齢者よりも高くなっている</li> </ul>
------------	--



オ. 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

結果	<p>● 「特になし」以外の回答では、「外出同行(通院、買い物等)」、「見守り、声掛け」、「配食」が必要であるとする割合が高くなっている</p>
前回比較	<p>● 「見守り、声掛け」(3.1ポイント増)、「配食」(2.8ポイント増)が前回より高くなっている</p>

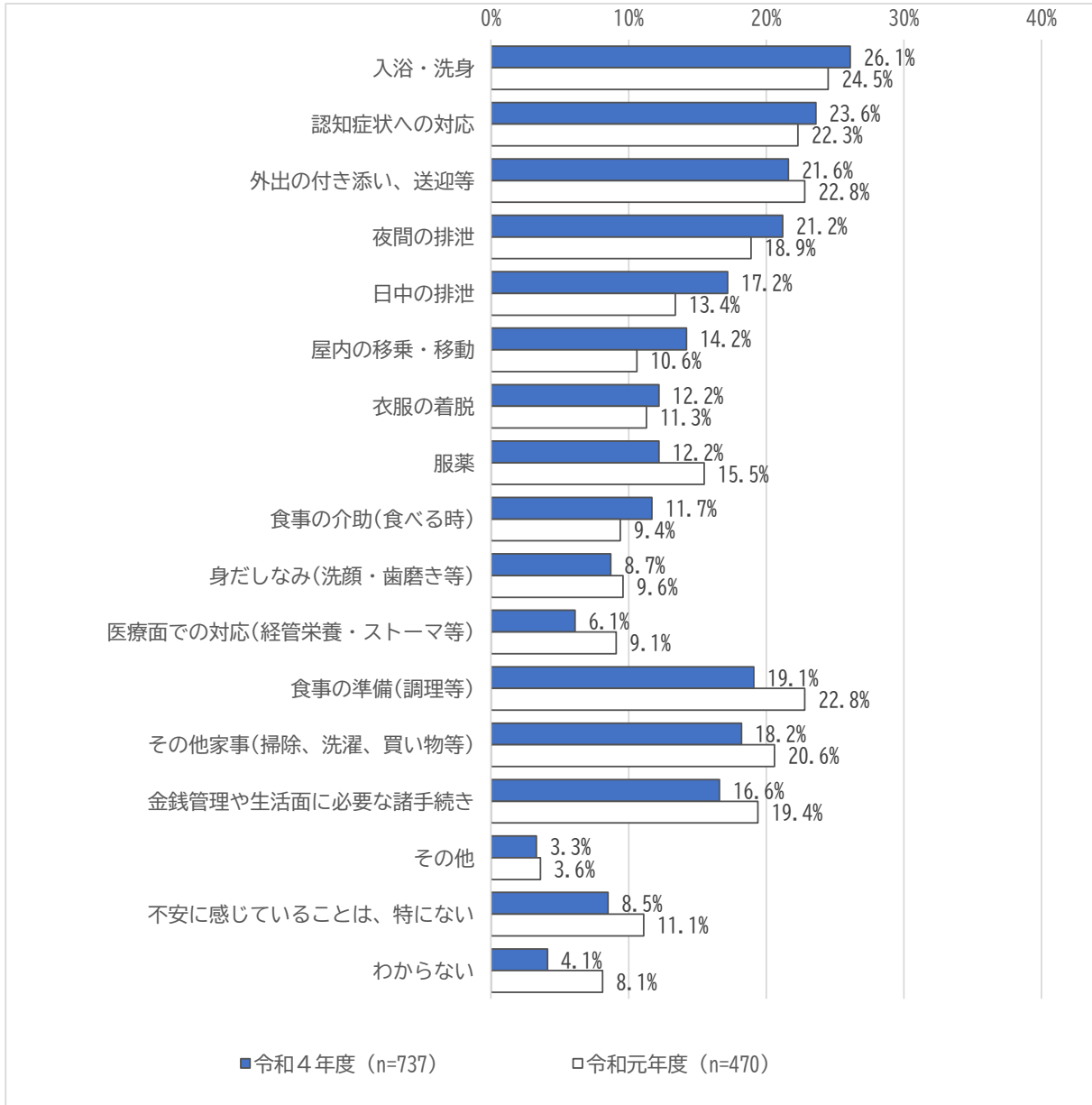
(在宅要介護者)



カ. 現在の生活を継続していくにあたって、介護者の方が不安を感じる介護

結果	● 「入浴・洗身」、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」が不安と答えた割合が高くなっている
前回比較	● 「日中の排泄」が3.8ポイント、「屋内の移乗・移動」が3.6ポイント、「食事の介助(食べる時)」が2.3ポイント前回より高くなっている

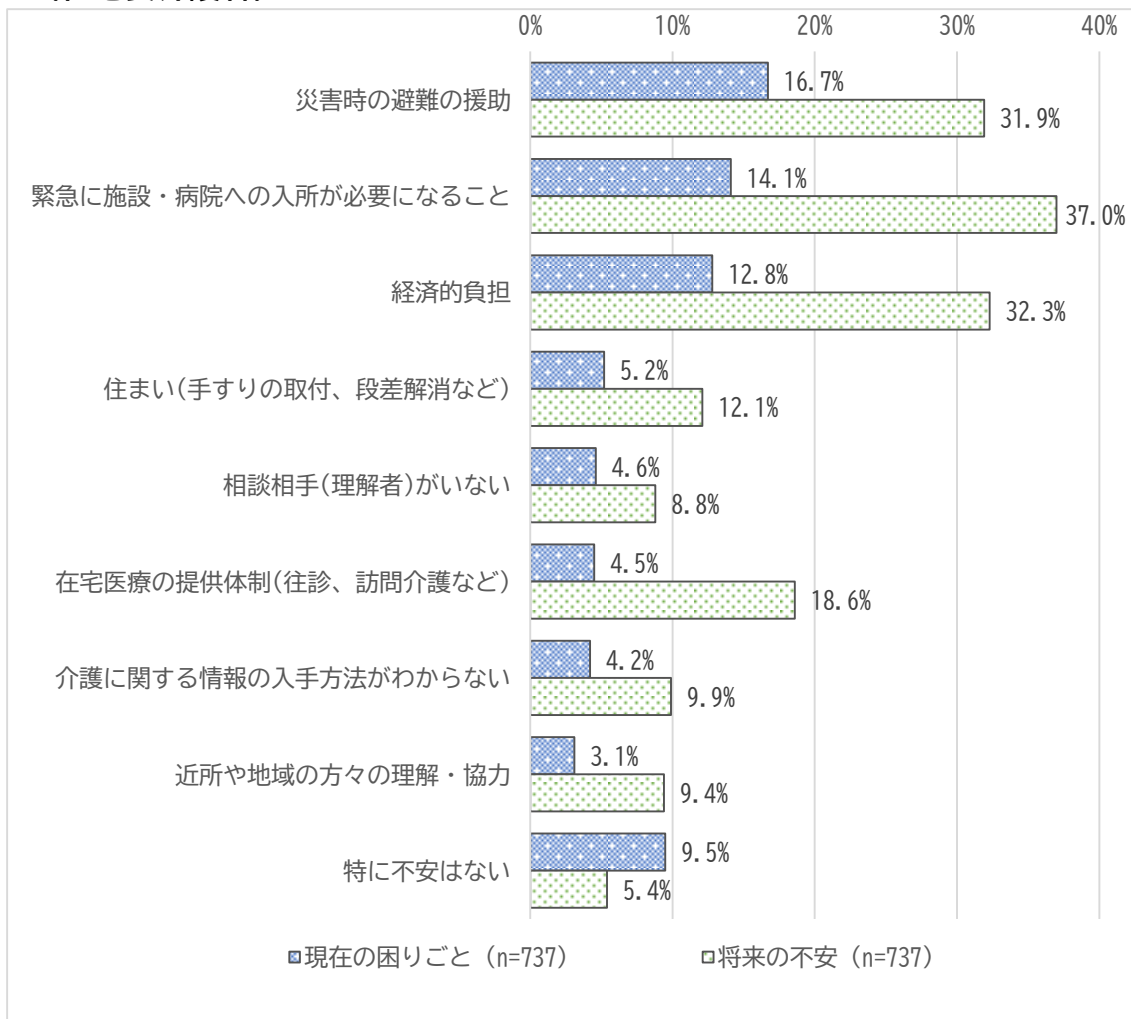
(在宅要介護者)



キ. 在宅での介護を行う上で、現在困っていることや将来の不安

結果	<p>●現在困っていること、将来の不安ともに「災害時の避難の援助」、「緊急に施設・病院への入所が必要になること」、「経済的負担」の割合が高くなっている</p>
----	---

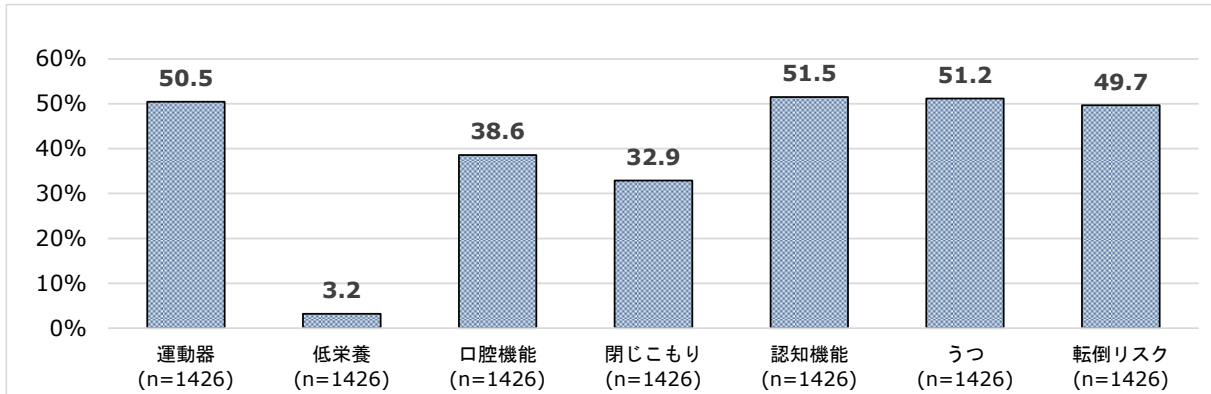
(在宅要介護者)



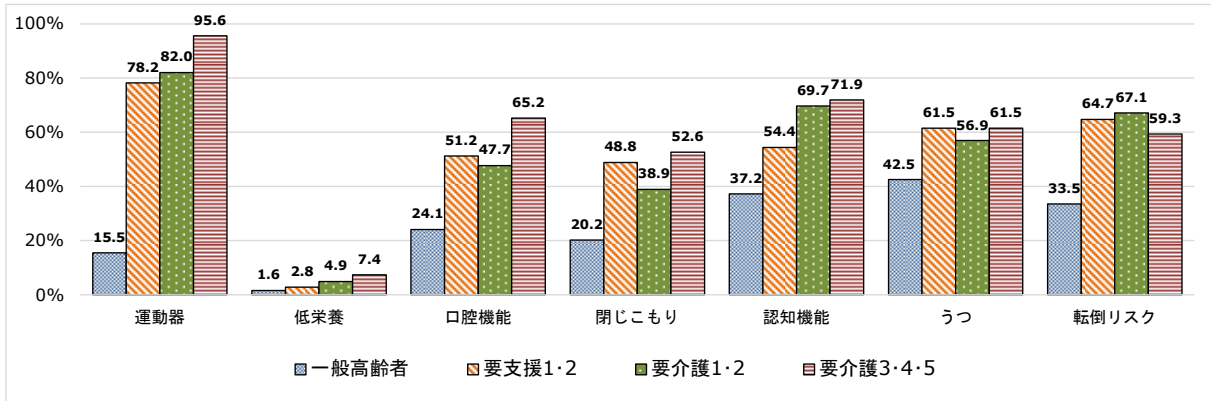
### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果における介護リスク分析

結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般高齢者では、「うつ」、「認知機能」の出現率が4割程度と高くなっている</li> <li>●要支援1・2では、「運動機能」の出現率が最も高く、「口腔機能」、「うつ」において要介護1・2より高くなっている</li> </ul>
----	---

(全体)



(認定区分別)



## 5 事業所等調査結果

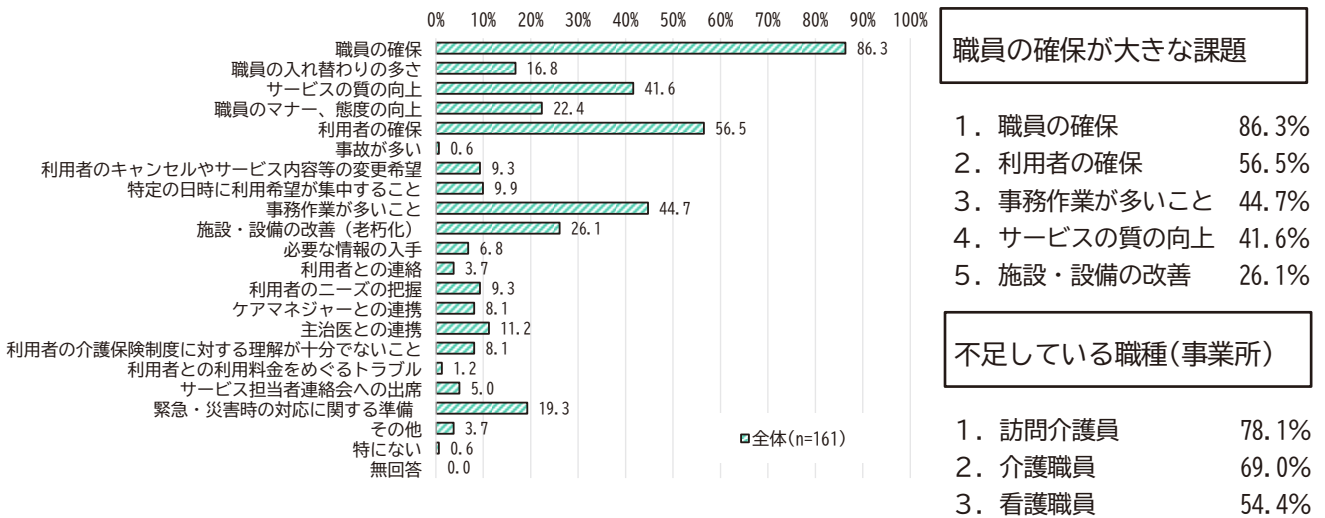
### (1) 調査の概要

調査	対象者
事業所調査	介護サービス提供事業所 等
介護支援専門員調査	ケアマネジャー
在宅生活改善調査	事業所及びケアマネジャー
居所変更実態調査	介護施設 等

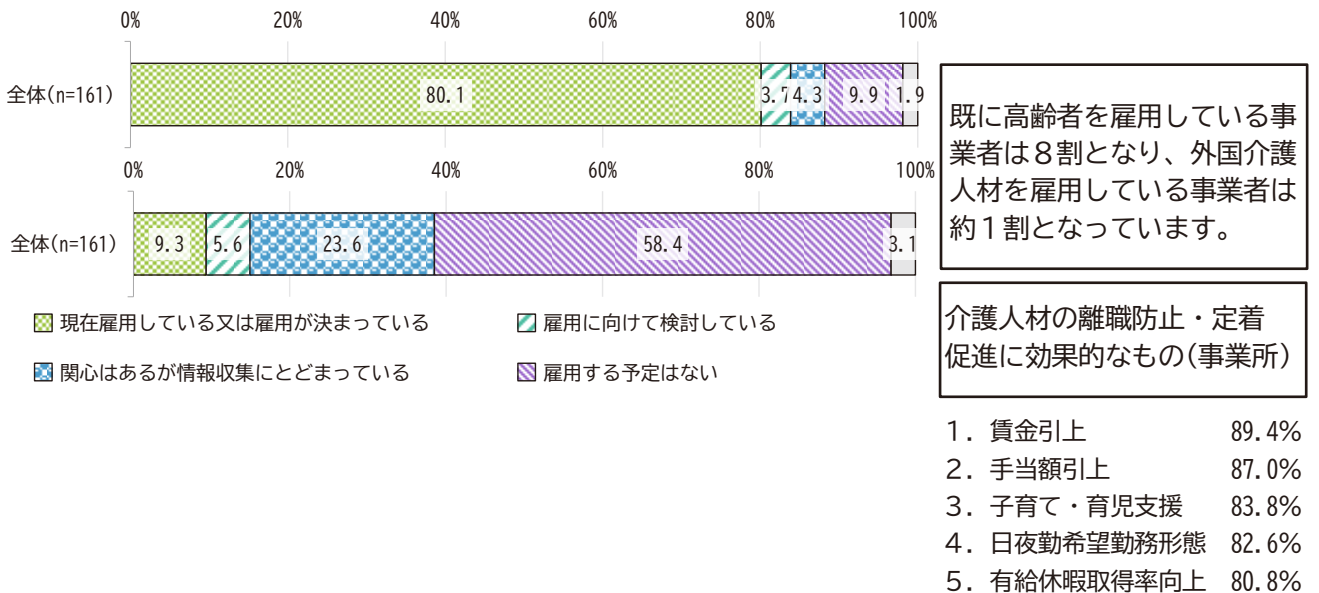
国が推奨する各種調査を実施するとともに、「地域のニーズに即した高齢者施策や介護サービスの展開を図ること」を目的に、事業所・介護支援専門員を対象とする市独自の調査を実施しました。

### (2) 事業所調査の主な結果

#### ①事業所の運営上の課題 ※複数回答

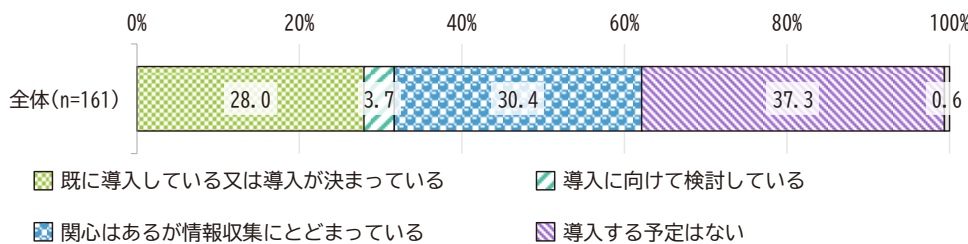


#### ②雇用について



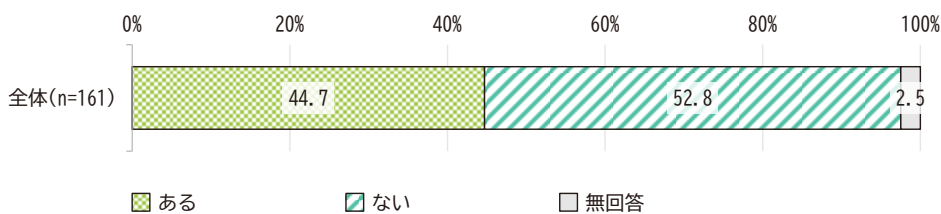


### ③介護ロボット・ICTの活用について



既に介護ロボット・ICTを導入している事業者は約3割となっています。

### ④霧島市で不足していると感じるサービスについて

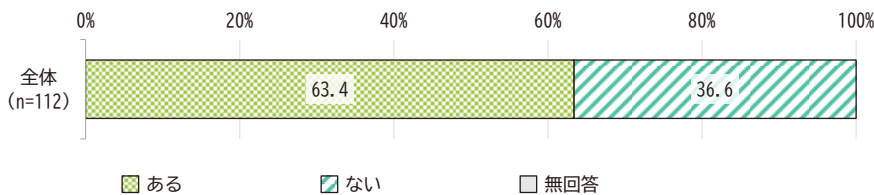


訪問介護が不足していると感じる事業所が多くなっています。

1. 訪問介護 37.5%
2. 複合型サービス 13.9%
3. 訪問入浴介護 9.7%

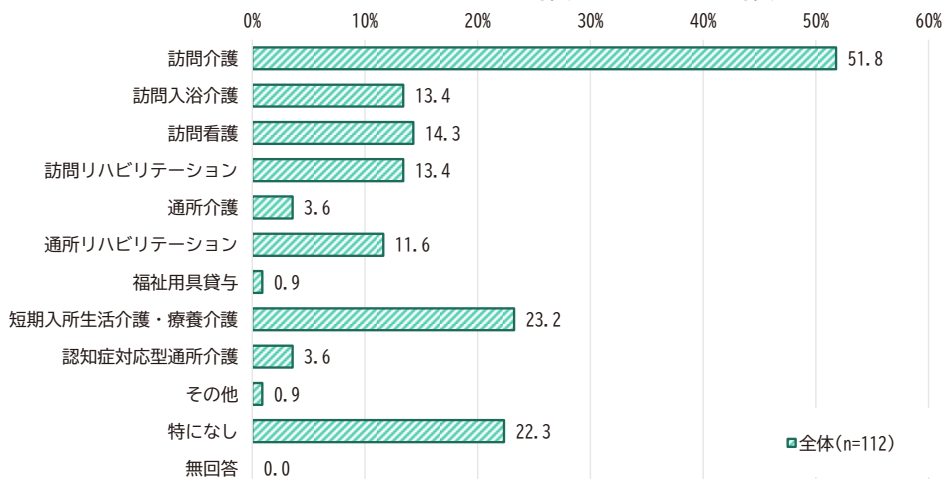
## (3) 介護支援専門員調査の主な結果

### ①在宅での生活が困難となっていると思われるケースについて



担当件数のうち、在宅での生活が困難であり施設入所が好ましいと思われるケースが「ある」割合は63.4%となっています。

### ②確保するのが困難だった介護サービス(介護予防サービスを含む)について ※複数回答

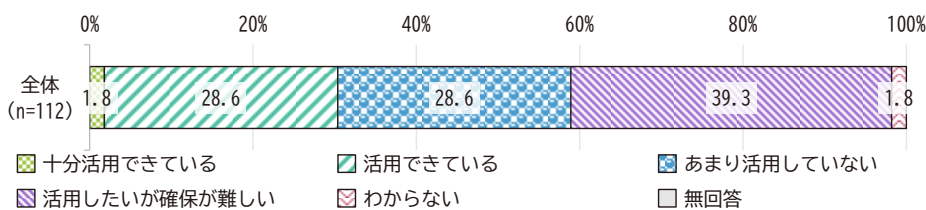


ケアプランの作成にあたり、確保するのが困難だった介護サービスは「訪問介護」の割合が51.8%と最も高くなっています。

《困難理由》

- ・空きがなかった 69.0%
- ・空きはあったが断られた 32.2%

### ③インフォーマル・サービス※の活用について



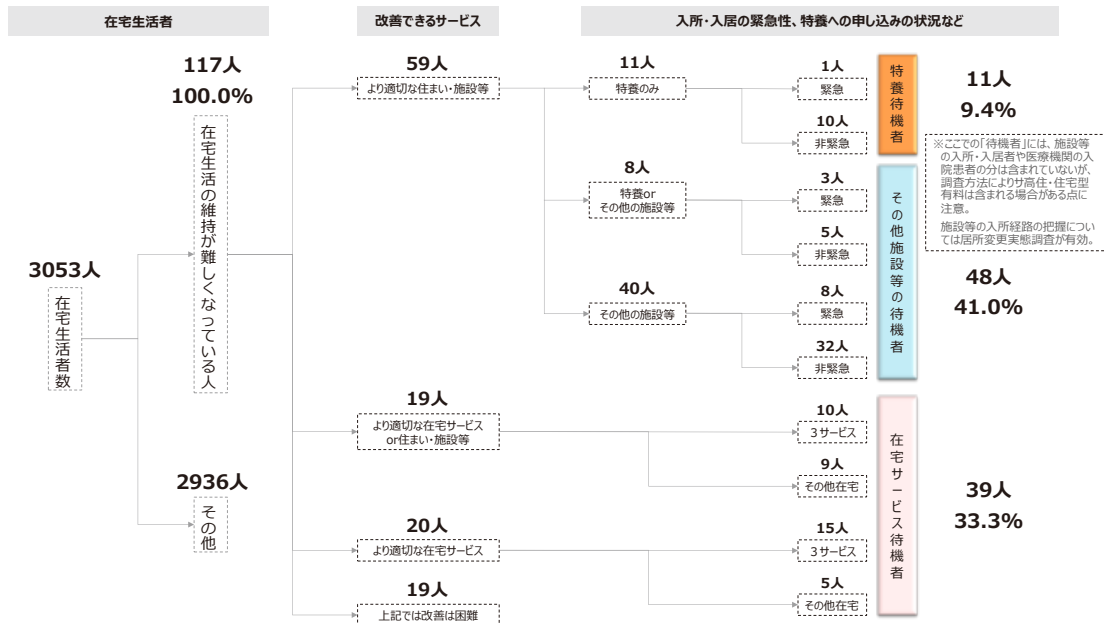
ケアプランの作成にあたって、インフォーマル・サービスを活用している割合は3割程度となっています。

※家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のも

### (4) 在宅生活改善調査の主な結果

ケアマネジャーに対し、自宅等での生活の維持が難しくなっている人で、在宅生活を維持するために必要なサービスを聞いたところ、約50%の人が、「より適正な住まい・施設等」のサービス提供が必要としており、その内容として最も多かったのは、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）で、次に住宅型有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の順となっています。一方、「より適切な在宅サービス等」を必要とする人は、約35%となっており、改善に必要なサービス内容は、小規模多機能居宅サービスが最も高く、次にショートステイ、通所系サービスの順となっています。在宅での生活継続に向けて、サービスの提供体制・機能を強化する必要があるといえます。

#### ① 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス



#### ② 「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス

生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(48人)		在宅サービス待機者(39人)	
住まい・施設等	住宅型有料	10人 20.8%	住宅型有料	6人 15.4%
	サ高住	8人 16.7%	サ高住	1人 2.6%
	軽費老人ホーム	8人 16.7%	軽費老人ホーム	0人 0.0%
	グループホーム	22人 45.8%	グループホーム	15人 38.5%
	特定施設	8人 16.7%	特定施設	0人 0.0%
	介護老人保健施設	6人 12.5%	介護老人保健施設	2人 5.1%
	療養型・介護医療院	7人 14.6%	療養型・介護医療院	7人 17.9%
	特別養護老人ホーム	8人 16.7%	特別養護老人ホーム	19人 48.7%
在宅サービス	-	-	ショートステイ	16人 41.0%
	-	-	訪問介護、訪問入浴	8人 20.5%
	-	-	夜間対応型訪問介護	1人 2.6%
	-	-	訪問看護	4人 10.3%
	-	-	訪問リハ	4人 10.3%
	-	-	通所介護、通所リハ、認知症対応型通所	14人 35.9%
	-	-	定期巡回サービス	6人 15.4%
-	-	小規模多機能	20人 51.3%	
-	-	看護小規模多機能	2人 5.1%	

生活の改善に向けて、代替が可能

### (5) 居所変更実態調査の主な結果

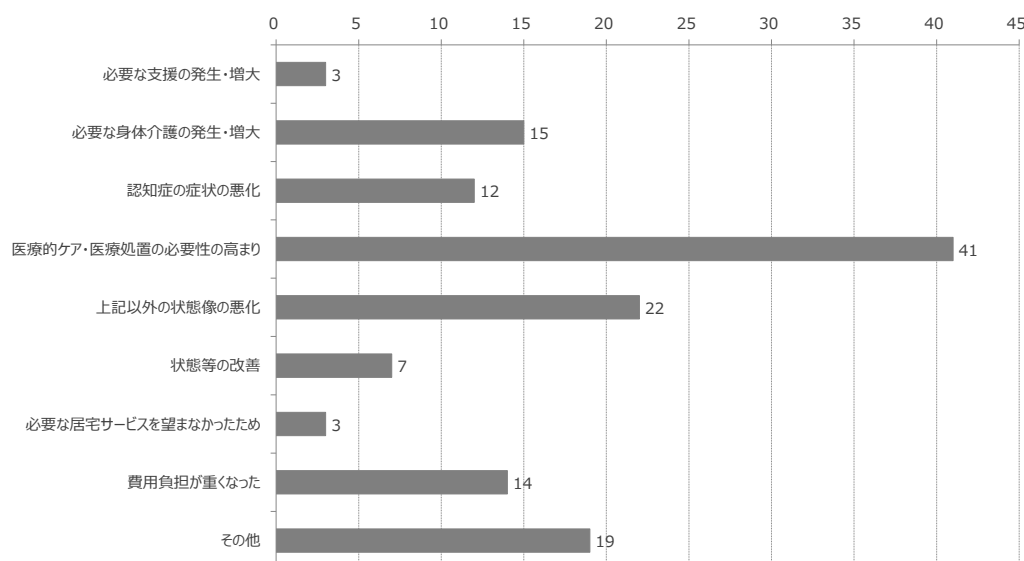
居所を変更した理由として、「医療的ケア・医療処置の必要の高まり」の割合が最も高く、医療処置を受けている利用者は、「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「住宅型有料老人ホーム」、「グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」の順で多くなっています。

また、施設からの居所変更先として、医療機関が最も多くなっています。このことから、要介護者の生活の継続性を高めるため、医療処置・対応が可能な施設・居住系サービスの受入体制の強化を検討する必要があるといえます。

#### ① 居所変更した人の要支援・要介護度

サービス種別	自立	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	死亡	申請中	合計
住宅型有料 (n=12)	0人 0.0%	1人 1.3%	3人 4.0%	9人 12.0%	10人 13.3%	15人 20.0%	11人 14.7%	4人 5.3%	22人 29.3%	0人 0.0%	75人 100.0%
経費 (n=2)	3人 17.6%	0人 0.0%	2人 11.8%	5人 29.4%	0人 0.0%	1人 5.9%	2人 11.8%	0人 0.0%	4人 23.5%	0人 0.0%	17人 100.0%
サ高住 (n=5)	3人 15.8%	1人 5.3%	1人 5.3%	1人 5.3%	3人 15.8%	0人 0.0%	2人 10.5%	1人 5.3%	7人 36.8%	0人 0.0%	19人 100.0%
GH (n=13)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 6.1%	12人 18.2%	10人 15.2%	14人 21.2%	7人 10.6%	19人 28.8%	0人 0.0%	66人 100.0%
特定 (n=4)	1人 2.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	6人 12.2%	7人 14.3%	10人 20.4%	7人 14.3%	5人 10.2%	13人 26.5%	0人 0.0%	49人 100.0%
地密特定 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
老健 (n=4)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	70人 20.2%	74人 21.3%	76人 21.9%	74人 21.3%	34人 9.8%	19人 5.5%	0人 0.0%	347人 100.0%
療養型・介護医療院 (n=2)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	9人 100.0%	0人 0.0%	9人 100.0%
特養 (n=7)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 0.9%	20人 9.3%	44人 20.5%	37人 17.2%	112人 52.1%	0人 0.0%	215人 100.0%
地密特養 (n=3)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	5人 16.1%	6人 19.4%	8人 25.8%	12人 38.7%	0人 0.0%	31人 100.0%
合計 (n=52)	7人 0.8%	2人 0.2%	6人 0.7%	95人 11.5%	108人 13.0%	137人 16.5%	160人 19.3%	96人 11.6%	217人 26.2%	0人 0.0%	828人 100.0%

#### ② 居所変更した理由



## 6 霧島市すこやか支えあいプラン2021の取組状況

すこやか支えあいプラン2021（令和3～5年度）では、5つの「基本事業」及び6つの「施策の方向性」を定め各事業を展開しました。それぞれの取組状況は次のとおりです。

### 基本事業1：介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実

#### 生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止、健康づくりの推進

- ・「本市が目指す介護予防のしくみ」を作成したことで、進めるイメージや目標を共有できた。
- ・通所型サービスCの個所数を増やし、市内全域で、介護認定を受けずとも通所サービスを利用できるようになった。
- ・地域のひろば等の通いの場に、専門職を派遣する仕組みが定着した。

### 基本事業2：高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

#### （1）認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

- ・認知症カフェが3箇所に増え、また、カフェ運営者で情報交換会を行っている。
- ・「私のアルバム」を改訂及び出前講座のメニューに追加し、地域のひろば等でACPの普及啓発を行った。
- ・アルツハイマー月間時に、国分シビックセンターにポスター等の掲示や広報誌への掲載を毎年行い、普及啓発を図った。
- ・ICTを活用したみまもりあいアプリの導入により、認知症高齢者等の行方不明時に市民の協力体制が図られた。

#### （2）在宅生活を支える支援体制の拡充

- ・高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターや成年後見センターを中心とした相談体制の強化を図った。
- ・地域ケア個別会議を行うことで、高齢者の自立支援・重度化防止につながり、また、介護支援専門員や介護サービス事業所職員等の資質向上につながった。

**基本事業3：高齢者の居住の安定の確保****居住の確保と安心して生活できる体制**

- ・地域包括支援センター等と連携し、在宅生活が困難な高齢者の把握や養護老人ホームへの入所支援体制の充実を図った。
- ・令和4年1月、霧島市居住支援協議会を設立し、高齢者の入居支援体制の強化を図った。
- ・ふれあいバス及びデマンド交通に加え、令和4年6月から「はやと循環ワゴン」を本格運行し、移動支援体制の拡充を図った。
- ・運転免許証を自主返納した高齢者に対して交付する「かごしま共通乗車カード」に、JR利用できる「SUGOCA」や「タクシーチケット」を追加し、免許返納後の支援の充実を図った。

**基本事業4：住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進****互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり**

- ・地域の互助を推進するためのセミナーや情報交換の場として、地域の絆プロジェクトが毎年実施され定着してきた。
- ・地域見守り支援員を設置する地区自治会公民館が、49 公民館+ 1 自治会と設置が進んでいる。
- ・霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らせるためのガイドライン作成とキックオフシンポジウムを行い、体制づくりが進んだ。

**基本事業5：介護保険制度の円滑な運営****介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援**

- ・介護事業所と連携し、福祉避難所の設置や対応フローの作成を行い、災害時対応の体制を構築できた。
- ・認定調査票の全件チェック（100%）を達成できた。
- ・給付適正化データ、医療費突合データを活用し、過誤調整を指示した。またそのことにより事業者の意識改善につながった。
- ・一部の書類の簡素化・オンライン化を図った。



## 第3章 日常生活圏域の設定及び特徴

### 1 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要となります。

そのため、第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた環境で生活を継続できるようにするために、市町村内を1つ又は複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととされました。

本市では、これまでの地域特性や生活のつながりに視点を置き、合併前の旧町単位や中学校区を基にした10圏域に設定しています。

圏域別に見ると、65歳以上の高齢者人口が減少傾向かつ85歳以上の人口も減少傾向にある横川、福山圏域、65歳以上の高齢者人口が減少傾向で85歳以上の人口がピークを迎えている牧園圏域、更に85歳以上の人口が増加傾向にある霧島圏域が、人口推計から見えてきた特徴的な圏域となるため、加速度的な地域包括ケアシステムの深化が求められることになると考えられます。

65歳以上人口推移	85歳以上人口推移	人口の推移から想定される状況	圏域
増加傾向	増加傾向	医療・介護の体制拡充、担い手確保育成、ニーズ増加	国分北、国分、国分南、溝辺、隼人北、隼人南
	ピーク	医療・介護の体制拡充、担い手確保育成、10年以降先ニーズ増加	
	減少傾向		
ピーク	増加傾向	医療・介護の体制維持、担い手確保重点、ニーズ増加	
	ピーク		
	減少傾向	医療・介護の体制維持、担い手確保重点、ニーズ減少	
減少傾向	増加傾向	医療・介護の確保困難、担い手確保困難、ニーズ増加	霧島
	ピーク		牧園
	減少傾向	医療・介護の確保困難、担い手確保困難、ニーズ減少	横川、福山



なお、霧島市地域包括支援センターについては、引き続き 10 箇所で開催することで、圏域ごとの特性に応じ、地域と一体となった施策の推進を目指します。

圏域	地区自治公民館名
国分北	東襲山、清水、姫城、郡山、木原、川原
国分	国分東、国分西、向花、府中、新町、野口、上小川
国分南	広瀬、福島、松木、湊、上井、川内、平山、本戸、敷根、下井、上之段、塚脇
溝辺	瀬竹、下有川切門、石原、上石原、永尾、曾我、据石ヶ岡、稻荷、宮久、宮川内、三縄、陵北、水尻・横頭、大川内岡、石峯、麓原、玉利、論地、陵南、西原、十三塚、桑坂
横川	山ヶ野、安良、中央、尾田、植村今村、西、佐々木
牧園	牧園、三体、万膳、中津川、持松、高千穂
霧島	永水、向田、大川、中央、湯之宮、待世、田口、狭名田、栢野、桂内、霧島
隼人北	姫城、日当山、松永、中福良
隼人南	小浜、小野、富隈、宮内
福山	小廻、中央、大廻、東牧之原、西牧之原、下牧之原、福地、福沢、佳例川、比曾木野

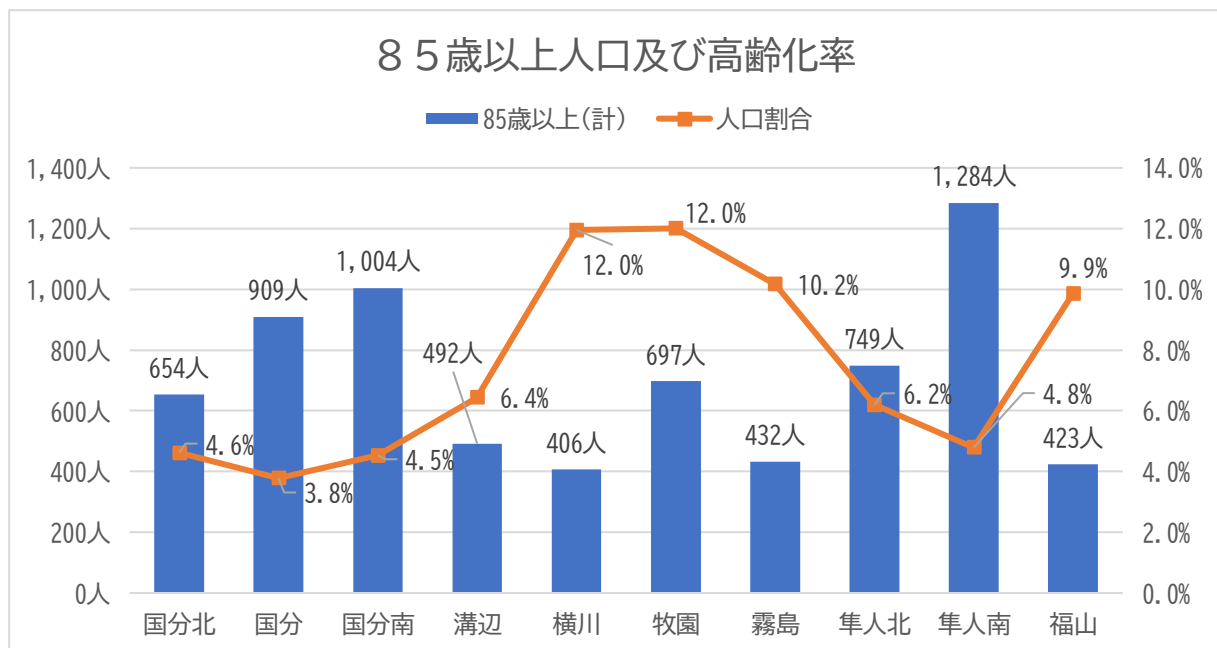
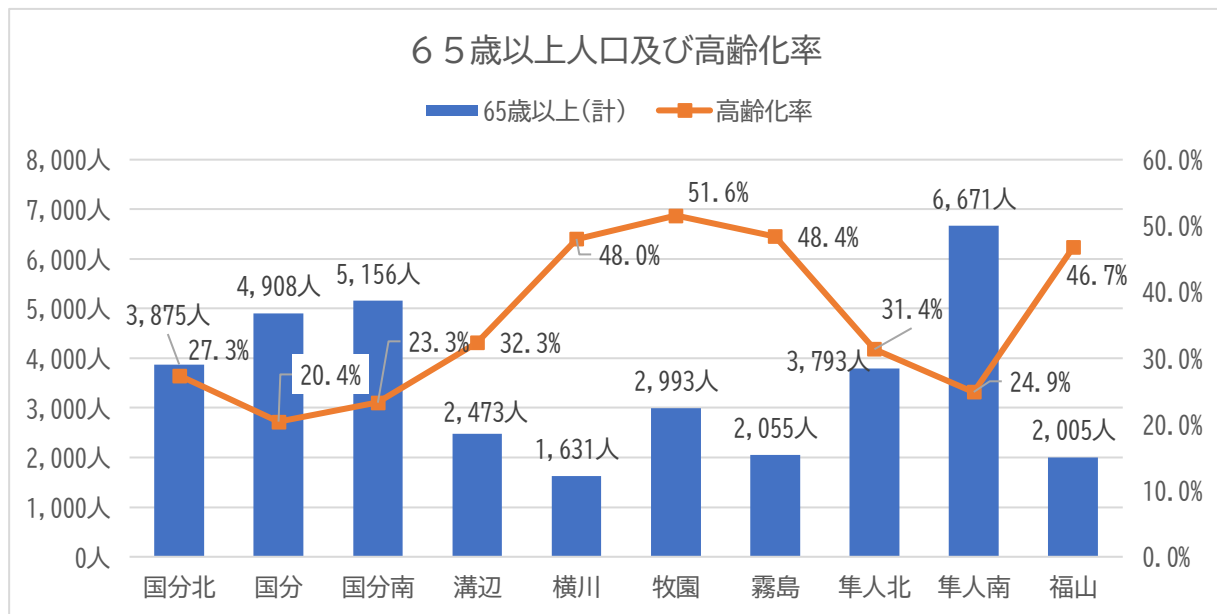




## 2 日常生活圏域別の地域特性

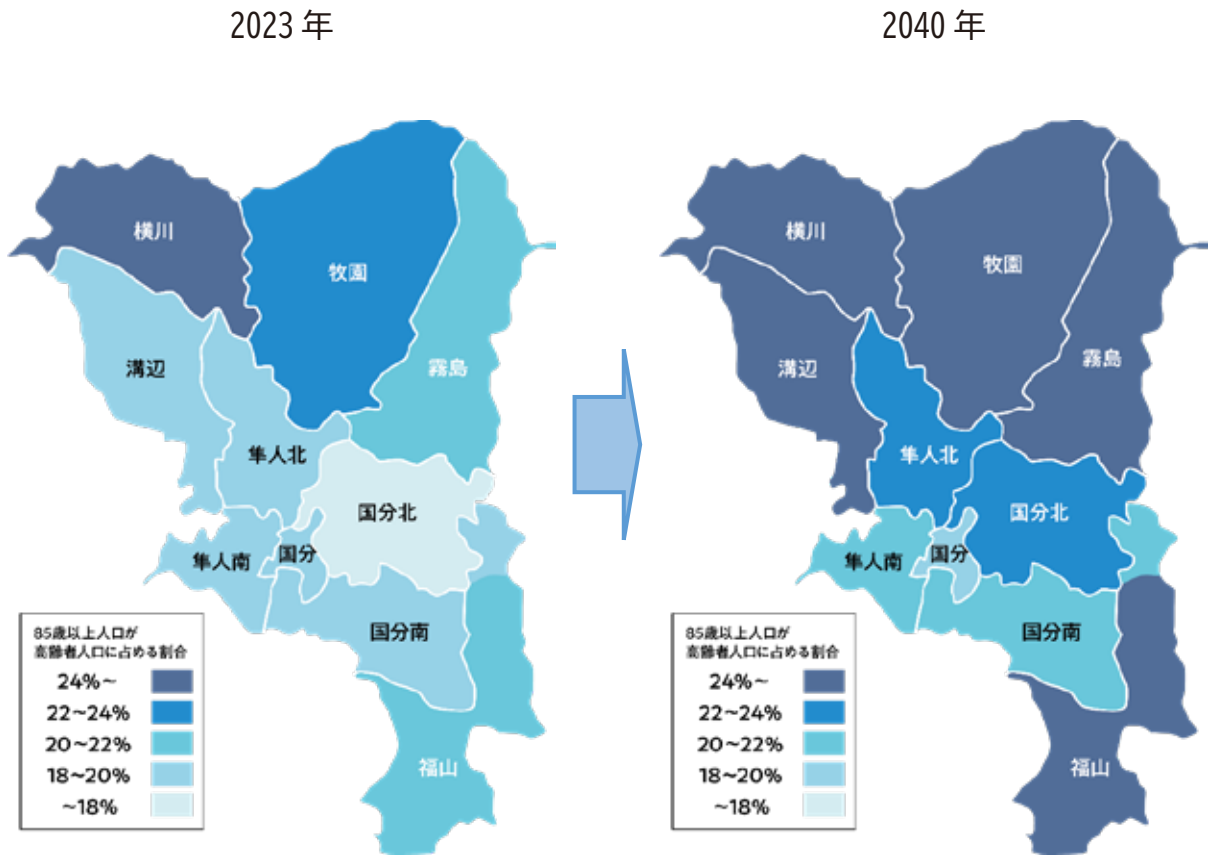
本市が設定する10の日常生活圏域においては、高齢者人口・高齢化率や認定率等が異なり、また社会資源の違いもあることから、それぞれの地域で特性が大きく異なります。

高齢化率は、横川圏域、牧園圏域、霧島圏域、福山圏域が40%を超えています。高齢者人口に占める85歳以上人口率では、横川圏域、牧園圏域が他地区と比較して高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

■圏域別2040年高齢化率の予測



圏域名	2023年			2040年		
	高齢者人口	うち85歳以上	割合	高齢者人口	うち85歳以上	割合
国分北	3,875	654	16.9%	4,737	1,053	22.2%
国分	4,908	909	18.5%	6,859	1,354	19.7%
国分南	5,156	1,004	19.5%	6,242	1,310	21.0%
溝辺	2,473	492	19.9%	2,291	623	27.2%
横川	1,631	406	24.9%	1,132	351	31.0%
牧園	2,993	697	23.3%	2,041	713	34.9%
霧島	2,055	432	21.0%	1,617	447	27.6%
隼人北	3,793	749	19.7%	4,196	968	23.1%
隼人南	6,671	1,284	19.2%	7,978	1,669	20.9%
福山	2,005	423	21.1%	1,436	405	28.2%

※市全体の人口は補正を行っているため、各圏域の合計と一致しない場合があります。



### 3 圏域別の状況整理シート

#### (1) 国分北圏域

##### ①圏域の特徴・課題・強みなど

国分北圏域では、地域のひろば等の事業を有効活用し、自治会単位で活動に取り組む地域が多いという特徴があり、民生委員や地域見守り支援員の活動も盛んで高齢者の見守りに力を入れています。また、買い物に不自由を感じている山間部の高齢者を対象にコンビニエンスストアやスーパーによる移動販売や一部の自治会では、月に一回手作り弁当を提供するなどの活動も行われています。なお、近年、若年層の住民が増加している地域でもあることから、自治会加入率の向上が本圏域の今後の地域活動へ大きな影響を与えると推測されます。

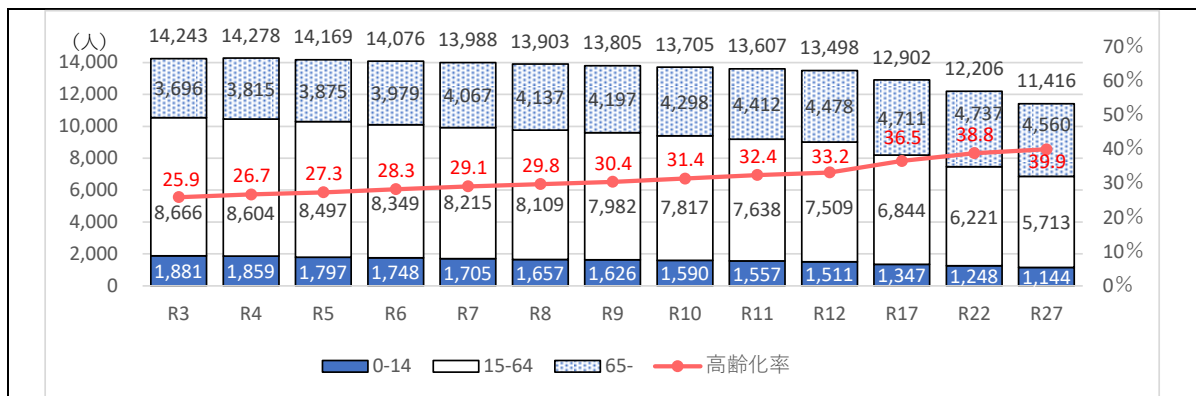
##### ②圏域の概要

	市全体		国分北圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	14,169	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	1,797	12.7
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	8,497	60.0
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	3,875	27.3
うち前期高齢者	17,603	14.1	2,075	14.6
後期高齢者	17,957	14.4	1,800	12.7
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	1,312	4.4
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)187,884円 (入院)144,908円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)349,895円 (入院)639,568円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	49.4	
	特定保健指導終了率	56.1	61.5	
	長寿健診率	37.1	40.2	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

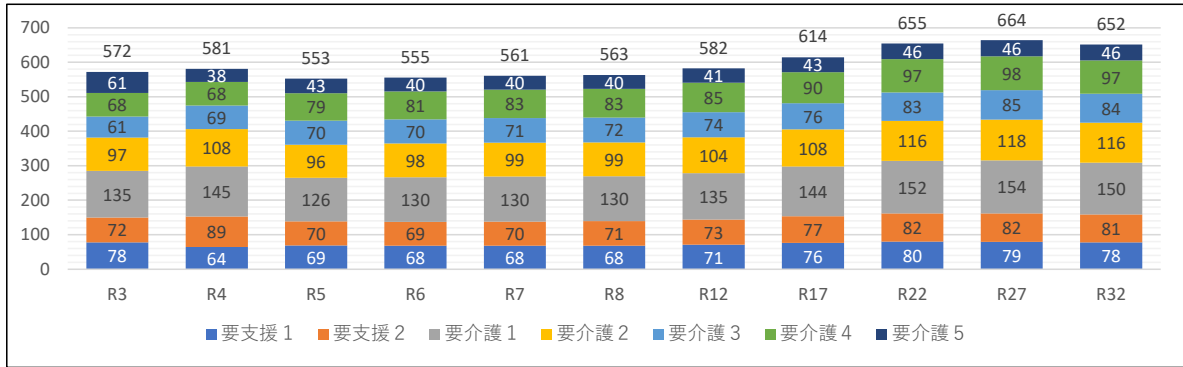
##### ③将来の人口及び高齢率の見込み

総人口は減少、高齢者人口は令和22年（2040年）以降も増加します。



④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



⑤圏域の介護保険事業サービス

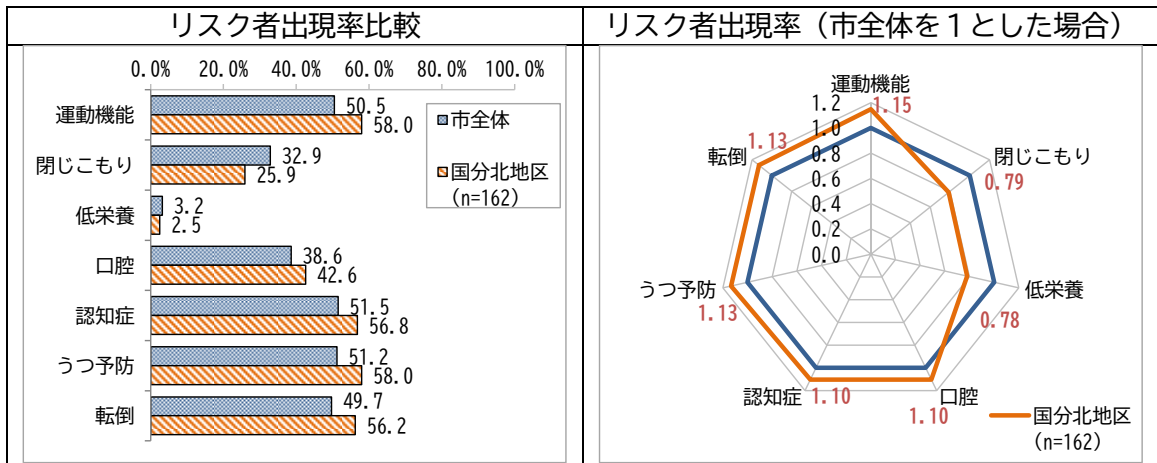
	在宅													地域密着型					施設				その他							
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	7	-	4	2	2	3	3	2	1	1	1	-	7	1	1	2	-	1	5	2	1	-	-	1	1	1	1	1	3	2
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	10	25	27	-	29	79	160	80	-	-	50	10	50	10	71	65	

⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)・・・14箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)・・・6公民館、54人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)・・・7箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)・・・6人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)・・・117人

⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況



## (2) 国分圏域

### ① 圏域の特徴・課題・強みなど

国分圏域は、市の中心部に位置し、本計画の10圏域の中では最も面積の小さな圏域です。地区自治公民館ごとの総人口はいずれも1000人を超え、その多くは国分西・国分東地区に集中しています。地区別の高齢化率を見ると、向花地区は高く、国分西・野口地区は低い傾向にあります。また、商業施設、行政・医療施設及び公共交通機関等は充実しており、大きなイベントも開催されるため世代間交流の機会も多くあります。課題としては、マンション等の集合住宅に居住する人が多く、訪問の実施等による生活実態の把握が難しいことがあげられます。なお、交通渋滞や道幅が狭い道路の交通量も多いことから、高齢者の交通事故に注意が必要な地域でもあります。

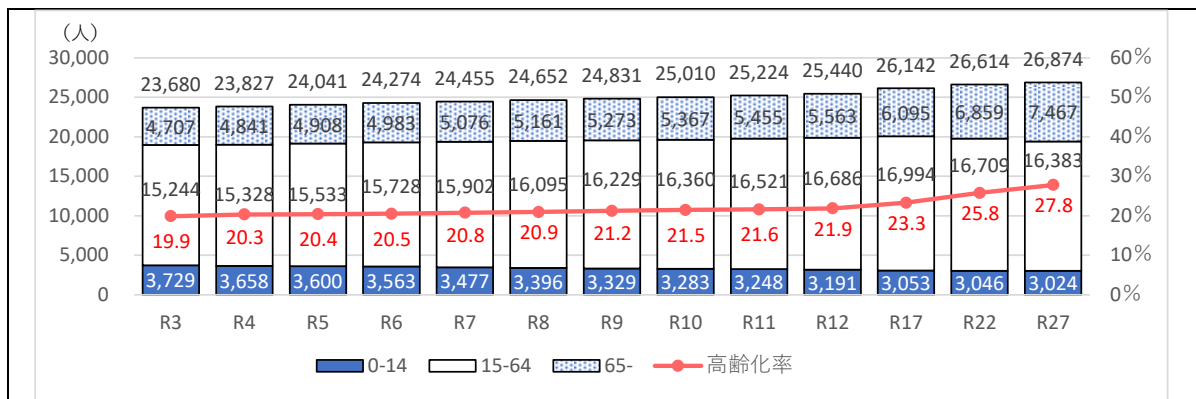
### ② 圏域の概要

		市全体		国分圏域	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口		124,626	100.0	24,041	100.0
年少人口(0~14歳)		17,388	14.0	3,600	15.0
生産年齢人口(15~64歳)		71,678	57.5	15,533	64.6
老年人口(65歳以上)		35,560	28.5	4,908	20.4
うち前期高齢者		17,603	14.1	2,487	10.3
後期高齢者		17,957	14.4	2,421	10.1
高齢者単身世帯数		12,694	20.0	1,827	6.1
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円		(外来)195,046円 (入院)147,490円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円		(外来)356,136円 (入院)503,039円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5		43.4	
	特定保健指導終了率	56.1		51.1	
	長寿健診率	37.1		40.1	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

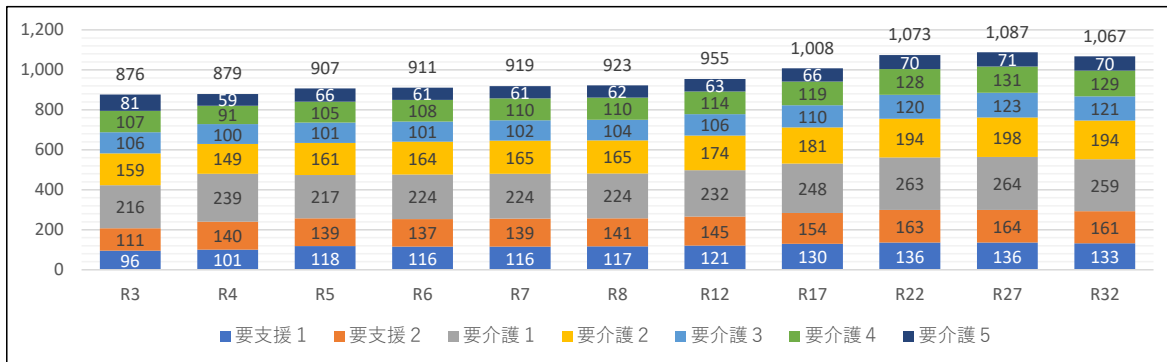
### ③ 将来の人口及び高齢率の見込み

総人口、高齢者人口共に令和22年（2040年）以降も増加します。



### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

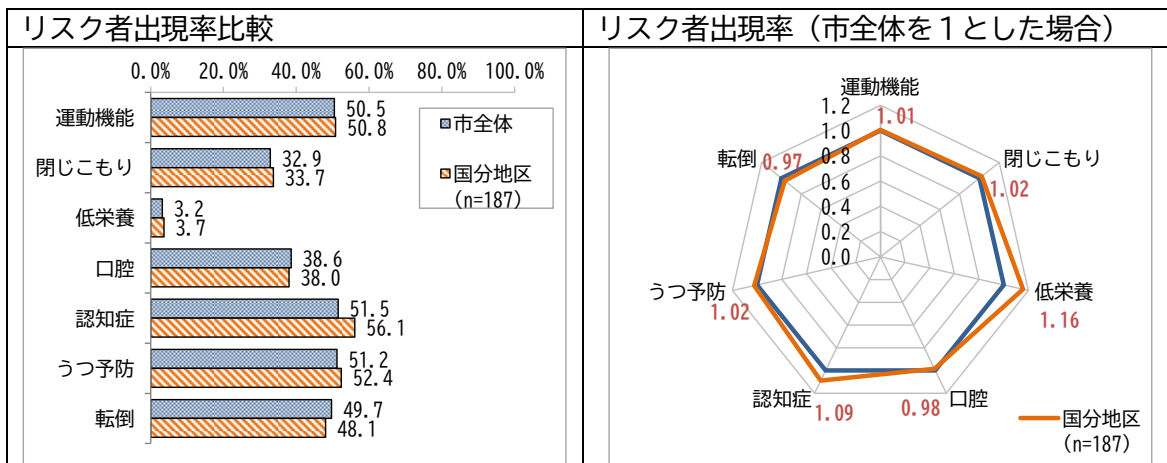
	在宅													地域密着型				施設				その他						
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	4	-	3	1	10	2	7	1	1	2	2	-	9	2	4	4	1	4	-	-	1	1	-	-	-	1	2	2
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	24	89	45	29	67	-	-	30	3	-	-	-	40	35	44

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…10箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…5公民館、41人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…14箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…23人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…43人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況





### (3) 国分南圏域

#### ①圏域の特徴・課題・強みなど

国分南圏域では、地区自治公民館単位で地域活動を行っている地区が多く、山間部では元々あった地域活動により顔の見える関係が構築されています。平野部も地域活動や地域のひろば等、市の事業を有効活用する地区が多い傾向です。また、福島、湊及び下井地区は新興住宅地が増え、生徒数が増加する学校もありますが、上井、下井及び敷根地区は人口が減少しています。課題としては、医療機関や介護保険サービス事業所、スーパー等が少ないため、運転免許を返納すると、病院や買い物等に行くことが難しくなることや、山間部（上之段や口輪野、塚脇地区）では救急搬送や緊急時の対応に時間を要すること等があげられます。

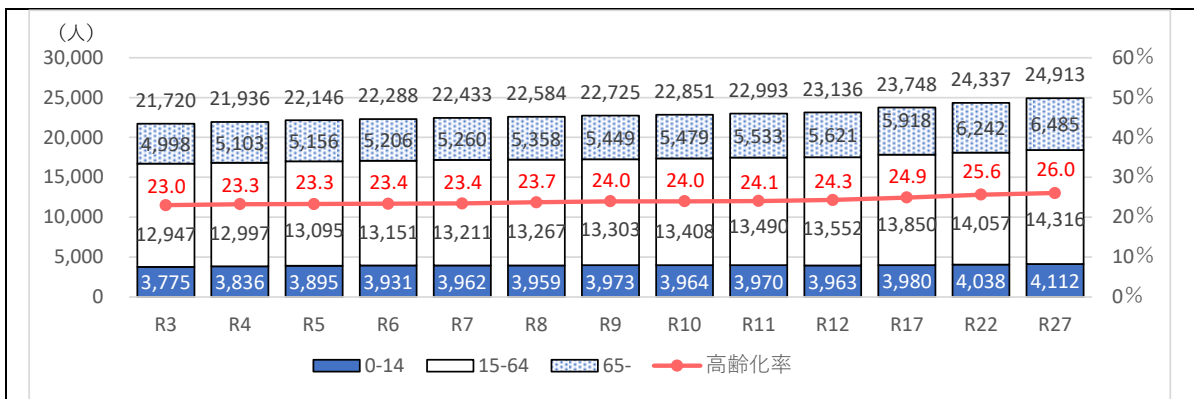
#### ②圏域の概要

	市全体		国分南圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	22,146	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	3,895	17.6
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	13,095	59.1
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	5,156	23.3
うち前期高齢者	17,603	14.1	2,592	11.7
後期高齢者	17,957	14.4	2,564	11.6
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	1,782	6.0
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)190,583円 (入院)178,692円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)358,519円 (入院)591,226円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	47.1	
	特定保健指導終了率	56.1	57.9	
	長寿健診率	37.1	40.3	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

#### ③将来の人口及び高齢率の見込み

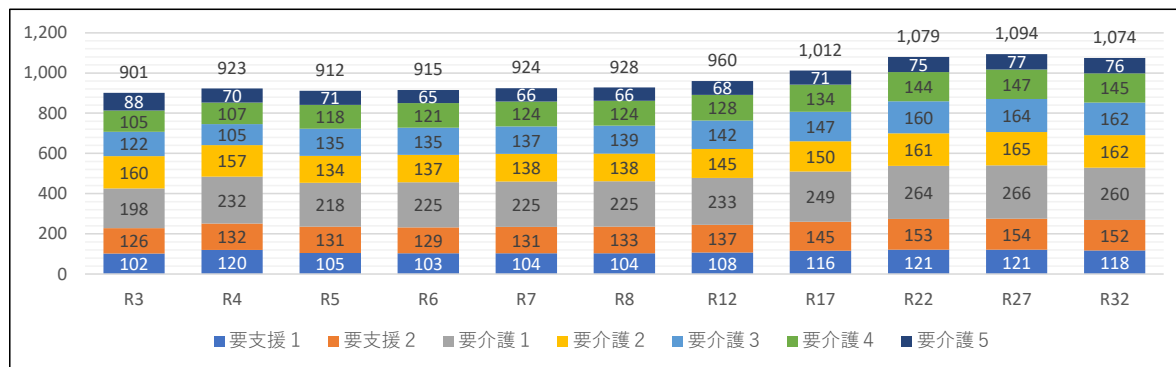
総人口、高齢者人口共に令和22年（2040年）以降も増加します。





### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

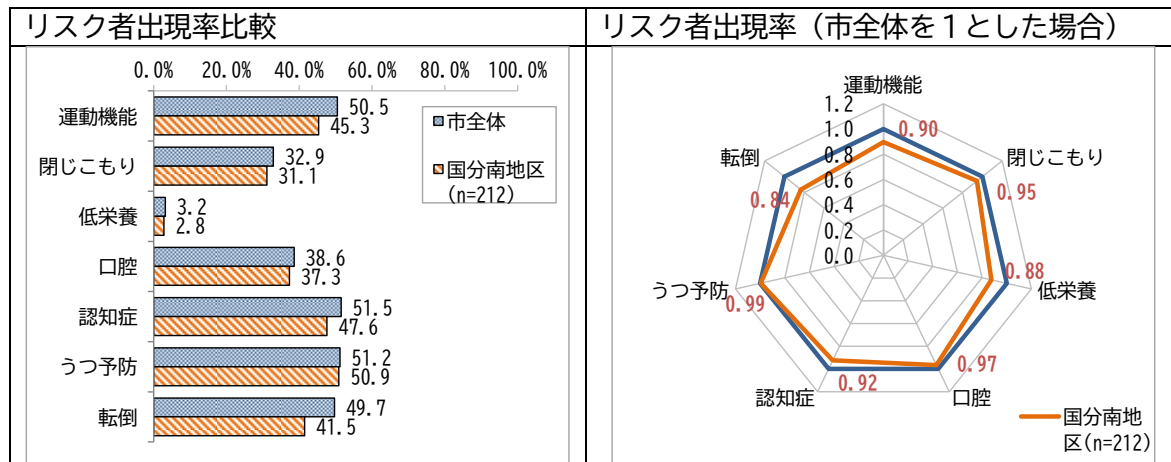
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	-	-	-	-	5	3	1	-	-	-	-	4	-	4	4	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	2
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	105	36	-	89	-	-	-	-	-	-	-	20	90	66	

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…18箇所
- ・認知症カフェ…1箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…8公民館、36人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…7箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…8人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…74人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況



## (4) 溝辺圏域

### ①圏域の特徴・課題・強みなど

溝辺圏域では、自治会加入率が高く、住民同士の支えあい、見守りなど繋がりが強い地域が多くみられます。バル（軽食喫茶店）や独自の催しを開催するなど地域を盛り上げたい思いが強い地区もありますが、若年層が増加している地区については、顔の見える関係性が希薄化してきている特徴もあります。課題としては、勾配が多く徒歩での移動が難しいため、高齢ドライバーが多いことや、買い物をする店舗が少ないこと、介護保険事業所の人材不足による閉鎖等への懸念などがあげられます。また、圏域内の4医療機関は、訪問診療を実施しており、訪問診療で医療を受けている方もいます。地域独自の資源としては、社会福祉法人による通いの場や、事業所による認知症カフェ、高齢者と小学生との交流が存在します。

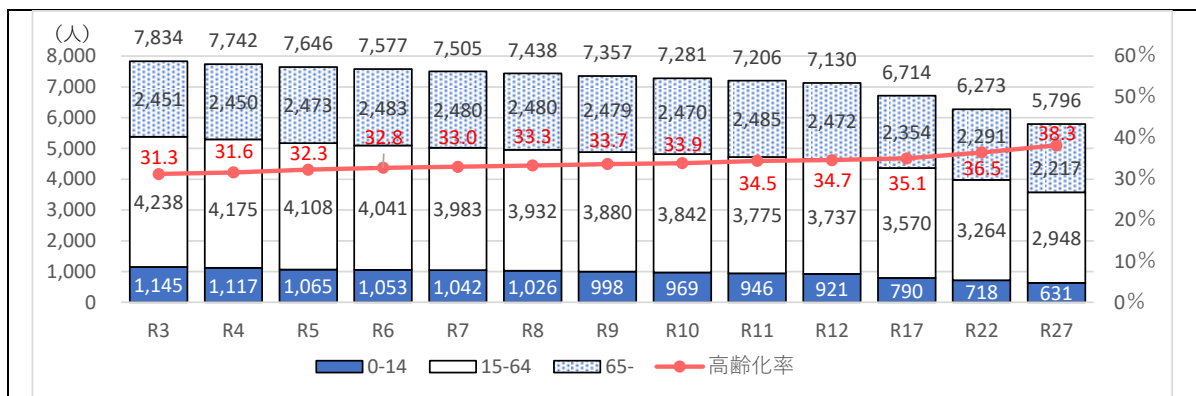
### ②圏域の概要

	市全体		溝辺圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	7,646	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	1,065	13.9
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	4,108	53.8
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	2,473	32.3
うち前期高齢者	17,603	14.1	1,250	16.3
後期高齢者	17,957	14.4	1,223	16.0
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	755	20.4
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)199,721円 (入院)144,000円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)347,443円 (入院)495,406円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	42.5	
	特定保健指導終了率	56.1	51.5	
	長寿健診率	37.1	28.1	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

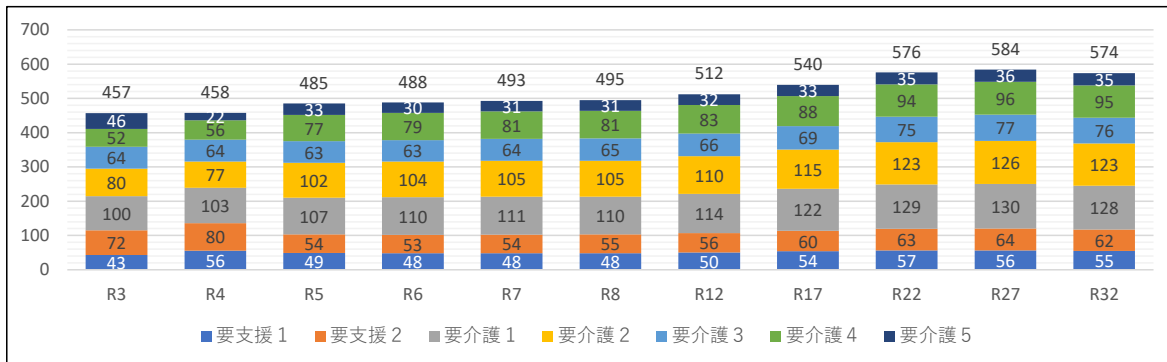
### ③将来の人口及び高齢率の見込み

令和6年（2024年）以降は、総人口、高齢者人口共に減少に転じますが、高齢化率はその後も上昇します。



### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

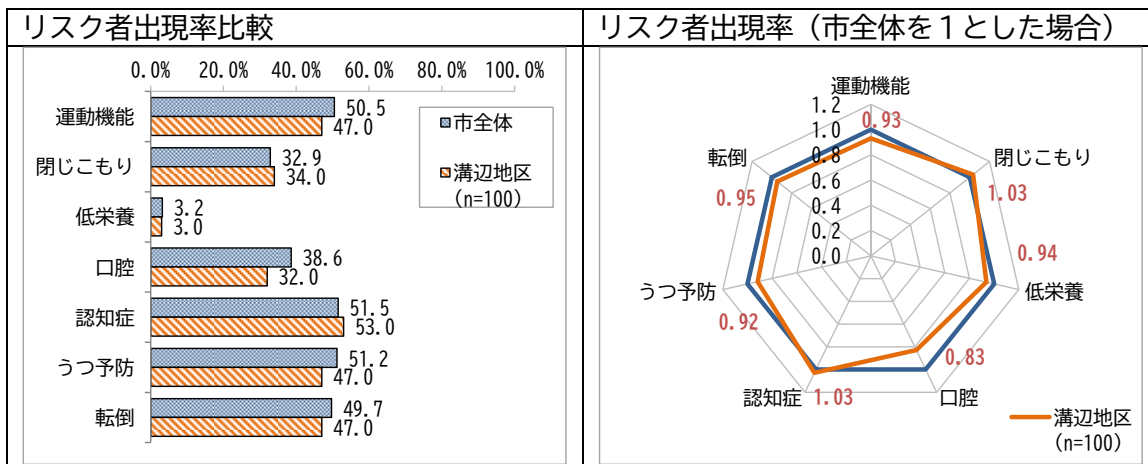
	在宅													地域密着型				施設				その他						
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	1	-	1	-	2	2	1	2	1	1	-	-	2	1	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12	54	27	-	-	80	-	-	-	-	-	-	-	9	-

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…5箇所
- ・認知症カフェ…1箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…7公民館、14人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…4箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…4人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…14人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

#### ア. リスク該当者の出現状況



## (5) 横川圏域

### ①圏域の特徴・課題・強みなど

横川圏域は、総面積の82%が山林で平地が少なく、かつて山ヶ野金山がありましたが、その後は農業が主産業となりました。県内最古の木造駅舎の大隅横川駅や桜の名所として有名な丸岡公園があり、そうした社会資源を地域の高齢者を中心に守っています。課題としては、店舗数の減少、入院できる医療機関がない、交通の便が悪い、人口減少・高齢化が進んでいる等があげられます。強みとしては、物産館「よいやんせ」が唯一の買い物の場所としてだけでなく、高齢者等が野菜等を売るなどの生きがいつくりの場として活用されています。夏祭り・文化祭などの催しも続けられ、地域愛が強く、昔ながらの雰囲気が残っています。

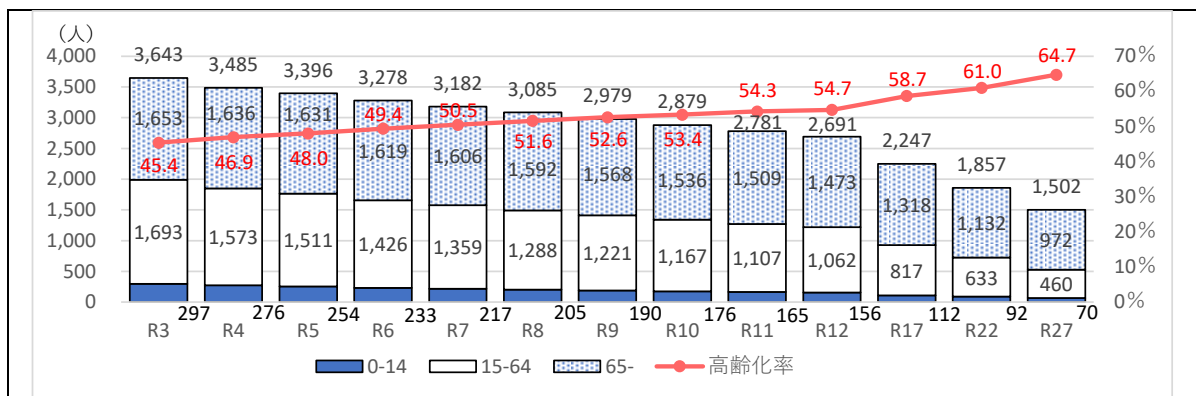
### ②圏域の概要

	市全体		横川圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	3,396	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	254	7.5
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	1,511	44.5
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	1,631	48.0
うち前期高齢者	17,603	14.1	744	21.9
後期高齢者	17,957	14.4	887	26.1
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	652	34.4
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)211,664円 (入院)206,128円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)367,067円 (入院)694,709円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	40.1	
	特定保健指導終了率	56.1	41.2	
	長寿健診率	37.1	25.0	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

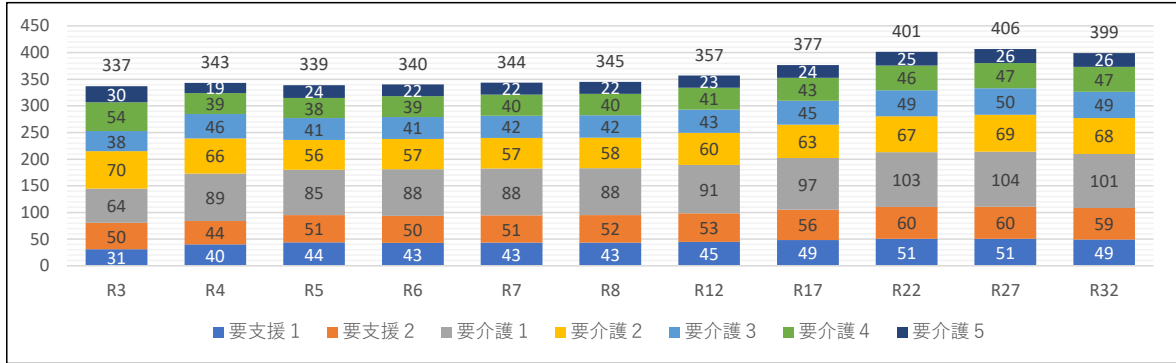
### ③将来の人口及び高齢率の見込み

令和6年（2024年）以降は、総人口、高齢者人口共に減少に転じますが、高齢化率はその後も上昇し、令和22年（2040年）には61%に達する見込みです。



### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

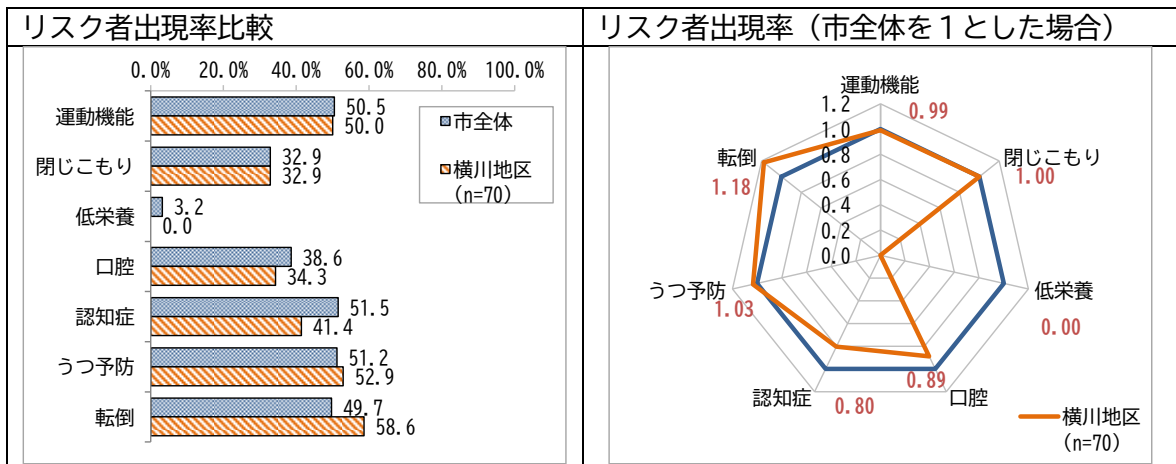
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	介護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	1	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	9	20	-	50	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…7箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…5公民館、17人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…1箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…1人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…3人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況



## (6) 牧園圏域

### ①圏域の特徴・課題・強みなど

牧園圏域は、中山間地域で国道沿いに人口が集中している特徴がありますが、急峻な山あいの川沿いにも集落が点在しており、その地域においては交通の便が悪くなっています。課題としては、若年人口が流出し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が多いこと、眼科・耳鼻科・整形外科等の診療科がなく、交通が不便なため病院受診や買い物も難しいこと等があげられます。移住してきて身寄りのない方や、隣近所に同世代の知り合いがいなくなり孤立してしまう方もいます。また、専門職や介護職、民生委員等支援する側の人材不足も深刻となっています。強みとしては、親類縁者や地域とのつながりが残っており地域を大事にして過ごしている点があげられます。それに加えて農業を続けてきた方は足腰が丈夫で、高齢になっても自立して元気に暮らしています。

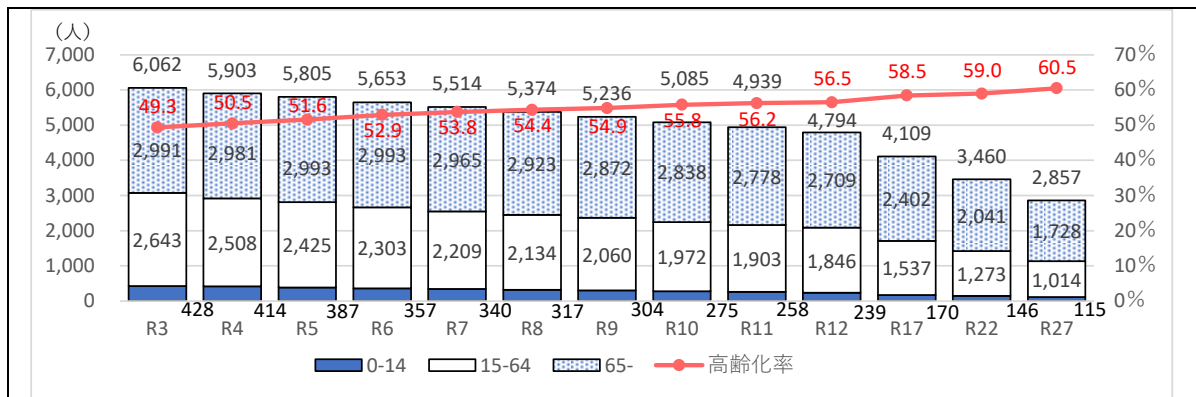
### ②圏域の概要

	市全体		牧園圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	5,805	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	387	6.6
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	2,425	41.8
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	2,993	51.6
うち前期高齢者	17,603	14.1	1,362	23.5
後期高齢者	17,957	14.4	1,631	28.1
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	1,172	34.2
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)211,671円 (入院)144,651円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)344,141円 (入院)596,697円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	45.3	
	特定保健指導終了率	56.1	50.0	
	長寿健診率	37.1	40.1	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

### ③将来の人口及び高齢率の見込み

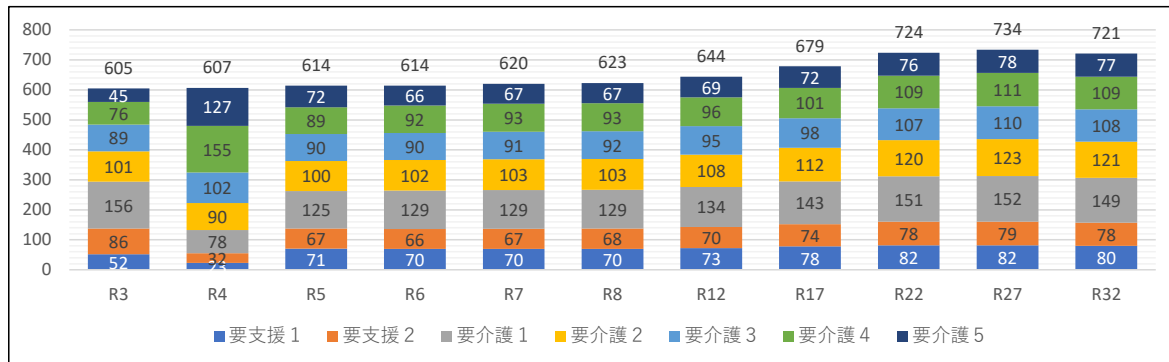
高齢者人口のピークは令和7年（2025年）ですが、高齢化率はその後も上昇し、令和22年（2040年）には59%に達する見込みです。





### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

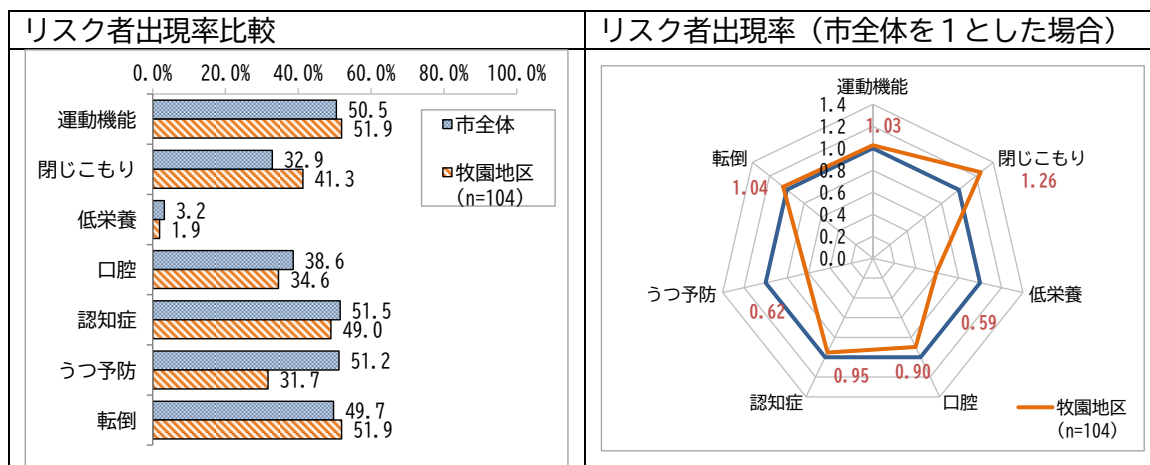
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	1	-	3	1	1	2	2	1	1	1	1	-	3	-	2	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	43	18	-	-	90	70	-	-	-	-	-	-	14	-

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…20箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…6公民館、61人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…2箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…2人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…14人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

#### ア. リスク該当者の出現状況



(7) 霧島圏域

①圏域の特徴・課題・強みなど

霧島圏域には、地域医療の中心となる病院や往診可能な病院もあり、地域住民の健康面を支えています。霧島神宮駅の周辺には、行政やスーパー等が徒歩圏内でまとまっているため利便性は良いですが、移動手段がない方は、目的地までの移動に時間と費用がかかります。また、タクシーの台数やバスの本数も少なく、移動手段も乏しくなっています。地域によっては住民同士の繋がりが強く、お互いに見守り、支え合いながら生活していますが、繋がりが希薄になっている地域や、周りに住んでいる住民が少ないため孤立しやすい地域もあります。

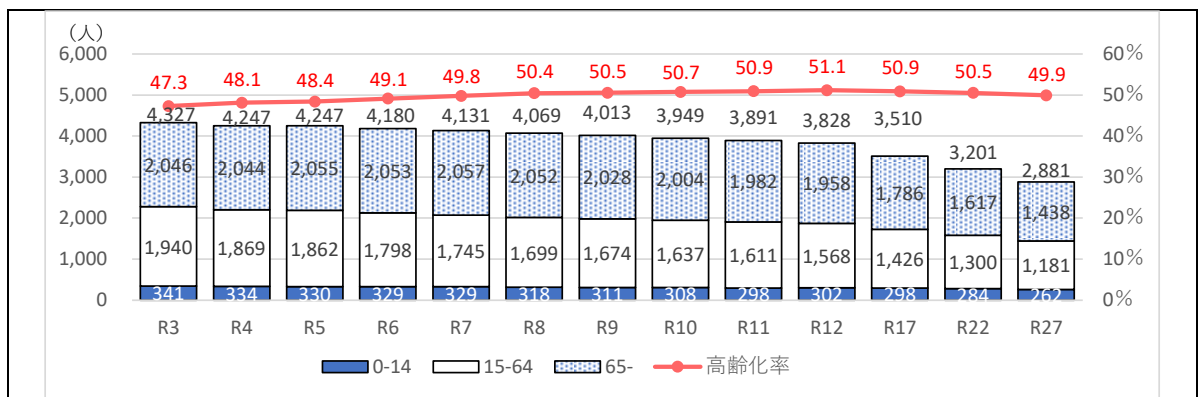
②圏域の概要

	市全体		霧島圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	4,247	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	330	7.8
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	1,862	43.8
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	2,055	48.4
うち前期高齢者	17,603	14.1	1,001	23.6
後期高齢者	17,957	14.4	1,054	24.8
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	741	31.2
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)213,414円 (入院)243,842円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)295,796円 (入院)603,410円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	44.4	
	特定保健指導終了率	56.1	59.0	
	長寿健診率	37.1	38.4	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

③将来の人口及び高齢率の見込み

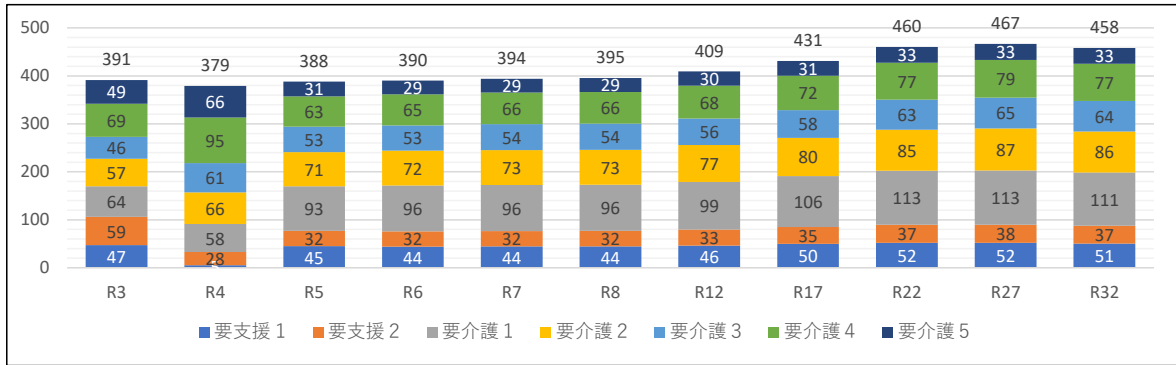
高齢者人口のピークは令和7年（2025年）、高齢化率のピークは令和12年（2030年）となる見込みです。





④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



⑤圏域の介護保険事業サービス

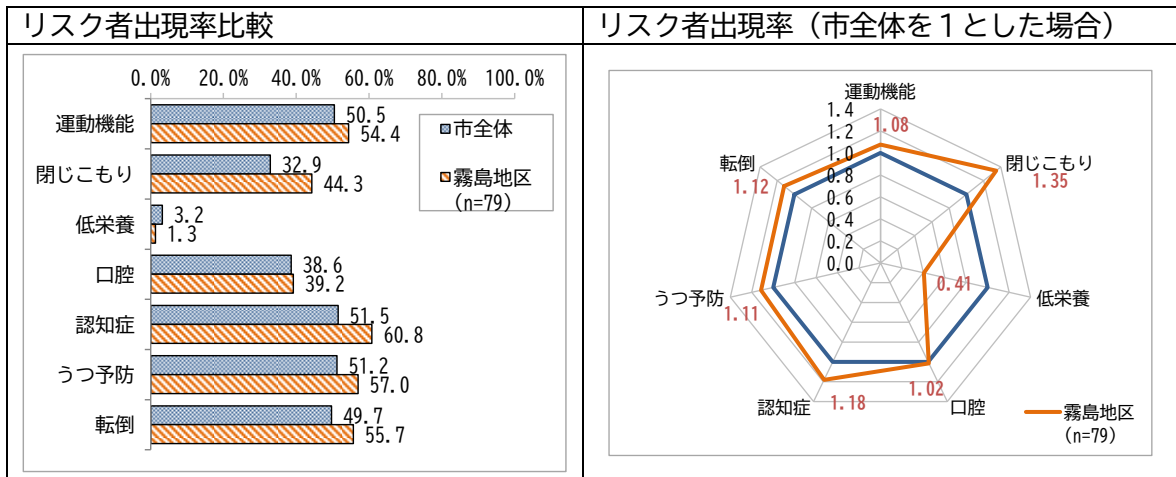
	在宅										地域密着型				施設				その他									
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	介護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	2	-	1	1	-	1	2	1	2	-	-	2	-	1	3	-	-	1	1	1	-	-	-	1	2	-	-	
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	25	54	-	-	30	50	54	-	-	-	50	50	-	-	

⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…4箇所
- ・地域見守り支援員…4公民館、7人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…3箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…4人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…2人

⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況



(8) 隼人北圏域

①圏域の特徴・課題・強みなど

隼人北圏域には、中核病院である霧島市医師会医療センターが所在し、医療機関や福祉施設、介護保険サービス事業所等が多く存在します。また、温泉街があり幅広い世代で温泉が生活に浸透し、住民同士が交流するコミュニティにもなっています。日当山温泉通りや嘉例川駅周辺では地域活性化に向けた取組をする団体等があり地域を盛り上げています。しかし、山間部では高齢化及び過疎化が進み、交通手段の減少や買い物、病院受診等の外出が不便になってきています。梅雨や台風の時期は自然災害（洪水、土砂崩れ）のリスクが心配される地域もあります。

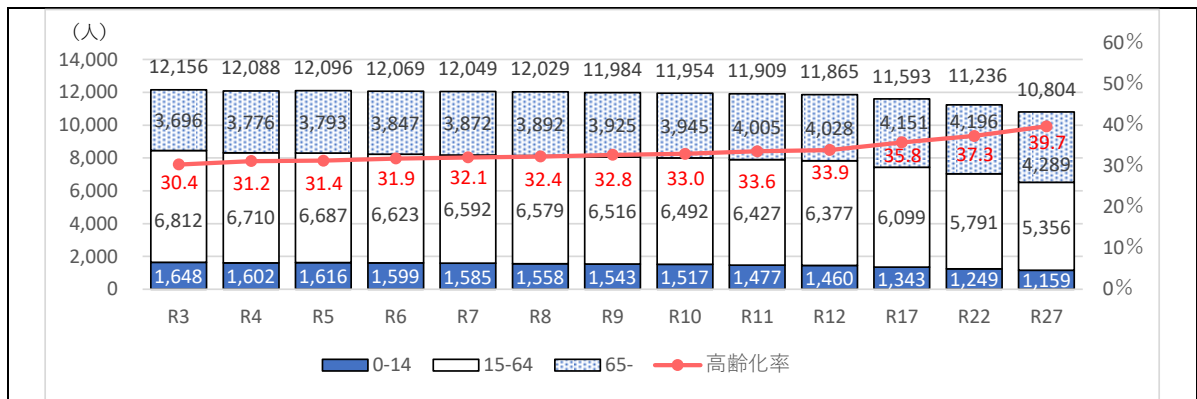
②圏域の概要

	市全体		隼人北圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	12,096	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	1,616	13.3
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	6,687	55.3
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	3,793	31.4
うち前期高齢者	17,603	14.1	1,820	15.0
後期高齢者	17,957	14.4	1,973	16.4
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	1,313	6.7
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)172,548円 (入院)162,938円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)356,599円 (入院)554,969円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	46.2	
	特定保健指導終了率	56.1	62.6	
	長寿健診率	37.1	39.2	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

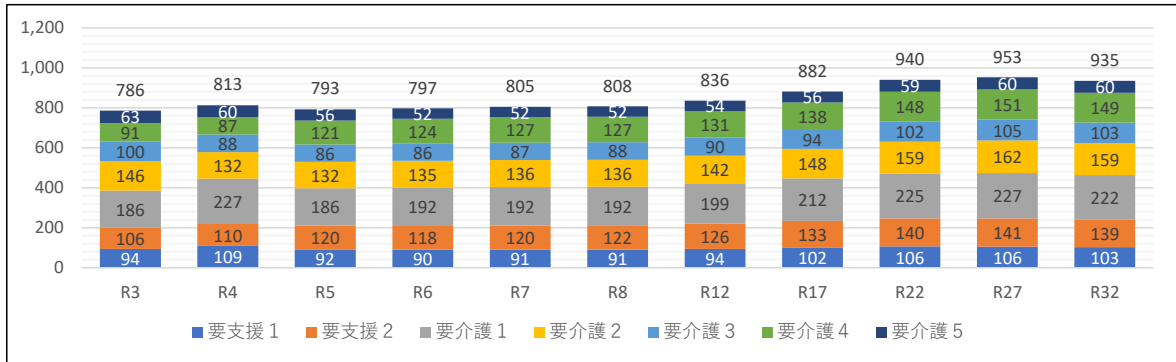
③将来の人口及び高齢率の見込み

総人口は減少傾向にあります。高齢者人口及び高齢化率は令和22年（2040年）以降も上昇していきます。



### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

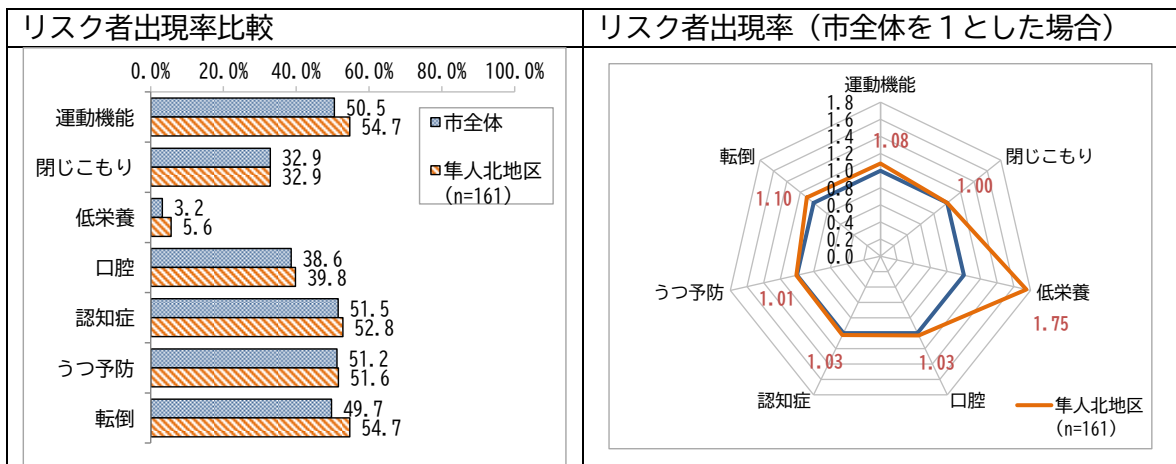
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	4	1	4	4	11	4	4	2	2	-	-	-	7	-	1	3	1	4	1	1	-	-	1	-	1	1	7	3
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	25	63	29	63	50	80	-	-	50	-	30	48	139	32

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…10箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…2公民館、62人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…10箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…14人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…53人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

#### ア. リスク該当者の出現状況



(9) 隼人南圏域

①圏域の特徴・課題・強みなど

隼人南圏域は、山間部や海沿いの地域から大型ショッピングセンターや駅が所在する市街地までを有し、10 圏域の中で最も人口が多いことが特徴です。介護保険サービス事業所や医療施設については他圏域の事業所を利用する方が多く存在します。高齢化率は他圏域と比べると低い水準にあり、生産年齢人口が今後も微増傾向で推移することが予測されています。また、老人クラブの活動も盛んであり、民生委員や見守り支援員も独居高齢者や高齢世帯の見守りに積極的に取り組んでいます。しかし、山間部の高齢者等は交通手段に課題を抱えており、交通の利便性の向上が求められています。

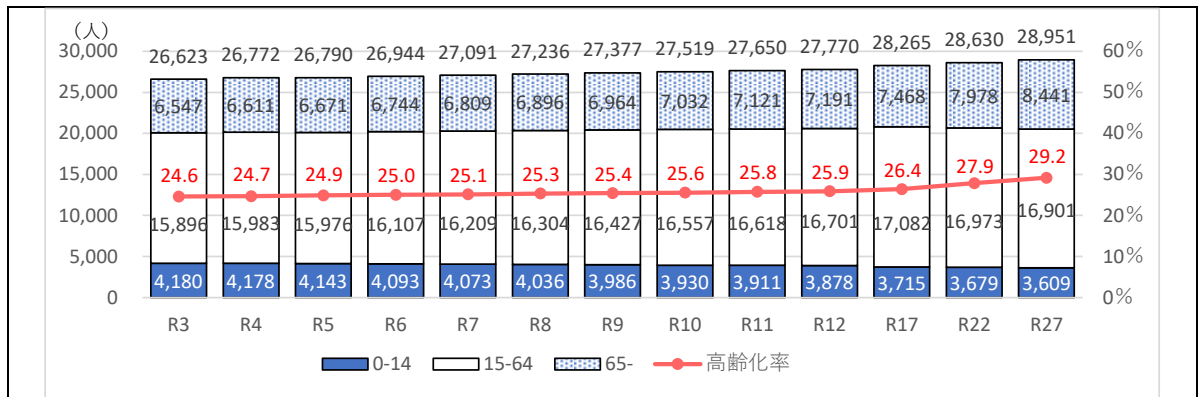
②圏域の概要

	市全体		隼人南圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	26,790	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	4,143	15.5
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	15,976	59.6
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	6,671	24.9
うち前期高齢者	17,603	14.1	3,233	12.1
後期高齢者	17,957	14.4	3,438	12.8
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	2,329	12.0
一人あたり医療費	国民健康保険 (外来)193,286円 (入院)187,783円		(外来)180,564円 (入院)179,218円	
	後期高齢者医療 (外来)354,267円 (入院)617,734円		(外来)355,698円 (入院)656,152円	
健診等の状況	特定健診受診率		45.5	47.5
	特定保健指導終了率		56.1	55.7
	長寿健診率		37.1	37.6

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

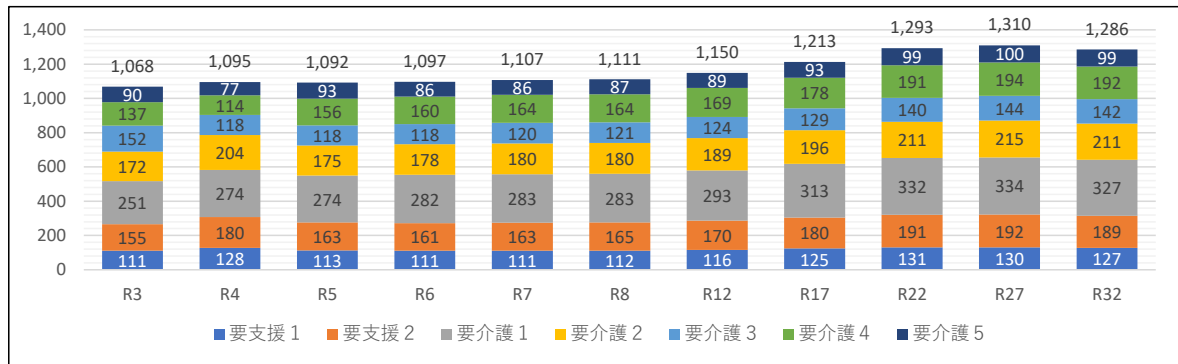
③将来の人口及び高齢率の見込み

総人口、高齢者人口共に、令和22年（2040年）以降も増加していきます。



### ④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



### ⑤圏域の介護保険事業サービス

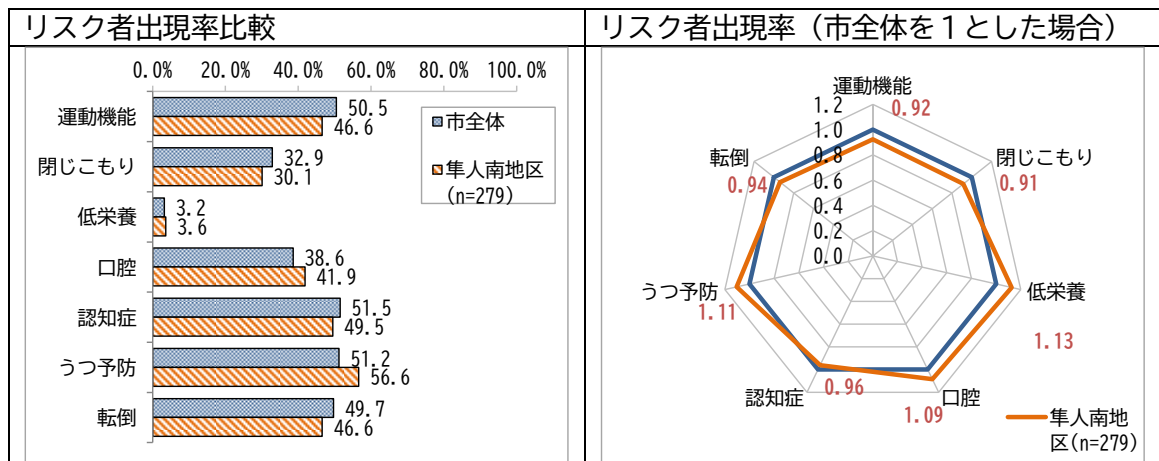
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	6	-	5	-	5	2	-	1	-	1	1	-	8	1	2	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	2	4	-
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12	54	63	-	25	-	-	25	-	-	-	-	38	139	-

### ⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…12箇所
- ・認知症カフェ…1箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…2公民館、43人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…2箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…2人
- ・ボランティアポイント登録者(R5.3)…40人

### ⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

#### ア. リスク該当者の出現状況



(10) 福山圏域

①圏域の特徴・課題・強みなど

福山圏域は、地域イベントや運動体操サロンへの参加やパークゴルフを行うなど、元気な高齢者が多い地域です。黒酢や果樹栽培、畜産などの産業が盛んであり、現役で働いている高齢者も多いです。しかしながら、人口減少に加え高齢化率も高く、人材不足により、医療機関や介護サービス事業所等の休止、廃止が相次いでいます。

そのような中、地域住民や関係団体、大学等の学識経験者の協力も得て、地域の実情把握を行い、「これからも福山地域で住み続けたい」と思えるよう、事業所間のネットワーク作りを更に進め、切れ目のない支援体制を提供できる仕組み作りを推し進め、明るい未来に向けた活動を展開しています。

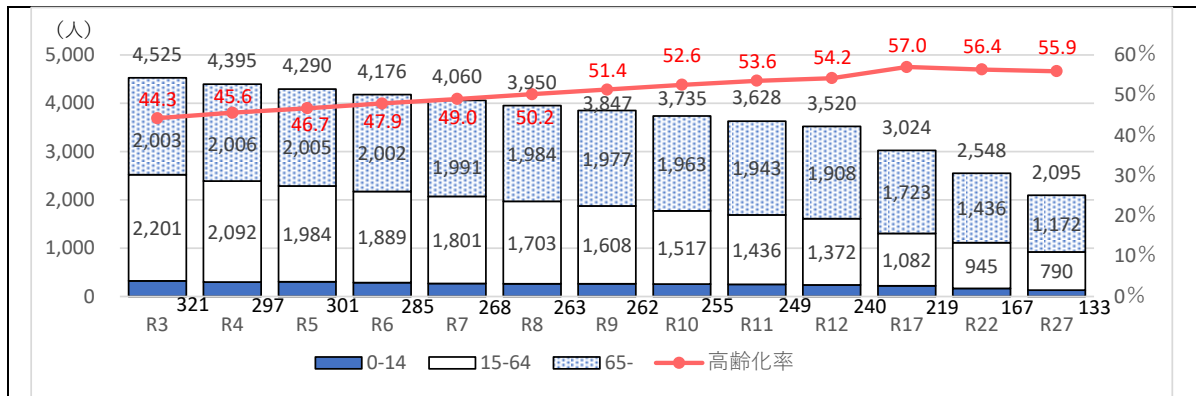
②圏域の概要

	市全体		福山圏域	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総人口	124,626	100.0	4,290	100.0
年少人口(0~14歳)	17,388	14.0	301	7.1
生産年齢人口(15~64歳)	71,678	57.5	1,984	46.2
老年人口(65歳以上)	35,560	28.5	2,005	46.7
うち前期高齢者	17,603	14.1	1,039	24.2
後期高齢者	17,957	14.4	966	22.5
高齢者単身世帯数	12,694	20.0	811	33.6
一人あたり医療費	国民健康保険	(外来)193,286円 (入院)187,783円	(外来)192,588円 (入院)461,946円	
	後期高齢者医療	(外来)354,267円 (入院)617,734円	(外来)371,789円 (入院)967,019円	
健診等の状況	特定健診受診率	45.5	46.8	
	特定保健指導終了率	56.1	60.0	
	長寿健診率	37.1	36.4	

資料：人口：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）

③人口及び高齢率の推移と将来の見込み

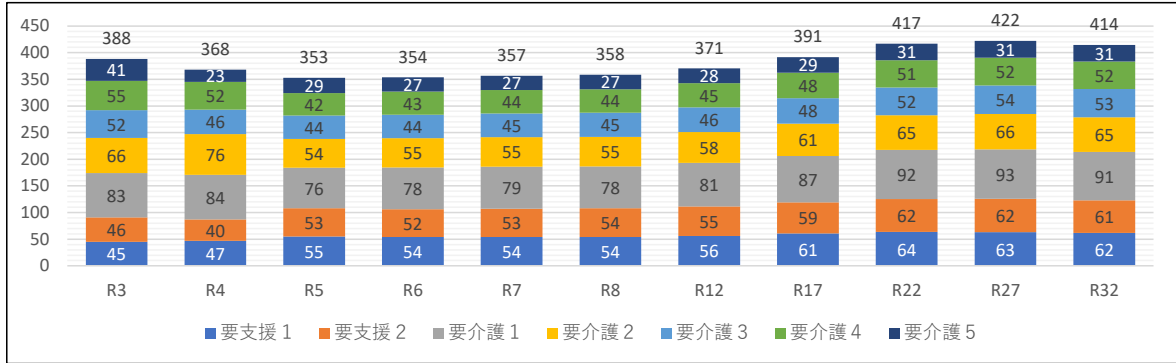
総人口、高齢者人口共に減少傾向にありますが、高齢化率は令和17年（2035年）まで上昇する見込みです。





④要介護認定者の推移と将来の見込み

認定者数は令和27年（2045年）まで増加傾向です。



⑤圏域の介護保険事業サービス

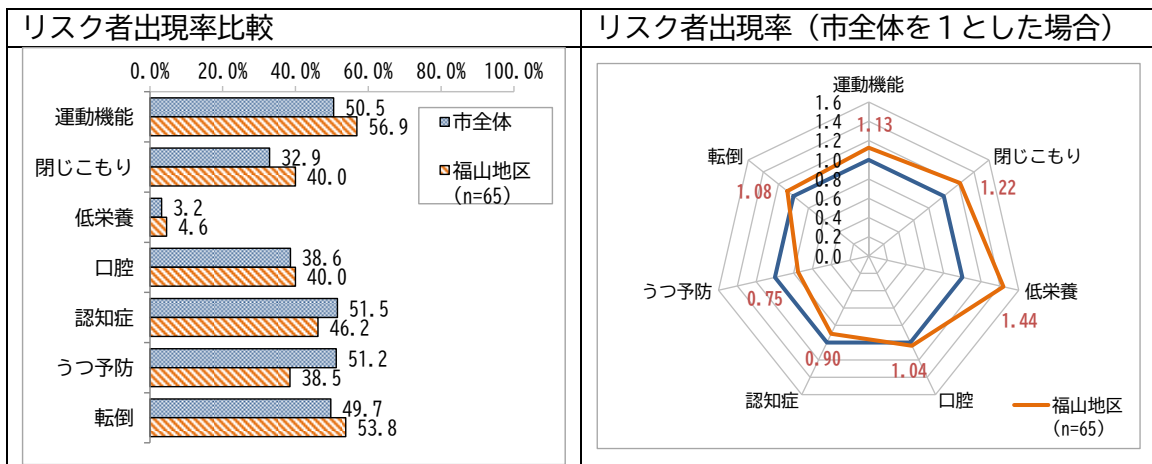
	在宅											地域密着型				施設				その他								
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	生活支援ハウス	軽費老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
箇所	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
定員	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	32	-	-	18	90	-	-	-	-	-	-	-	-	9

⑥介護保険事業以外の社会資源

- ・地域のひろば(R5.3)…5箇所
- ・地域見守り支援員(R5.3)…5公民館、29人
- ・まちかど介護相談所、まちかど丸ごと相談所(R5.7)…5箇所
- ・地域包括ケア・ライフサポートワーカー(R5.7)…10人
- ・ボランティアポイント登録者…2人

⑦介護予防・日常生活圏域ニーズ及び高齢者等実態調査等調査結果

ア. リスク該当者の出現状況







## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目指す姿

#### (1) 基本理念と目標及び基本施策

本計画の上位計画と位置付ける「霧島市第二次総合計画」では、2027年の本市の将来像を「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう多機能都市」とし、その実現のために、6つのまちづくりの基本方針（政策）を定め各種施策を総合的に推進しています。

6つの政策の1つである『やさしさ～誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり～』においては、様々な立場の地域住民が役割を分担し、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと融合した、地域における包括的な支援体制を構築していくことが示されています。

本計画では、第二次霧島市総合計画と整合性のとれた効果的な施策推進を図っていくため、当該計画において示された施策の方向性である「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実」を目標として設定します。また、庁内関係部局等と調整を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け4つの基本施策を設定します。

基本理念 **誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり**

目標 **高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実**

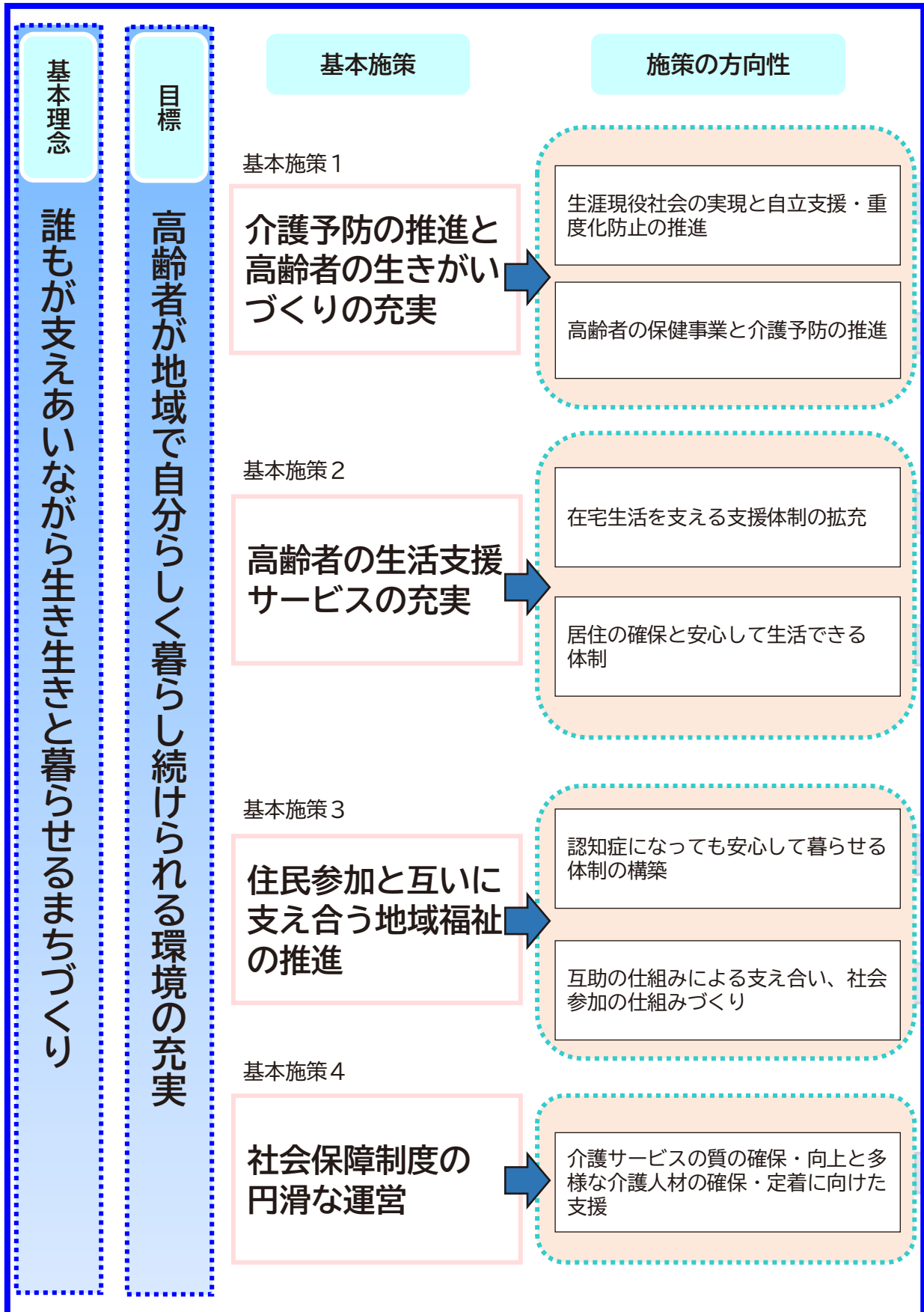
基本施策1 **介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実**

基本施策2 **高齢者の生活支援サービスの充実**

基本施策3 **住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進**

基本施策4 **社会保障制度の円滑な運営**

(2) 施策体系



施策の方向に対する取組
<p>生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止の推進（P66～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のひろば推進事業 ●地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>●一般介護予防事業評価事業 ●いきいきチケット支給事業</li> <li>●老人クラブ連合会運営支援事業 ●長寿祝金支給事業 ◎自然体験事業等の紹介</li> <li>●シルバー人材センター運営支援事業 ●介護保険ボランティアポイント事業</li> <li>●高齢者グループポイント事業 ◎高齢者学級運営事業 ◎公民館定期講座開設事業</li> <li>◎きりしま地域人材バンク ◎社会福祉施設総務管理事務事業 ◎健康福祉まつり開催事業</li> </ul>
<p>高齢者の保健事業と介護予防の推進（P79～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ●運動体操サロン</li> <li>●介護予防普及啓発事業 ◎健康づくり事業</li> <li>◎食生活改善推進員・健康運動普及推進員の活動</li> </ul>
<p>在宅生活を支える支援体制の拡充（P83～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ケア会議推進事業 ●第1号訪問事業 ●第1号通所事業</li> <li>●霧島市地域包括支援センター運営事業（●総合相談支援業務 ●権利擁護業務）</li> <li>●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ●介護予防ケアマネジメント業務）</li> <li>●在宅医療・介護連携推進事業 ●入退院支援コーディネーター</li> <li>●まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所設置事業 ●家族介護者交流会事業</li> <li>●成年後見制度利用支援事業 ●家族介護用品支給事業 ●高齢者福祉手当支給事業</li> <li>●地域生活配食事業 ●救急時情報提供書の活用 ◎消費生活相談事業</li> <li>◎こども・くらし相談センター ◎高齢者等のごみ出し支援</li> </ul>
<p>居住の確保と安心して生活できる体制（P96～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●老人福祉施設入所等事務 ●生活支援ハウス運営事業</li> <li>●高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング） ●緊急通報装置整備事業</li> <li>◎市営住宅改善事業・市営住宅維持管理事業 ◎コミュニティバス等運行事業</li> <li>◎高齢者運転免許証自主返納支援事業 ◎ネット119等の活用</li> </ul>
<p>認知症になっても安心して暮らせる体制の構築（P101～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェ ●私のアルバム等の活用・普及啓発</li> <li>●認知症高齢者早期発見促進事業 ●認知症初期集中支援推進事業</li> <li>●若年性認知症の人への相談支援 ●認知症サポーター養成</li> <li>●認知症高齢者等見守りネットワーク事業 ●霧島市認知症専門部会</li> <li>●認知症ケアパス</li> </ul>
<p>互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり（P109～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援体制整備事業 ●霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業</li> <li>●地域見守り支援事業 ●「霧島市身寄りがなくとも安心して暮らすためのガイドライン」の普及 ◎地域まちづくり支援事業 ◎霧島市社会福祉協議会運営支援事業</li> <li>◎地域自殺対策強化事業 ◎民生委員活動支援事業 ◎自主防災組織</li> </ul>
<p>介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援（P115～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策 ●感染症対策 ●運営指導・集団指導</li> <li>●要介護認定の適正化 ●縦覧点検・医療情報との突合</li> <li>●ケアプラン・住宅改修・福祉用具点検</li> <li>●介護人材確保及び介護現場の生産性向上</li> <li>●社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業</li> <li>●リハビリテーションサービス提供体制</li> </ul>

◎は他課等関連事業

### (3) 霧島市が目指す地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムのあるべき姿を実現するためには、本市の実情に応じて「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせることが重要であり、高齢者本人とその家族、市民、ボランティア団体、民間企業、医療機関、介護事業者、市など、それぞれの主体が協働し支え合いながら、地域全体で取り組んでいく必要があります。

#### 重点施策1 住民主体の支え合える仕組みづくり

市民が主体となって介護予防に取り組む「地域のひろば」を軸とし、元気高齢者が買い物支援や移動支援等の住民主体の生活支援に取り組む仕組みづくりや、担い手不足の地域においては有償ボランティアの仕組みづくりの検討を行います。

#### 重点施策2 在宅サービス・住まいの確保

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要です。在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の更なる普及を図ります。また、今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題として取り組みます。

#### 重点施策3 包括的な支援体制の整備

地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要です。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センター等における相談体制の整備を進めます。

#### 重点施策4 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要であり、また、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、職場環境の改善等の取組を通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケア充実等の介護サービスの質の向上へつなげていく生産性向上の推進に取り組むことが不可欠になります。

令和7年（2025年）やその先の生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に向け、国・県等と連携し、必要な介護人材の確保のための総合的な取組を推進します。

## 2 将来の“きりしま”の姿

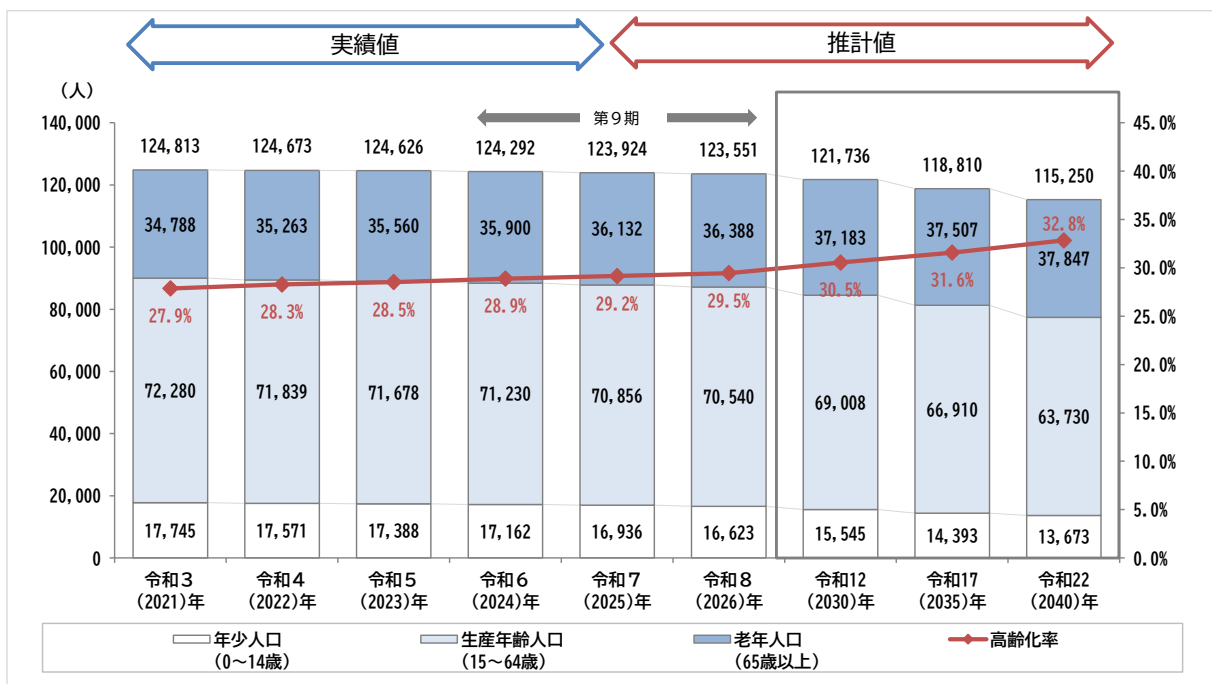
### (1) 令和22年(2040年)の姿の推計方法

本計画では、令和22年(2040年)の姿を推計するにあたり、令和5年(2023年)7月1日の1歳刻みの住民基本台帳人口を用いたコーホート推計を独自に実施し、より実情に近い人口動態に基づく推計を実施しました。

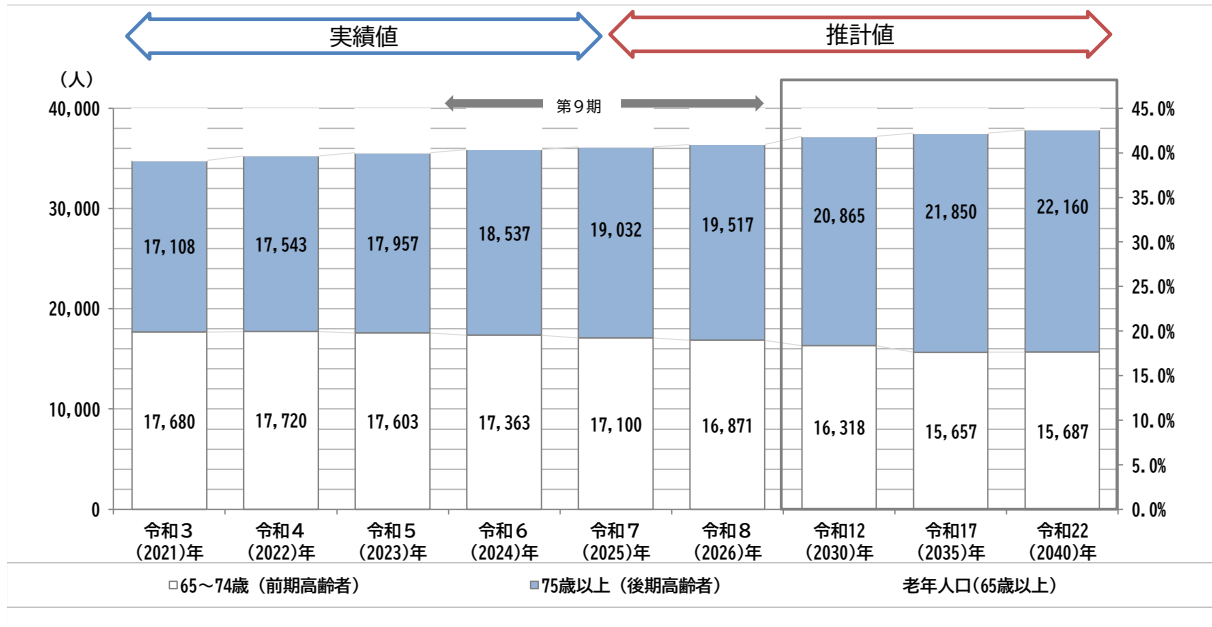
### (2) 令和22年(2040年)の本市の人口

令和22年(2040年)には、総人口115,250人、うち高齢者人口37,847人(高齢化率32.8%)、年少人口13,673人、生産年齢人口63,730人となっており、75歳以上人口がピークを迎えることで、高齢者人口が最も多くなると予測されます。

#### ① 人口推計



② 高齢者人口推計





### (3) 中長期的な“きりしま”の姿

高齢者一人ひとりが、認知症や要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分自身の「望む暮らし」を人生の最期まで送れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となってきます。

そこで本市では、これまでの目標をふまえ、次の4つの将来像をイメージしました。

#### 元気高齢者が生きがいをもち活躍できるまち

市民一人ひとりが自身の心身の健康維持を意識し、積極的に地域社会活動に関わることで生きがいを持って生活できるまちを目指します。

#### 住み慣れた場所で安心して暮らせるまち

住み慣れた家や地域で長く生活できるよう、困ったときに相談できる体制づくりや在宅生活につながる住環境を整備することで、安心して暮らせるまちを目指します。

#### 共に支え合いいたわりあうまち

認知症や要介護状態になってもその人らしい暮らしができるよう、地域でお互いを気づかい、支える側・支えられる側という関係を超えて共につながっていくまちを目指します。

#### 限られた資源を有効に使えるまち

少子高齢化が進み介護人材の確保が難しくなる中、限られた資源を市民が主体的に有効活用できるまちを目指します。

## 第2部 各論

### 第1章 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくりの充実

#### 1 生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止の推進

##### (1) 施策の方向性

平成18年度(2006年度)から開始した「地域支援事業」では、地域のひろば推進事業や介護保険ボランティアポイント事業、地域リハビリテーション活動支援事業など、様々な介護予防事業を展開してきました。

高齢化が進展していく中、まずは市民一人ひとりが自身の介護予防・フレイル予防を意識することが重要です。また、各自の実情に合わせ、地域とつながりながら生きがいをもって暮らしていくことも大切です。

市では、市民が身近な場所で自発的な介護予防の活動を行えるよう、また地域との関わり合いの中で生きがいを持って暮らせるよう、関係機関と連携しながら、介護予防の仕組みの実現に取り組んでいきます。

##### (2) 取り組むべき課題

- ・元気高齢者が地域の生活支援の担い手として活躍できる環境づくり
- ・住民主体の通いの場の拡大・充実
- ・生産年齢人口の減少による地域ボランティアの確保困難(特に中山間地域)
- ・活動の場までの移動手段の確保

##### (3) みんなでできること

###### 【市民一人ひとりで】

- ・日常生活での介護予防・フレイル予防への取組
- ・地域のひろば等の地域活動への積極的な参加
- ・様々なイベントや行事への参加を通じた生きがいつくり

###### 【地域で】

- ・地域のひろば等への取組・充実
- ・自治会等での見守り活動や生活支援への取組
- ・地域での有償ボランティアなどの仕組みづくり

###### 【団体・事業所等で】

- ・ボランティアに参加しやすい制度・仕組みづくり(マッチング)
- ・介護保険ボランティアポイント事業所としての登録の推進
- ・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活用

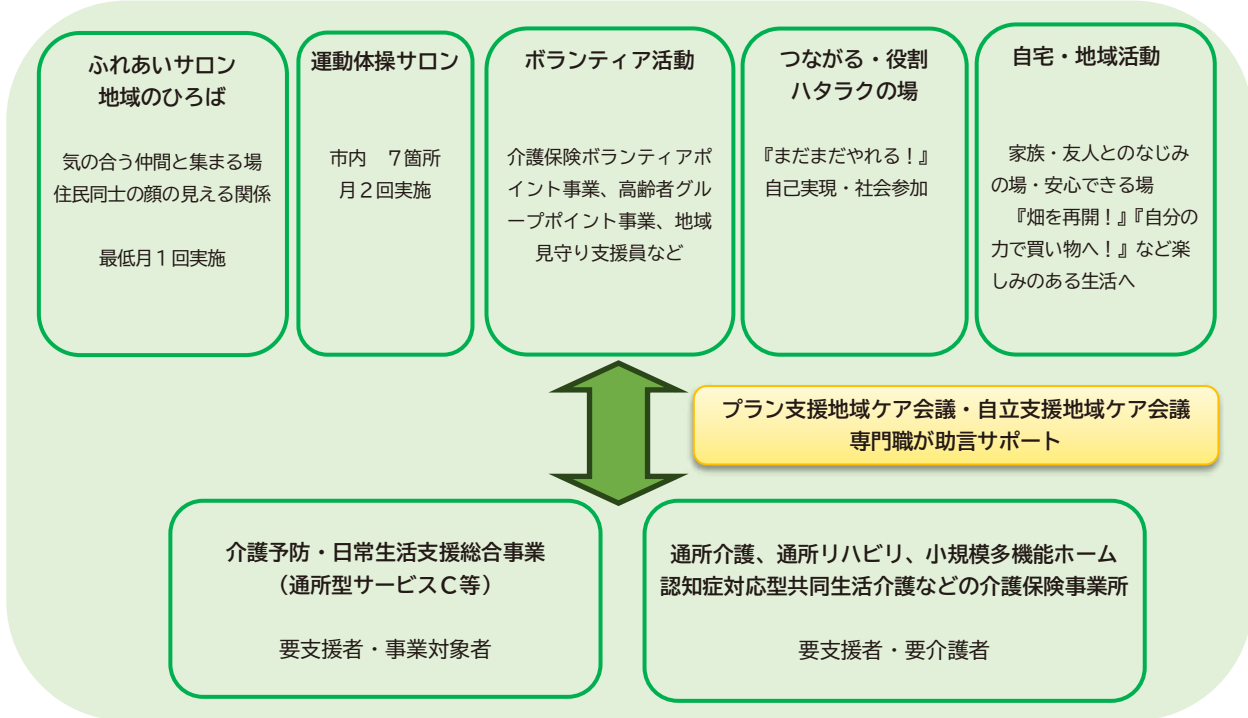


## 本市が目指す介護予防の仕組み

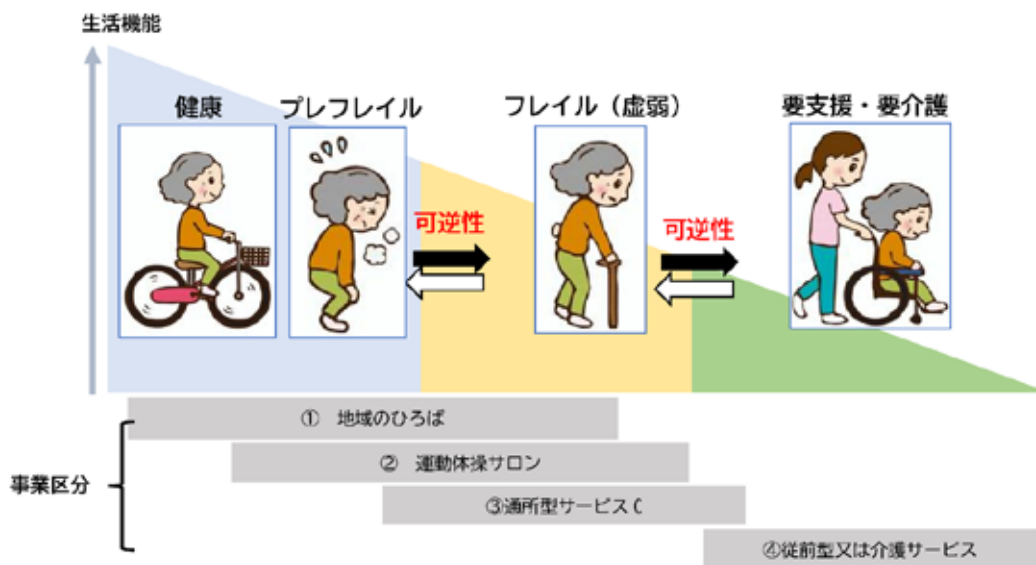
### ■本人に合った場で介護予防、早期に専門職の支援を受ける仕組み

各種事業が連動し、各関係機関等が連携する介護予防の仕組みの実現を目指し、市民の自立支援・重度化防止、健康づくりに取り組みます。

地域資源「何の目的」で、また「本人に合った」場や身体活動の例



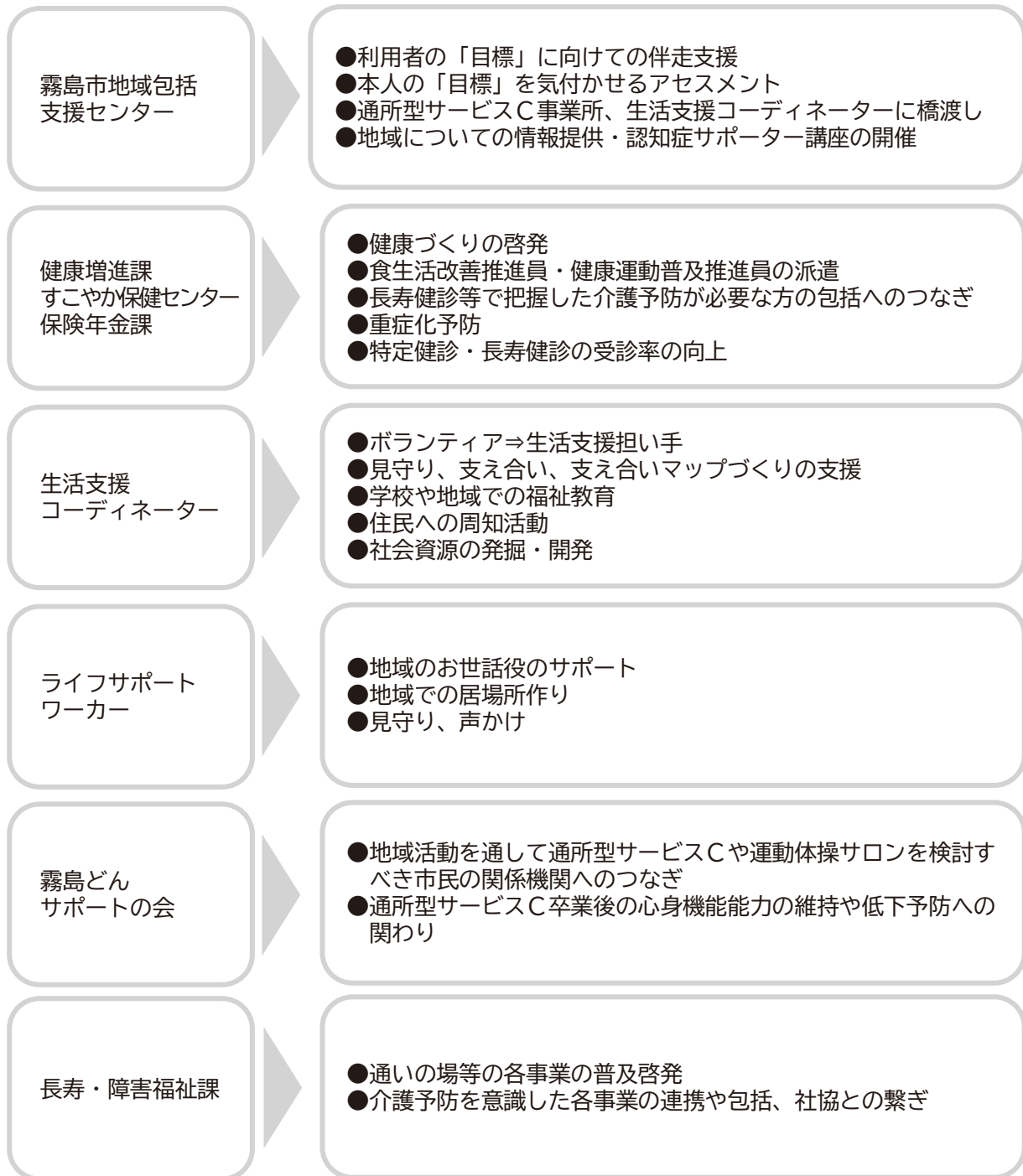
### ■高齢者の状態と事業区分



**事業目的**  
 地域のひろば：きりしま元気一番講座などの健康講話によりヘルスリテラシー向上を図る。  
 運動体操サロン：体操により運動方法や習慣を作る。フレイル評価で早期発見を図る。通所Cサービスの受け皿。  
 通所型C：事業対象者、要支援認定者を対象に生活課題解決を目的に短期集中で運動・口腔・栄養の視点で支援する。  
 従前型又は介護サービス：支援・要介護認定者に対し、介護支援専門員のケアプランのもと支援する。

## ■介護予防の仕組みの実現に向けた各団体の役割

各関係機関等が連携し、それぞれの特徴を活かすとともに、本市の多様な社会資源を活用することで「介護予防の仕組み」の実現を目指します。各関係機関等の役割は以下のとおりです。



## (4) 実施事業

## ① 地域のひろば推進事業

事業概要	<p>地域住民に対して、通いの場を提供することで、地域の人々とのふれあいを通して社会的孤立を防止し、生きがいつくり、閉じこもり予防、認知症予防、心身機能の向上等の介護予防を推進することを目的に実施しています。地域が企画運営を自ら行う「自主運営型」と霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーが自主運営に向けてのサポートを行う「委託型」があります。</p> <p>通いの場を互助の活動に広げていくために、生活支援コーディネーターが実施地区の事例の広報を行いながら、地域のボランティアリーダーとなる人材の発掘・養成を行っていきます。</p> <p>また、生活習慣病等の重症化予防等の目的で、参加者に対し問診やフレイル予防の講話等を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業		
対象者	地縁団体（地区自治公民館、自治会）	開始年度	平成 29（2017）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、健康運動普及推進員、食生活改善推進員、ボランティアポイント登録者、霧島どんサポートの会等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
実施箇所数	105 箇所	130 箇所	

## ② 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	<p>地域における介護予防の取組を機能強化するためには、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与が重要となることから、地域のひろばや老人クラブ等の通いの場への専門職等の派遣、居宅訪問でのケアマネジメント支援、事業所支援等を行います。</p> <p>また、住宅改修訪問点検、福祉用具の選定アドバイス、通所事業所への指導・助言等の給付適正化への関与や、フレイル予防を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にリハビリ専門職が関与し、効果的な仕組みづくりを進めていきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業		
対象者	市民、地縁団体、通所介護事業所等	開始年度	平成 30（2018）年度
事業関係者	霧島どんサポートの会（本市の理学療法士有志の会）等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
リハビリ専門職派遣回数	63 回	年 100 回	

## ③ 一般介護予防事業評価事業

事業概要	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を行います。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 一般介護予防事業評価事業		
対象者	関係機関	開始年度	令和元（2019）年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、霧島どんサポートの会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、健康増進課、すこやか保健センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）
	開催回数	年1回	年2回

## ④ いきいきチケット支給事業

事業概要	70歳以上の方、又は身体障害者手帳、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所有者を対象として、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術、温泉・市営プールの利用並びに市内のバス・タクシーへの乗車ができるチケットを交付します。 今後、事業内容の見直し・検討を行い、更なる利便性向上に努めます。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	70歳以上の高齢者 身体障害者手帳等の所有者	開始年度	平成17（2005）年度
事業関係者	はりきゅうマッサージ事業者 温泉・市営プール事業者、バス・タクシー事業者		
	事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）
	はり・きゅう・あん摩マッサージ券	16,140部	17,000部
	温泉・市営プール・バス・タクシー券	18,633部	19,500部

## ⑤ 老人クラブ連合会運営支援事業

事業概要	<p>老人クラブは、地域の高齢者を対象として、社会参加・生きがいつくり・仲間づくり・健康づくりなどの推進を図っており、高齢者が安心して暮らすために近所の方々と支え合い、健康活動や友愛活動、奉仕活動（ボランティア活動）などを行っています。</p> <p>また、本市は、高齢者自身が主体性をもって社会参加する活動や発案して行っている活動について、霧島市老人クラブ連合会に補助金を交付し、高齢者の生きがいつくり、社会参加を促進する活動を支援しており、今後も継続して支援していきます。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	霧島市老人クラブ連合会	開始年度	平成 17(2005)年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
参加箇所数	108 クラブ	110 クラブ	
参加人数	4,464 人	4,500 人	

## ⑥ 長寿祝金支給事業

事業概要	<p>高齢者の長寿を祝福し、敬意を表するため、節目となる年齢の方を対象として、長寿祝金の支給を行っています。</p> <p>毎年度、満 88 歳（1万円）、満 95 歳（3万円）、満 100 歳（10万円）の節目の年齢に到達する方に祝金を支給します。また、男女それぞれの市内最高齢者については、別途記念品を贈呈します。</p> <p>引き続き、高齢者に敬意を表する事業として継続して実施します。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	高齢者（節目支給対象者）	開始年度	昭和 32（1957）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
支給対象者	1,081 人	1,150 人	

## ⑦ 自然体験事業等の紹介

事業概要	霧島高原自然体験ツーリズム協議会が実施している「体験まるまるきりしま」を、老人クラブや自治会等の研修旅行のメニューとしても提供しており、トレッキングなどの自然体験や和菓子作りなどの食文化体験、果物収穫などの農林漁業体験など、様々な体験学習を紹介しています。今後も継続して実施していきます。		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	観光PR課		

## ⑧ シルバー人材センター運営支援事業（シルバー人材センターの活用）

事業概要	<p>シルバー人材センターは、60歳以上の健康で就労意欲のある高齢者に対して地域社会の日常生活に密着した仕事の機会を提供しており、地域における高齢者の就業の場を確保するために大きな役割を果たしています。</p> <p>訪問型サービスAの活動も担っており、サービス提供を増やすための体制確保と、運営費支援や業務量の拡大、機能強化に向けた支援を行うことで、高齢者の就業機会の確保・提供に努めます。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	シルバー人材センター	開始年度	平成17（2005）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
会員数	989人	1,070人	
受託件数	9,013件	9,200件	



## ⑨ 介護保険ボランティアポイント事業

事業概要	<p>ボランティア活動を通じ、介護予防、生きがいつくりを推進する事業です。ボランティア登録をした方が行った指定受入機関（介護事業所、小学校、通いの場）等でのボランティア活動について、1時間につき100ボランティアポイントを付与し、ポイントの取得数により、年間で介護保険料基準月額額の1割程度（令和5年度現在：最大7,400円）を上限とした交付金を交付します。</p> <p>ボランティア登録員が、高齢者施設等での活動に加え、地域の高齢者の生活支援・介護予防の担い手となれるよう参加者の意欲向上に努め、より多くの高齢者が社会参加できるようにサポートします。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業		
対象者	第1号被保険者	開始年度	平成21（2009）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
登録人数	266人	400人	

## ⑩ 高齢者グループポイント事業

事業概要	<p>65歳以上の高齢者を含む5人以上の任意のグループがボランティア活動を1時間以上行った場合、1ポイント=1,000円に交換できるポイントを付与します。</p> <p>より多くのグループに参加していただくため、現在登録している団体の活動を広く市民に周知を図り、登録団体数の増加を目指します。</p>		
事業区分	老人福祉費事業（鹿児島県補助事業）		
対象者	高齢者を含む住民グループ	開始年度	平成26（2014）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
参加人数	97人	120人	

## ⑪ 高齢者学級運営事業

事業概要	高齢者が相互の親和を深め、教養を高めるために、お互いで生きがいのある学習内容を計画し、市内6地区で講座を展開しています。講座の取組の一つとして、高齢者と子どもたちとのふれあい学習を行い、世代間交流を図っています。今後も、魅力ある講座内容を設定し、参加しやすい体制づくりに努めます。		
事業区分	高齢者学級運営事業		
対象者	60歳以上の市民	開始年度	昭和50(1975)年度
事業関係者	社会教育課		
	事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)
参加人数		1,035人	1,700人

## ⑫ 公民館定期講座開設事業

事業概要	市内7地区の条例公民館を中心に「定期講座」を開設し、身近に学習できる機会を提供しています。多様な講座を開設し、学んだあとは自らも、「きりしま地域人材バンク」へ登録することが可能です。 今後は、多様化・高度化するニーズに対応した講座の開設と、市民が必要とする情報を提供できるような環境づくりを行っていきます。		
事業区分	公民館定期講座開設事業		
対象者	市民	開始年度	平成18(2006)年度
事業関係者	社会教育課		
	事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)
受講決定者数		1,284人	1,500人



## ⑬ きりしま地域人材バンク

事業概要	<p>本市では、「きりしま地域人材バンク」を設置しており、生涯学習や社会教育に関する豊かな知識や経験、技能を持っている方がボランティアとして登録しています。各種行事や団体等の催し物等で、ボランティアの派遣依頼があった際に紹介を行っています。</p> <p>これまで同様、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携協力しながら、今後は学生ボランティアの確保を図っていきます。</p>		
事業区分	きりしま地域人材バンク		
対象者	市民	開始年度	平成 15 (2003)年度
事業関係者	社会教育課		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
登録者数	1,565 人	1,700 人	

## ⑭-1 社会福祉施設総務管理事務事業 (国分総合福祉センターの管理運営)

事業概要	<p>高齢者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的として設置された、国分総合福祉センターの管理運営を行います。</p> <p>[令和 10 年度(2028 年度)までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組みます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	高齢者、身体障害者	開始年度	平成 10 (1998) 年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
施設利用者数	28,556 人	46,000 人	

## ⑭-2 社会福祉施設総務管理事務事業（隼人総合福祉センターの管理運営）

事業概要	<p>高齢者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的として設置された、隼人総合福祉センターの管理運営を行います。</p> <p>[令和10年度(2028年度)までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組みます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	高齢者、身体障害者	開始年度	平成5（1993）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	4,817人	3,700人	

## ⑭-3 社会福祉施設総務管理事務事業（溝辺ふれあい温泉センターの管理運営）

事業概要	<p>市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、溝辺ふれあい温泉センターの管理運営を行います。</p> <p>[令和10年度(2028年度)までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組みます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	平成11（1999）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	46,156人	59,000人	

## ⑭-4 社会福祉施設総務管理事務事業（横川健康温泉センターの管理運営）

事業概要	<p>市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、横川健康温泉センターの管理運営を行います。</p> <p>[令和10年度(2028年度)までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組みます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	平成6（1994）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	31,041人	24,000人	

## ⑭-5 社会福祉施設総務管理事務事業（霧島温泉健康増進交流センターの管理運営）

事業概要	<p>市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、霧島温泉健康増進交流センターの管理運営を行います。</p> <p>[令和10年度(2028年度)までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組みます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	平成10（1998）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	27,563人	43,000人	

## ⑮ 健康福祉まつり開催事業

事業概要	<p>医療及び福祉関係等の団体に構成する「霧島市健康福祉まつり実行委員会」を設立し、霧島市との共催により、市民の健康づくり並びに福祉の推進のため、市民総ぐるみの啓発活動を実施することを目的として健康福祉まつりを開催しています。</p> <p>今後も、より多くの市民が参加できるように内容の検討を行いながら開催していきます。</p>		
事業区分	健康福祉まつり開催事業		
対象者	市民	開始年度	平成17(2005)年度
事業関係者	保健福祉政策課、健康増進課、霧島市社会福祉協議会、医療及び福祉関係等の団体		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
来場者数(延べ人数)	3,377人	4,000人	
参加団体数	38団体	34団体	

## 2 高齢者の保健事業と介護予防の推進

### (1) 施策の方向性

高齢者は加齢に伴い慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすく、また、要介護の発生率が高い特徴があります。このため、医療と介護両方を必要とすることが多くなります。

本市では、疾病予防、重症化予防、健康寿命の延伸を目的に、令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を開始しました。健康増進課やすこやか保健センター、保険年金課、長寿・障害福祉課等、関係課が連携し、特定健診や長寿健診による疾病の早期発見・重症化予防に取り組むほか、通いの場等での積極的な健康教育や健康状態が不明な高齢者に対する個別的支援などを通じ、高齢者の健康づくりを推進します。

### (2) 取り組むべき課題

- ・生活習慣病重症化予防の取組強化
- ・運動体操サロンの拡大・充実
- ・特定健診・長寿健診の受診率向上
- ・食生活改善推進員や健康運動普及推進員の通いの場等への派遣

### (3) みんなでできること

#### 【市民一人ひとりで】

- ・特定健診や長寿健診を毎年受診し、健康管理に努める
- ・栄養改善・口腔機能向上・運動・身体活動などの知識の習得に努める
- ・地域行事などの社会参加に心がける

#### 【地域で】

- ・地域のひろばでの専門職（理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士等）の積極的な活用
- ・特定健診や長寿健診受診の呼びかけ

#### 【団体・事業所等で】

- ・通いの場の創出
- ・通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の推進

## (4) 実施事業

## ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

事業概要	<p>本市の健康課題を踏まえて、国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業等との一体的実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防を推進し、市民の健康寿命の延伸を図り、ひいては医療費の適正化を目指します。</p> <p>具体的には、健康診査の結果に基づいた重症化予防を目的とした訪問等による保健指導の実施、健康状態不明者の把握を行い、保健・医療・介護サービスへのつなぎ等を行います。また、地域のひろばなどの通いの場に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、参加者の健康状態を把握し、市民へのフレイル予防に関する普及啓発を行います。</p>		
事業区分	後期高齢者医療特別会計		
対象者	高齢者	開始年度	令和2（2020）年度
事業関係者	保険年金課 すこやか保健センター 健康増進課 長寿・障害福祉課		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
通いの場等への出前講座	年間40箇所	年間50箇所	
特定健診受診率	46.0%	60%	
長寿健診受診率	38.1%	40%	
口腔健診受診率	17.1%	20%	

## ② 運動体操サロン

事業概要	<p>フレイル状態にある方やフレイル予防に興味のある方を対象に、体操や運動の実技や、栄養改善、口腔ケア等の講話を行う教室を各地域で実施します。参加者へは身体能力の評価や問診を実施し、心身機能の維持・向上ができる機会とするとともに、自宅でできるセルフケアの習得や地域活動への参加を促し、元気高齢者を支援します。またフレイル状態によっては関係各所と連携を図ります。</p>		
事業区分	後期高齢者医療特別会計		
対象者	高齢者	開始年度	令和3（2021）年度
事業関係者	霧島どんサポートの会、健康運動普及推進員、霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
運動体操サロンに参加した人(実)	221人	300人	

## ③ 介護予防普及啓発事業

事業概要	高齢者がいくつになってもいきいきとした生活を送るための介護予防・フレイル予防の取組として、地域のひろばや老人クラブ等の通いの場へ出前講座を行っています。栄養や運動、口腔ケアなどに関する知識の普及のため、管理栄養士や理学療法士、歯科衛生士、地域包括支援センター職員などの専門職を積極的に派遣しています。今後も、地域における健康づくり活動の支援を行っていきます。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業		
対象者	地縁団体等	開始年度	令和3（2021）年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、霧島どんサポートの会、始良地区薬剤師会 在宅歯科衛生士、在宅管理栄養士等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
通いの場派遣回数（延べ）	69回	100回	
参加人数（延べ）	957人	1,500人	

## ④ 健康づくり事業

事業概要	生活習慣病予防やこころの健康づくりについて、知識の普及や健康づくりの意識の高揚のため、市民健康講座や出前講座を実施します。 また、食生活改善推進員や健康運動普及推進員が通いの場で、健康な食生活の知識や健康体操の普及を行っています。		
事業区分	健康づくり事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	健康増進課、すこやか保健センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
開催件数（市民健康講座）	1回	2回	
開催件数（出前講座）	13回	15回	

## ⑤ 食生活改善推進員・健康運動普及推進員の活動

事業概要	市民の健康づくりを推進する食生活改善推進員、健康運動普及推進員の地域活動を支援します。		
事業区分	食生活改善推進員・健康運動普及推進員活動		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
食生活改善推進員人数	87人	90人	
健康運動普及推進員人数	60人	60人	



## 第2章 高齢者の生活支援サービスの充実

### 1 在宅生活を支える支援体制の拡充

#### (1) 施策の方向性

平成30年度（2018年度）から、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた支援と介護支援専門員等のケアマネジメント支援を目的に「地域ケア個別会議」を開始し、会議に参加する多職種の視点からケアプランを検討しています。今後もより質の高い支援や適切なサービスの利用を推進します。

高齢者が在宅生活を続ける上で、身近な困りごと（買い物困難、ごみ出し困難、移動困難、サービス人材の不足など）に加え、単身高齢者の比率の上昇に伴い、身寄り問題や生活困窮などが複雑に絡んだ困難事例が増加していることも課題です。それらを支援するために、霧島市地域包括支援センター等の関係者とも課題を共有し支援体制の強化に向けて連携を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケア・ライフサポートワーカー等と協働し、まちかど介護相談所等の設置により、高齢者に限らず、子どもや障がい者等の相談への対応・体制の強化を図っていきます。

#### (2) 取り組むべき課題

- ・通所型サービスCの利用拡大等、総合事業の充実
- ・在宅医療・介護連携体制の充実
- ・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活用
- ・まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所の充実

#### (3) みんなでできること

##### 【市民一人ひとりで】

- ・適正なサービスの利用を心がける
- ・シルバー人材センターへの積極的な登録

##### 【地域で】

- ・ごみ出し支援がしやすいルールづくり
- ・買い物支援や移動支援への協力

##### 【団体・事業所等で】

- ・シルバー人材センター登録の推進
- ・訪問ヘルパーの人材確保（すき間時間でできる仕組みづくりなど）

## (4) 実施事業

## ① 地域ケア会議推進事業

事業概要	<p>地域ケア個別会議は、ケアマネジメント支援及び個別事例の課題解決を目的に、多職種が協働して実施しており、関係者間の連携を深める機会として今後も重点的に実施していきます。また、地域ケア個別会議の運営の強化と、司会者、助言者の資質向上のための研修会を行います。</p> <p>今後は、地域ケア会議で見えてきた地域課題の解決に向けて、地域包括支援ネットワークケア推進会議等で取り組みます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	介護支援専門員等プラン作成担当者、サービス提供事業所担当者等	開始年度	平成30（2018）年度
事業関係者	医師会・歯科医師会・薬剤師会等、各専門職団体 12職種 他		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
プラン支援地域ケア会議（市・包括共催）	4回	6回	
自立支援地域ケア会議（市・包括共催）	28回	10回	
随時の地域ケア会議（包括主催）	81回	120回	
地域包括支援ネットワークケア推進会議（包括主催）	14回	20回	
地域ケア推進会議（市主催）	高齢者施策委員会2回	高齢者施策委員会3回	

## ② 第1号訪問事業

事業概要	<p>総合事業対象者や要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は状態の軽減、悪化を防止し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように、居宅を訪問して調理や掃除等の生活援助サービスを実施します。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 介護予防・生活支援サービス事業		
対象者	要支援認定者、事業対象者	開始年度	平成29（2017）年度
事業関係者	訪問介護事業所、シルバー人材センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
訪問型サービスA利用者数	81人	100人	

## ③ 第1号通所事業

事業概要	<p>総合事業対象者や要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は状態の軽減、悪化を防止し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように、サービス事業所を通してサービスを実施します。</p> <p>また、専門職が短期的かつ集中的に関与し生活課題を明らかにし、生活機能向上及びセルフケア能力の向上を図る通所型サービスC（短期集中型予防サービス事業）の取組強化を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 介護予防・生活支援サービス事業		
対象者	要支援認定者、事業対象者	開始年度	平成29（2017）年度
事業関係者	通所介護事業所、市内企業・団体等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
通所型サービスCの利用者数	44人	60人	

④ 霧島市地域包括支援センター運営事業

霧島市地域包括支援センターは、地域包括ケア推進の中核機関として各基本施策で掲げる現状・課題・施策の方向性を把握し、事業間の連携・連動を意識した上で、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを一体的に運営しています。

今後も、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、霧島市地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、事業のPDCAの充実による効果的な運営を行い、引き続き機能強化を図っていきます。

④-1 総合相談支援業務

事業概要	<p>地域における適切な保健・医療・介護・福祉サービスの制度や関係機関につなげる等の支援を行うことを目的として、地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談支援、家族介護者支援を行っています。</p> <p>霧島市地域包括支援センターが主体となり、適切な相談支援活動を行うため、相談内容に応じてチーム内の複数の職種で対応し情報共有するチームアプローチによる体制を整えています。</p> <p>また、身近な相談場所の設置のため、日常生活圏域ごとに支所を、連絡所として「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」を設置し、電話・来所による相談に随時対応しています。</p> <p>相談は多岐に渡り、消費者被害防止に関すること、判断能力の低下がみられる高齢者の支援に関すること、生活困窮者に関すること、更には、家族間トラブル及び障がい者世帯への支援の取組など、多様なニーズに対応していくため、関係機関等との連携した相談体制・支援体制の確保を行っています。</p> <p>生活支援コーディネーター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーと連携して、市全域、日常生活圏域、身近な地域の三層構造によるきめ細やかな相談ネットワークの構築に努めます。また、職員の資質向上のため研修等の受講や実施を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	市民	開始年度	平成 18（2006）年度
事業関係者	霧島市地域包括ケア・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、生活支援コーディネーター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
相談件数	10,369 件	10,000 件	

## ④-2 権利擁護業務

事業概要	高齢者虐待防止や養護者への支援、判断力の低下がある高齢者への支援などを行い、高齢者の尊厳ある生活が継続できるよう専門的継続的な視点から必要な支援を行います。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	市民	開始年度	平成 18（2006）年度
事業関係者	成年後見センター（霧島市社会福祉協議会）、霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
成年後見・権利擁護に関する相談	219 件	220 件	
虐待に関する相談	36 件	50 件	

## ④-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要	個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが実践されるよう、介護支援専門員・主治医ほか多職種相互の協働の取組を進め、地域ケア会議や研修会を活用しながら、個々の介護支援専門員に対する支援・資質向上を図ります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	介護支援専門員	開始年度	平成 18（2006）年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
介護支援専門員研修会開催数	2 回	2 回	
介護支援専門員等の後方支援	55 件	60 件	

## ④-4 介護予防ケアマネジメント業務

事業概要	<p>要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、選択に基づき、適切なサービスが包括的・効率的に実施されるよう介護予防支援計画の作成、その他の必要な援助を行います。</p> <p>増加する要支援者に対する支援計画を効率的に提供できるよう工夫し、居宅介護支援事業所等と協力のもと実施していきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	要支援認定者、総合事業対象者	開始年度	平成18（2006）年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
作成プラン数（介護予防支援含む）	15,122件	15,600件	

## ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	<p>高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想される中で、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図るために、始良地区医師会に事業を委託し、始良・伊佐地域振興局の支援を受け、霧島市、始良市、湧水町の2市1町に属する自治体及び関係機関と広域的に事業を展開しています。</p> <p>在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるように、また、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要です。</p> <p>ACPの推進に向けて市民への周知や、研修会等を実施していきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	市民、医療・介護従事者	開始年度	平成28（2016）年度
事業関係者	医師会、歯科医師会、薬剤師会、始良・伊佐地域振興局、始良市、湧水町他		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
入院時情報提供率	90.8%	95%	
退院時情報提供率	88.7%	90%	

## ■在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿

最終目標	住み慣れた地域でその人らしい生活を最後まで送るための地域包括ケアの推進	
重点取組	ACPの推進と看取り体制構築を軸とした、在宅医療・介護連携の推進	
医療と介護の連携した対応が求められる場面	日常の療養支援	多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの在宅医療・介護の提供
	入退院支援	入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との協働・情報共有による入退院支援
	急変時の対応	在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確認・患者の急変時における救急との情報共有
	看取り	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施・人生の最終段階における意思決定支援



## ⑥ 入退院支援コーディネーター

事業概要	霧島市地域包括支援センターに、入退院支援コーディネーターを2人配置（保健師が兼務）し、主に担当の介護支援専門員等がいない高齢者の入退院に関する支援を行います。市民や関係機関等への周知を図っていきます。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	市民	開始年度	平成29（2017）年度
事業関係者	医療機関連携室、介護支援専門員		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
コーディネーター人数	2人	2人	
入退院支援コーディネート（延べ）	53件	80件	

## ⑦ まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所設置事業

事業概要	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーが在籍する介護サービス事業所において、地域住民の方が身近なところで、高齢者福祉や介護に関する相談をはじめ、地域生活の困りごとについて気軽に相談できる相談所を設置します。 霧島市地域包括支援センターを中心とした「早く専門職に出会い、伴走していく体制づくり」を今後も進めていきます。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業 総合相談事業		
対象者	市民	開始年度	平成24（2012）年度
事業関係者	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
市民から相談を受けたLSWの割合	42.3%	60%	

※LSW＝霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー

## ⑧ 家族介護者交流会事業（家族介護支援事業）

事業概要	家族を介護している方が介護に対する悩みや不安を相談できる場や介護者相互の交流の場を提供し、精神的なケアに努めています。また、家庭で介護を行う際のちょっとしたポイントなどを学ぶ研修の機会を設けており、在宅介護を行う家族介護者の負担軽減を図っています。		
事業区分	地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業		
対象者	家族介護者	開始年度	平成 25 (2013) 年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
実施回数	1箇所	1箇所	
参加者人数	17人	30人	

## ⑨ 成年後見制度利用支援事業

事業概要	身寄りのいない認知症高齢者等で、成年後見制度を利用することが困難な場合に市長が法定後見制度を使って後見開始の申立てを行います。また、制度を利用するにあたり費用を負担することが困難な人に対して、申立てに係る費用や後見人報酬に係る費用を助成します。		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	判断能力が不十分又は欠く者で後見人が必要な者	開始年度	平成 19 (2007) 年度
事業関係者	霧島市成年後見センター（霧島市社会福祉協議会）		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
市長申立て件数	12件	15件	

## ⑩ 家族介護用品支給事業

事業概要	<p>要介護3以上の方、又は重度心身障がい者を介護している方（市民税非課税に限る）に対し、家族の経済的負担の軽減のため、月額6,000円（要介護度4、5）と月額4,000円（要介護度3【全介助に限る】、重度心身障がい者）の介護用品給付券を支給することで、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>引き続き、在宅介護者の負担軽減の一助として継続して実施します。</p>		
事業区分	保健福祉事業（65歳以上） 社会福祉総務費事業（それ以外）		
対象者	重度要介護者の家族	開始年度	平成18（2006）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
世帯数	97件	100件	

## ⑪ 高齢者福祉手当支給事業

事業概要	<p>長期間にわたり在宅において常時寝たきりや重度の認知症の高齢者を介護している方に対し、その労をねぎらうため、福祉手当（月額3,000円）を支給します。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	重度要介護者の家族	開始年度	平成18（2006）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
受給者数	72人	80人	

## ⑫ 地域生活配食事業

事業概要	<p>身体・精神状態等により自ら買い物、調理が困難な高齢者を対象にして、1日2食、365日の配食サービスを提供し、栄養改善及び安否確認等を行います。</p> <p>今後も健全な配食事業を継続していくために、社会福祉法人及び民間宅配事業者を含めた適切な実施体制の整備を図ります。</p>		
事業区分	保健福祉事業		
対象者	日常的な見守りが必要な高齢者	開始年度	昭和53(1978)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、社会福祉法人政典会、民間配食事業者		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
地域生活配食事業(65歳以上)	104,011食	100,000食	

## ⑬ 救急時情報提供書の活用

事業概要	<p>本市では、長寿・障害福祉課と消防局が連携し、救急時情報提供に承諾した要介護認定者の認定情報(認知機能レベル、持病、かかりつけ医など)を情報システム上で共有しています。</p> <p>これにより、救急出動した際に個人名などで検索することで、必要な情報を現地に到着する前に得ることができ、その後の対応がスムーズになります。</p> <p>今後も積極的に活用し、円滑な救急活動につなげていきます。</p>		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	平成23(2011)年度
事業関係者	消防局		

## ⑭ 消費生活相談事業

事業概要	<p>①消費生活相談事業 消費者が安心して安全で豊かな生活を営むことができるように、消費生活センターに消費生活相談員を3人配置し対応しています。現在、高齢者のインターネットでの買い物トラブルや、ワンクリック詐欺、スパムメール被害、認知症高齢者の消費者トラブルについても相談が多くなってきており、民生委員と協力し対応しています。</p> <p>また、消費者に対する教育活動として、出前講座や「消費者生活ビギナー塾」といった講座を実施しており、民生委員の研修会や自治会の集まりの場を通じて消費者意識の啓発を図っています。今後も消費生活相談員の研修等を行い、相談の質の向上を図ります。</p>		
	<p>②地域見守りネットワーク 民生委員と地域見守り支援員を含めた地域見守りネットワークなど、関係各課との連携を図っていきます。</p> <p>③広報活動 ホームページや広報誌、FMきりしま等で消費者トラブルに関する注意喚起や出前講座等の周知を行っています。</p>		
事業区分	消費生活相談事業		
対象者	市民（一般消費者）	開始年度	平成21（2009）年度
事業関係者	商工振興課		
	事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）
	相談件数	1,020件	1,000件
	出前講座数	13回	15回

## ⑮ こども・くらし相談センター

事業概要	<p>暮らしの中で抱える様々な相談や複合的な課題を抱える市民の相談（主に福祉分野）に応じる窓口「こども・くらし相談センター『にじいろ』」において、関係機関等と連携し、包括的に対応し支援を行います。</p> <p>相談者が複数の相談窓口に赴くことなく複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整え、相談者が抱える問題に応じた支援を包括的に提供できるよう必要な調整を図ります。</p>		
	事業区分		
対象者	市民	開始年度	令和2（2020）年度

⑩ 高齢者等のごみ出し支援

事業概要	高齢社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者や障がい者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じており、これらを解決するため、公益社団法人霧島市シルバー人材センター等へ委託し、ごみの戸別収集を行います。		
事業区分	高齢者等ごみ戸別収集事業		
対象者	①要介護1以上の認定を受けている方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳1級又は2級の方のみで構成される世帯 ③療育手帳A1、A2判定を受けている方のみで構成される世帯 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方のみで構成される世帯	開始年度	令和5（2023）年度
事業関係者	環境衛生課、長寿・障害福祉課、霧島市シルバー人材センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
実施対象世帯数		160件	

## 2 居住の確保と安心して生活できる体制

### (1) 施策の方向性

高齢者が、望む場所（自宅や施設）で生活できる環境づくりを推進するため、在宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象とした施設等への入所支援を行うとともに、在宅生活における緊急時の支援体制を確保します。

また、霧島市居住支援協議会において、活動の中心となる居住支援団体と連携しながら、入居が困難な高齢者の住宅確保に努めます。

このほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて供給され、住み慣れた地域で住み替えが促進される環境を確保します。

### (2) 取り組むべき課題

- ・ 環境上の理由や、経済的な理由で在宅生活が困難な方への支援
- ・ 在宅生活における緊急時の支援体制の充実
- ・ 単身高齢者等の住宅確保（民間賃貸住宅）
- ・ バランスの取れた施設供給

### (3) みんなでできること

#### 【市民一人ひとりで】

- ・ 近隣の在宅高齢者の見守り活動等
- ・ 在宅生活が困難な高齢者の行政への相談

#### 【地域で】

- ・ 地域住民と自治会、民生委員等と連携した在宅高齢者の見守り活動等
- ・ 在宅生活が困難な高齢者の行政への相談

#### 【団体・事業所等で】

- ・ 居住支援団体による高齢者の賃貸住宅への入居支援
- ・ 賃貸住宅オーナーによる県のセーフティネット住宅登録制度を活用した高齢者の入居促進



## (4) 実施事業

## ① 老人福祉施設入所等事務

事業概要	<p>環境上の理由及び経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、心身の健康の保持と生活の安定のため、所得に応じて入所者負担金が決定される養護老人ホームへの措置入所を行っています。</p> <p>入所条件を満たす高齢者及び高齢者虐待などの個別の問題を抱えた養護老人ホームを希望する高齢者が速やかに入所できるよう措置事務を行います。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	独立して生活する事に不安がある概ね65歳以上の者	開始年度	昭和38(1963)年度
事業関係者	養護老人ホームを運営する社会福祉法人		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
年度末措置者数	106人	115人	

## ② 生活支援ハウス運営事業

事業概要	<p>家族等による援助が困難で、身のまわりのことは自立していても、生活に不安がある方、身体機能の低下が認められる虚弱高齢者(養護老人ホーム等の対象となる者を除く)方に対して、住居や介護支援、交流機能を提供することにより、安全かつ快適な生活を営むことができるように、入所決定を行っています。</p> <p>生活相談員等、施設の職員の能力向上を図り、入所者が安心して生活できるよう改善していきます。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	独立して生活することに不安がある概ね60歳以上の独居者等	開始年度	平成17(2005)年度
事業関係者	医療法人 春成会		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
年度末入所者数	9人	10人(定員)	

## ③ 高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）

事業概要	<p>高齢者の生活特性に配慮した市営住宅（小谷住宅：牧園町高千穂 14 戸）に入居している方に、生活援助員を派遣して、生活指導・相談・安否確認、一時的な家事援助などのサービスを提供することによって、安全かつ快適な生活を営むことができるように支援しています。</p> <p>今後は、附带設備である緊急通報装置の更新等について生活指導・安否確認の中で提案や相談ができるような取組を検討します。</p>		
事業区分	包括的支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	独立して生活することに不安がある 概ね 60 歳以上の独居者等	開始年度	平成 17（2005）年度
事業関係者	社会福祉法人 桃蹊会		
事業評価指標（活動指標）	令和 4 年度実績	目標（見込）	
入居戸数	14 戸	14 戸	

## ④ 緊急通報装置整備事業

事業概要	<p>一人暮らしの高齢者世帯等で緊急時に適切な対応が困難と認められる世帯に対し、24 時間 365 日対応可能で緊急通報のほか生活サポートなどを受けられることができる、コールセンター対応の緊急通報装置を設置しています。</p> <p>コールセンターによる定期的な安否確認が、逆に地域の支え合い活動を阻害することの無いよう、バランスを意識しながら、事業を実施します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	緊急時連絡に不安のある一人暮らし、 高齢者世帯等	開始年度	平成 21（2009）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、周南マリコム(株)		
事業評価指標（活動指標）	令和 4 年度実績	目標（見込）	
緊急通報装置設置台数（休止除く）	136 台	170 台	

⑤ 市営住宅改善事業・市営住宅維持管理事業

事業概要	<p>霧島市公営住宅等長寿命化計画において、「個別改善」と位置付けられている住宅を対象に、居住水準の向上を図るために、その建物の状況に応じて居住性向上型、長寿命化型等の中から事業を選択し、既設市営住宅の改善を行っています。</p> <p>また、入居済みの方については、身体理由があれば1階に移動できるようにしています。</p> <p>今後も継続して支援していきます。</p>		
事業区分	市営住宅改善事業、市営住宅維持管理事業		
対象者	市営住宅の入居者	開始年度	平成17（2005）年度
事業関係者	建築住宅課		

⑥ コミュニティバス等運行事業

事業概要	<p>本市では、交通空白・不便地域に住む市民の生活交通手段を確保するため、市内全域においてコミュニティバスを運行しています。</p> <p>コミュニティバスは、通勤、通学、通院及び買物等の「生活の足」として市民の日常生活に必要な移動手段ですが、モータリゼーションの進展や中山間地域における人口減少等に伴い、利用者数は年々減少しています。</p> <p>このような中、警察庁がまとめた運転免許統計によると2022年における運転免許証の自主返納者数は約45万人となり、今後も返納者は増加していくことが予想されます。</p> <p>このような状況や市民のニーズを踏まえ、運行車両の小型化を通じ、人口密集地や医療機関・商業施設等への乗り入れを推進するなど運転に不安のある高齢者が自家用車に頼らなくても移動できる環境を整備するとともに、高齢者の中には長年バスを利用していなかった等の理由により、乗ること自体に抵抗を感じる方も存在することから、出前講座（乗り方教室）の開催等を通じて、まずは交通機関を体験してもらい、「自家用車から公共交通へ」の気運の醸成を図る必要があります。</p>		
事業区分	コミュニティバス等運行事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	地域政策課		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
ふれあいバスの一便当たりの利用者数が2.0人を下回る路線数	25便	0便	

⑦ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要	多発する高齢者の交通事故防止と公共交通（バス等）の利用促進を図るために、霧島市と市内を運行するバス事業者、JR九州、市内タクシー会社、警察が連携し、高齢者が運転免許証を自主返納した場合に特典を設けています。 ○特典内容：発行額5,500円分の「かごしま共通乗車カード」、「SUGOCA」、「霧島市高齢者運転免許証自主返納支援事業タクシーチケット」のうちひとつを、申請した対象者に1回限りで無償交付しています。		
事業区分	高齢者運転免許証自主返納支援事業		
対象者	市内に居住する65歳以上の運転免許証自主返納者(平成22年4月1日以降、霧島署又は横川幹部派出所に運転免許の取消申請を行い、運転免許自主返納カードを所持する方)	開始年度	平成22(2010)年度
事業関係者	安心安全課、横川総合支所地域振興課		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
利用者数(延べ人数)	248人	400人	

⑧ ネット119などの活用

事業概要	電話を使うことができない方などの対応として、ネット119、FAX119、メール119などのサービスを提供しており、これらのツールを活用し救急体制の拡充を図ります。 今後も関係機関と連携して効果的な普及啓発を行っていきます。		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	令和2(2020)年度
事業関係者	消防局		

## 第3章 住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進

### 1 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

#### (1) 施策の方向性

本市の65歳以上の人口に占める認知症高齢者の割合は、令和5年10月現在11.1%（Ⅱa以上の認知症高齢者3,956人/10.1現在65歳以上人口35,643人）となっています。認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい知識を周知するとともに、認知症サポーター養成やみまもりあいアプリの導入などを通じ、認知症の人やその家族が安心して自分らしく暮らし続ける環境づくりを推進しています。その一つとして、霧島市認知症専門部会では、認知症支援の関係者が参加し、実施事業の有効性や改善点の検討を行っています。

令和4年12月には認知症施策推進大綱の中間評価が行われ、また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布、令和6年1月1日に施行され、更に認知症施策の推進に努める必要があります。認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### (2) 取り組むべき課題

- ・ 認知症を地域で支える取組の推進
- ・ 私のアルバムやみまもりあいアプリの更なる普及
- ・ 小中学生を含める幅広い年代を対象にした認知症サポーターの養成
- ・ 若年性認知症の人への支援の推進

#### (3) みんなでできること

##### 【市民一人ひとりで】

- ・ 私のアルバムを活用して将来の生活について考えてみる
- ・ みまもりあいアプリに登録し、行方不明者の検索に協力する
- ・ 認知症について正しい知識を学ぶ

##### 【地域で】

- ・ 自治会等で高齢者の見守り活動に取り組む
- ・ 地域にどんな人が住んでいるのか把握してみる
- ・ 出前講座などを活用し認知症について正しく学ぶ

##### 【団体・事業所等で】

- ・ 官民協働による高齢者等見守りネットワークの構築
- ・ 認知症カフェの設置



## 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

令和5年6月16日に公布され、令和6年1月1日に施行されました。法の概要は以下のとおりです。法の理念に基づき国・地方が一体となって施策を講じていきます。（社会保障審議会 介護保険部会 令和5年7月10日資料より）

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができることともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5.基本的施策

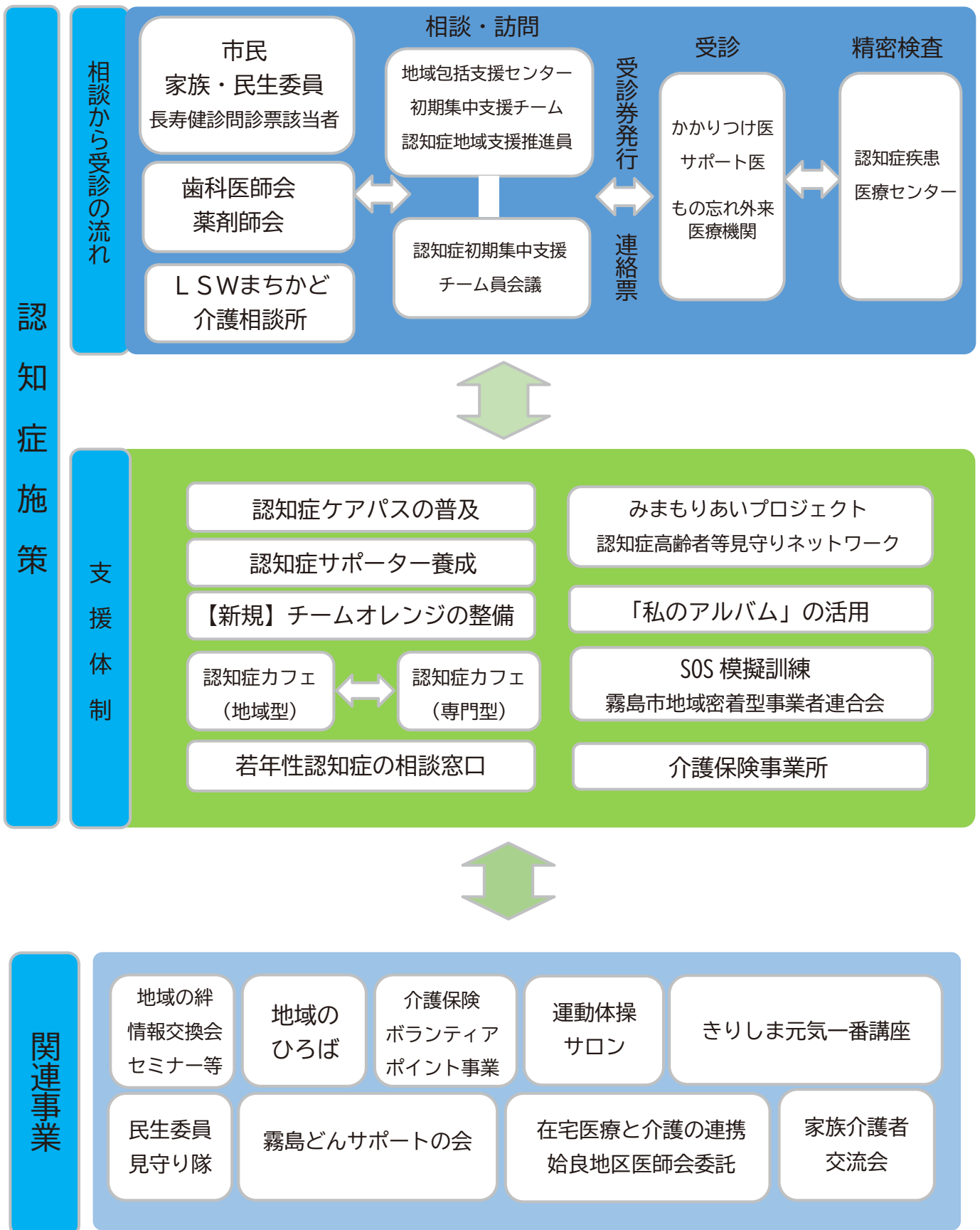
- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】  
・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策  
・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】  
・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策  
・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】  
・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策  
・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時かつ切れ目なく提供するための施策  
・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】  
・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備  
・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】  
・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等  
・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
  - ⑧【認知症の予防等】  
・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組みことができるようにするための施策  
・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

# 本市の認知症支援体制



各論  
第3章



## (4) 実施事業

## ① 認知症カフェ

事業概要	<p>認知症の人とその家族、また、地域住民や専門職など誰もが気軽に集うことができる場所となり、認知症の人とその家族が安心して過ごすための地域で支える出発点となるものです。</p> <p>同時に、認知症サポーター等の活躍の場、チームオレンジの活動拠点となって更に場を増やしていくことを目指します。また、今後も実施体制の継続した支援を行います。また、カフェの中で、認知症の人本人が自らの言葉で希望や生きがいの発信をしていくことを支援していきます。更に、認知症カフェ運営者等で情報交換を行い、連携強化を図ります。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成 28 (2016) 年度
事業関係者	認知症疾患医療センター、認知症対応型通所介護、小規模多機能ホーム等		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
設置箇所数	専門型 1 箇所 地域型 2 箇所	6 箇所	

## ② 私のアルバム等の活用・普及啓発

事業概要	<p>認知症の人の個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していくツールとして、私のアルバムやマイライフノート (県医師会作成) 等を活用し、本人の理解の促進を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業 (社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成 22 (2010) 年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
私のアルバム等の配布数	累計 331 部	1,500 部	

## ③ 認知症高齢者早期発見促進事業

事業概要	<p>認知症の疑いのある人に、もの忘れ外来受診券を発行し、認知症の早期発見・早期治療を促進します。</p> <p>令和2年度より後期高齢者医療の事業である長寿健診の間診票の認知機能に関する設問の該当者に対して、家庭訪問を行い、医療機関受診を勧奨する流れをつくりました。今後も関係機関の連携強化を図り早期発見・早期介入・早期支援に取り組みます。</p>		
事業区分	保健福祉事業		
対象者	認知症が疑われる人	開始年度	平成23(2011)年度
事業関係者	受託医療機関 認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター) すこやか保健センター		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
受診券発行数	15枚	40枚	

## ④ 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的として、「認知症初期集中支援チーム」を霧島市地域包括支援センター内に配置しています。</p> <p>今後も、若年性認知症への対応も含め、早期診断に繋がるように、霧島市地域包括支援センター職員と連携しながら支援に取り組みます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成29(2018)年度
事業関係者	認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター)		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
相談件数	89件	120件	
チーム員会議検討数	43件	60件	

## ⑤ 若年性認知症の人への相談支援

事業概要	<p>県の相談窓口配置されている若年性認知症支援コーディネーターや認知症疾患医療センターと密に連携を図り、支援体制を構築していきます。地域住民や専門職など誰もが気軽に相談できる相談機関として霧島市地域包括支援センターを普及・啓発していきます。</p> <p>また、若年性認知症の方とその家族等の交流の場の設置についても検討します。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	若年性認知症が疑われる人や若年性認知症の人、及びその家族	開始年度	——
事業関係者	霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
相談件数（延べ）	1件	10件	

## ⑥ 認知症サポーター養成

事業概要	<p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の偏見をなくし、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域住民・学校・商工業事業所等が認知症の方々の適切な支援が行えるように正しい理解を深めていくための支援を行っています。</p> <p>今後も、幅広い世代を対象に講座を開催し、さらなる養成を進めるとともに、養成した認知症サポーターがステップアップとして支援を繋ぐ仕組み「チームオレンジ」の整備・運営についても検討します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	市民	開始年度	平成20（2008）年度
事業関係者	認知症地域支援推進員（霧島市地域包括支援センター）、認知症キャラバンメイト		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
認知症サポーター養成数	17,230人	19,000人	

## ⑦ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

事業概要	<p>認知症の人が住み慣れた場所で安心して住み続けられるように、地域の関係機関や地域住民が理解しあい、力を合わせて、認知症の人等を支援する仕組みをつくります。</p> <p>地域の取組として、認知症の人を支援するためのSOS模擬訓練等を行います。</p> <p>また、日常的に家庭訪問を行うなど高齢者等と関わることが多い団体や民間事業所と連携した認知症高齢者等見守りネットワークを構築し、異変へ対応するほか、認知症高齢者等が行方不明になった際に、みまもりあいアプリ等のICTを活用した検索やその他効果的な仕組みづくりを目指します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業		
対象者	地縁団体	開始年度	平成27(2015)年度
事業関係者	霧島市地域密着型サービス事業者連合会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、認知症サポーター		
	事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)
	認知症高齢者等見守りネットワーク会議の開催	0回	2回

## ⑧ 認知症ケアパス

事業概要	<p>認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したもので、認知症ではないかと思った時や認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものです。</p> <p>自動車学校等の関係機関や店舗等への配布を行うことで周知に努めていくとともに、本市の社会資源等の状況が変化した場合など必要に応じ改訂を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	一般市民 認知症を支援する関係者 認知症の人及びその家族	開始年度	令和2(2020)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター		
	事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)
	設置箇所数	385箇所	400箇所

## ⑨ 霧島市認知症専門部会

事業概要	認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、医師会長、薬剤師会長、歯科医師会長、始良・伊佐地域振興局、認知症カフェ開催者等からなる「霧島市認知症専門部会」を年2回を目処に実施し、市の実施事業の有効性や改善点の検討、今後展開が望まれる事業の検討を行い、問題解決につなげます。		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	———	開始年度	令和元（2019）年度
事業関係者	認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、医師会長、薬剤師会長、歯科医師会長、始良・伊佐地域振興局、認知症カフェ開催者等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
開催数	1回	2回	

## 2 互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり

### (1) 施策の方向性

少子高齢化が急速に進み、介護人材の不足が顕著になる中、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域での支え合いが必要不可欠です。互助の仕組みづくりが地域包括ケアシステムの要であることから、平成28年度（2016年度）に霧島市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しました。また、地域での見守り体制の強化のため、地区自治公民館が設置する地域見守り支援員の活動も令和2年度（2020年度）から開始しています。

各自治公民会等で行われている地域まちづくりや自主防災組織の立上げ、民生委員との連携などへの様々な活動支援と連携しながら、それぞれの地域特性や課題に対応した取組体制の構築を支援していきます。

また、市が独自に認定する霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーとも連携し、地域の課題解決に向けて協働していきます。

### (2) 取り組むべき課題

- ・地域見守り支援員の養成と在り方の検討
- ・身寄り問題への対応強化
- ・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活動の強化
- ・第2層協議体を意識した活動の強化

### (3) みんなでできること

#### 【市民一人ひとりで】

- ・地域見守り支援員に登録する
- ・消費者トラブルに注意する
- ・一人暮らしの高齢者をできる範囲で気に掛ける

#### 【地域で】

- ・地区自治公民館で地域見守り支援員の体制をつくる
- ・民生委員と協働する関係を構築する

#### 【団体・事業所等で】

- ・10圏域の地域特性を踏まえた施策を実施する
- ・民間団体等と連携した見守り活動の取組
- ・身寄りのいない人のための各種支援の整備



## (4) 実施事業

## ①-1 生活支援体制整備事業（第1層）

事業概要	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりや、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>また、地域活動をしている人や地域の高齢者等が中心となって、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進めるための作業部会の設置と運営を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	平成 28（2016）年度
事業関係者	市民		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
第1層協議体（高齢者施策委員会）の開催	2回	2回	
福祉活動を行う団体とのネットワーク（活動状況の把握・連携）数	23箇所	30箇所	

## ①-2 生活支援体制整備事業（第2層）

事業概要	<p>日常生活圏域（第2層）ごとの生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの圏域で、住民が主体となり取り組んでいる活動を基盤とした、第2層協議体の設置を行います。</p> <p>また、サロン活動のさらなる広がりを推進するとともに、サロン活動でできた顔の見える関係づくりから派生する住民同士の見守り・支え合い活動を推進します。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	平成 28（2016）年度
事業関係者	市民		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
第2層協議体の開催	7箇所	7箇所	
地域のひろば取組団体の数	105団体	130団体	



## ② 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業

事業概要	市の地域包括ケア体制の構築にあたって、地域包括ケアに関する、市独自の認定資格である「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー」の養成及び資格維持のためのスキルアップ研修等を行います。ワーカー自身が活動しやすいよう、市民への周知及び所属する事業所等に理解と協力を求めつつ、今後、共生型地域社会の推進を図ることを目的として個々のスキルアップを図ります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	介護保険事業所職員等	開始年度	平成 24（2012）年度
事業関係者	市内介護サービス事業者		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
地域の方から相談を受けた割合	42.3%	60%	

## ③ 地域見守り支援事業

事業概要	高齢者や障がい者など、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等のため、地区自治公民館が設置する地域見守り支援員見守り隊の活動を支援し、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ります。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 介護予防把握事業		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	令和 2（2020）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会連合会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
支援員数	356人	400人	

④ 「霧島市身寄りがなくても安心して暮らすためのガイドライン」の普及

事業概要	家族等の身寄りのいない人が、身元保証人を確保することができず、居住・医療・介護等の支援に困難さを抱えている現状があります。令和2年度から福祉事業に携わる方々が中心となり、始良地区医師会や社会福祉協議会などの関係機関と市が情報交換や研修会を重ね、令和4年12月に「霧島市身寄りがなくても安心して暮らすためのガイドライン」を作成しました。今後はガイドラインの普及と支援体制の強化を図ります。		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	令和2（2020）年度
事業関係者	一般社団法人サツマスタ、霧島市社会福祉協議会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー		

⑤ 地域まちづくり支援事業

事業概要	本市では、市内89箇所の地区自治公民館を事業主体として、地域の10年後のまちのあり方を見据え、自助互助公助の取組をまとめた「まちづくり計画」の策定を推進しており、この計画策定に要する費用や実現事業に係る経費を一部助成するとともに、本市職員も地域まちづくりサポーターとして計画策定の後方支援を行っています。 また、地域まちづくり計画に基づく事業のうち、地区自治公民館等が主催し、多くの会員が参加する行事等への補助事業も行っています。 今後も引き続き、地域の特性を活かした自助互助公助による活動を盛り込んだ計画が策定できるよう支援を行っていきます。		
事業区分	地域まちづくり支援事業		
対象者	市民	開始年度	平成17（2005）年度
事業関係者	市民活動推進課		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
見直しを行った自治公民館数	87地区	87地区	

## ⑥ 霧島市社会福祉協議会運営支援事業

事業概要	社会福祉を目的とする事業や社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助により、地域福祉の推進を図る事を目的とした団体である霧島市社会福祉協議会の運営費補助として補助金を交付しています。		
事業区分	霧島市社会福祉協議会運営支援事業		
対象者	霧島市社会福祉協議会	開始年度	平成 17 (2005) 年度
事業関係者	保健福祉政策課 霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
会員数	29,789 人	31,140 人	
ボランティア登録者数	3,587 人	4,400 人	

## ⑦ 地域自殺対策強化事業

事業概要	<p>自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるため、「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として認識され、社会全体で自殺対策を推進していくため、霧島市自殺対策計画を策定しました。</p> <p>国の自殺対策総合大綱に基づく基本施策と、市の自殺の実態を踏まえて「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に焦点を絞った重点施策について、施策の体系を定め「生きることの包括的な支援」として推進していきます。</p>		
事業区分	地域自殺対策事業		
対象者	市民、関係機関	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
自殺死亡率減少 (10 万人対)	17.62 人	11.4 人以下	

## ⑧ 民生委員活動支援事業

事業概要	小地域での福祉活動の担い手である民生委員児童委員が行う活動を支援するために、霧島市民生委員児童委員協議会連合会に補助金を交付しています。また、その事務局として、霧島市民生委員児童委員協議会連合会の運営をサポートしています。		
事業区分	社会福祉総務費事業		
対象者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会	開始年度	昭和 23 (1948) 年度
事業関係者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会、霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
民生委員活動日数	40,447 日	42,300 日	

## ⑨ 自主防災組織

事業概要	<p>局地的な大雨や地震、火災等の災害等に対して、高齢者の不安が増しているため、災害時について本市では、「自分たちの身は、自分たちで」をキーワードに各自治会に防災担当を配置することで自主的な防災組織の育成を進めています。関係各課、霧島市社会福祉協議会、消防署等が情報を共有して、民生委員・児童委員等の地域の役員への情報共有を促進していきます。</p> <p>今後も引き続き、防災講座等を通じて自主防災組織の育成を図りながら、地域に潜む危険箇所や要支援者を把握し、災害発生時の支援体制を確立します。</p>		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	安心安全課		

## 第4章 社会保障制度の円滑な運営

### 1 介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援

#### (1) 施策の方向性

急激な少子高齢化の進展に伴い、介護保険サービス事業所及び介護人材の不足が大きな問題になっています。加えて、本市は市街地と中山間地域で高齢化率や介護関連社会資源が異なり、各圏域の特性に応じた対策が強く求められています。

市民のみなさんが限られた介護関連社会資源を主体的に有効活用できるよう周知を図るとともに、事業を継続的・安定的に実施することにより、介護サービスの質の更なる向上に努めていきます。

また、介護人材確保のために、潜在的な有資格者の発掘や学生などの将来の介護人材の育成にも取り組んでいきます。

#### (2) 取り組むべき課題

- ・ 介護人材の確保
- ・ 中山間地域における介護事業所等の不足
- ・ インフォーマルを踏まえた適切なケアプランの点検
- ・ 事業所における高齢者虐待防止

#### (3) みんなでできること

##### 【市民一人ひとりで】

- ・ 介護保険制度の趣旨を理解し、適正な利用や保険料の納付に努める
- ・ 高齢化社会では介護人材や介護施設が不足することを理解する
- ・ 健康を意識し身の回りのことができるように留意する

##### 【地域で】

- ・ 地域のひろばなどで介護保険制度について学ぶ
- ・ 私のアルバムなどの作成を通じて介護や医療のことを考える

##### 【団体・事業所等で】

- ・ 介護人材発掘のためマッチング体制や人材育成の仕組みづくり
- ・ 事業者は適切なサービス提供に努める
- ・ ペーパーレスやICT化などの推進

## (4) 実施事業

### ① 災害対策

事業概要	<p>介護事業所においては、災害対策に係る計画等の策定や訓練の実施、必要な物資の備蓄など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害の発生時においてもサービスを継続する必要があります。</p> <p>そのため、本市では福祉避難所の更なる充実を図るとともに、日頃から介護事業所等と連携した災害対策を積極的に推進していきます。</p>
------	---

### ② 感染症対策

事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、平時から感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を介護サービス事業所等と連携して取組を行っていきます。</p> <p>また、感染症が発生した場合でも、サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。そのため、必要な物資についての備蓄・調達等の把握、確保に努め、関係機関等の連携した支援・応援体制の構築に努めます。</p>
------	---

### ③ 運営指導・集団指導

事業概要	<p>介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。</p> <p>本市では、介護保険施設等指導指針に基づき行う介護保険施設等に対する指導を実施し、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求に関する周知の徹底を図り、サービスの質の確保や保険給付の適正化が果たされるよう努めています。</p> <p>指導の方法には、運営指導と集団指導があり、いずれも介護保険施設等の適正な運営の確保のために行う支援及び育成の観点から行っています。</p> <p><b>【運営指導】</b> 介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、現地に行うもの。</p> <p><b>【集団指導】</b> 正確な情報の伝達・共有による不正等の行為を未然に防止することを目標に、介護保険施設等に対し情報のインプットを図るもの。</p>
------	--

## ④ 要介護認定の適正化（介護給付費適正化主要事業）

事業概要	適正な要介護認定を実施するために、調査票の全件チェックや事務分析データを活用した研修を実施しています。 今後も、適正に要介護認定を行えるように全国平均とずれのある調査項目について分析し、研修に活かします。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	要介護・要支援認定申請者等	開始年度	平成18（2006）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
調査票チェック件数	6,814件	7,300件	

※令和4年度調査票チェック件数は、コロナ延長措置2,210件を含む。

## ⑤ 縦覧点検・医療情報との突合（介護給付費適正化主要事業）

事業概要	医療情報との突合と、縦覧点検は、国保連に委託をして全件点検を行い、介護サービス事業者の請求内容に誤りがないか確認することによって、適正な給付の実施を継続して支援しています。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	居宅介護支援事業所	開始年度	平成18（2006）年度
事業関係者	——		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
縦覧点検数	全件	全件	



## ⑥ ケアプラン・住宅改修・福祉用具点検（介護給付費適正化主要事業）

事業概要	<p>ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえて「自立支援」につながっている適切なケアプランになっているか、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、「自立支援に資するマネジメント」とは何かを点検・研修会・面談を通して、本市と一緒に追求し、健全な給付の実施を支援します。</p> <p>住宅改修は、事務職員及び作業療法士等が書類審査及び一部の実地検査を行います。本人の身体の状態に合わせた改修となっているか、担当ケアマネジャーや施工業者の意見も聞きながら検討することなどにより給付適正化を図ります。</p> <p>福祉用具は、本人の身体状況に合わせた購入が行われているかを事務職員が書類審査を行い、給付適正化を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	介護支援専門員 要支援・要介護認定者	開始年度	令和2（2020）年度 平成18（2006）年度
事業関係者	居宅介護支援事業所 霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
ケアプラン点検数	140件	140件	
ケアプラン研修会開催数	1回	1回	
ケアプラン面談実施数	29回	30回	
住宅改修・福祉用具点検数	971件	920件	

## ⑦ 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

事業概要	<p>必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための取組を進めていきます。</p> <p>また、県が主体となる介護現場の生産性の向上の取組については、県が実施する施策の事業者への周知等を行っていきます。</p> <p>行政への提出書類についても、国で標準化された様式を市の様式とすることにより書類の簡素化を進め、窓口に来なくても手続きが完結する仕組みづくりを推進します。</p>
------	---

## ⑦-1 新たな介護人材の確保

事業概要	<p>将来の介護人材となりうる小中学生・高校生への働きかけとして、各学校と介護事業所における職場体験等による介護の仕事の魅力向上を図り、また元気高齢者の方を対象とした介護施設での就労を目的とした研修会、ボランティアによる業務体験等の取組を県や関係機関と連携して進めていきます。また、外国人介護人材の確保については、国や県による支援制度について情報収集を行い、その活用や情報について周知に努めます。</p>
------	--

## ⑦-2 介護事業所運営の効率化と生産性向上支援

事業概要	<p>介護従事者の業務負担軽減を推進するため、県が実施する介護ロボット、ICT導入支援事業の活用や情報について周知に努めます。また、文書負担軽減に向け指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式や「電子申請・届出システム」の導入の促進に努めます。</p>
------	---

## ⑧ 利用者の安全確保とリスクマネジメントの推進

事業概要	<p>利用者のサービス利用時における介護事故については、介護事業所からの報告を受けるとともに、再発防止について指導、支援等に努めます。また、事業所による高齢者虐待防止については、未然の防止、早期発見・迅速かつ適切な対応及び再発防止について指導、助言等に努めます。</p>
------	---

## ⑨ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業

事業概要	低所得で生計維持が困難である方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担を軽減した額の一部を市が助成します。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	低所得の介護保険サービス利用者	開始年度	平成12(2000)年度
事業関係者	社会福祉法人		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
負担減免金額	申請なし	38,000円	

## (5) 介護保険サービスにおけるリハビリテーションサービス提供体制について

### ① サービス種別定員数

本市の認定者100人あたりの各サービスの定員について、県と比較すると、居住系サービス及び通所系サービスにおいて、県全体の水準を上回っている一方、施設サービスにおいて、県全体の水準を下回っています。

サービス種別	定員数	認定者100人あたり定員数		
		鹿児島県	霧島市	対県比
介護老人福祉施設	550	10.3	8.8	85.4%
介護老人保健施設	280	6.4	4.5	70.3%
介護療養型医療施設	0	0.2	0.0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	78	1.1	1.2	109.1%
介護医療院	25	0.9	0.4	44.4%
施設サービス計	933	18.9	14.9	78.8%
特定施設入居者生活介護	233	1.6	3.7	231.3%
認知症対応型共同生活介護	351	5.8	5.6	96.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.4	0.0	0.0%
居住系サービス計	584	7.8	9.4	120.5%
通所介護	875	10.3	14.0	135.9%
地域密着型通所介護	331	5.4	5.3	98.1%
通所リハビリテーション	590	9.8	9.5	96.9%
認知症対応型通所介護	58	0.6	0.9	150.0%
小規模多機能型居宅介護（宿泊）	145	1.0	2.3	230.0%
小規模多機能型居宅介護（通い）	287	2.0	4.6	230.0%
看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）	0	0.1	0.0	0.0%
看護小規模多機能型居宅介護（通い）	0	0.3	0.0	0.0%
通所系サービス計	2,289	29.6	39.6	123.6%

※厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」データを用いて作成（数値は令和4年時点）

## ② リハビリテーションサービスの提供体制

本市の認定者1万人あたりのリハビリテーションサービス提供に係る事業所数について、県と比較すると県全体の水準を下回っていることから、体制を検討する必要があります。

### ア. 提供事業所数

本市の認定者1万人あたりのリハビリテーションサービス提供に係る事業所数について、県と比較すると、県全体の水準を下回っており、特に「訪問リハビリテーション」の提供体制が充足しているとはいえない状況です。

サービス種別	事業所数	認定者1万人あたり事業所数		
		鹿児島県	霧島市	対県比
介護老人保健施設	4	8.76	6.44	73.5%
介護医療院	2	2.59	3.22	124.3%
訪問リハビリテーション	9	18.02	14.5	80.5%
通所リハビリテーション	20	29.87	32.21	107.8%
短期入所療養介護（老健）	4	7.27	6.44	88.6%
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0.3	0.0	0.0%
計	39	66.81	62.81	94.0%

※厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」データを用いて作成（数値は令和3年時点）

### イ. サービス利用率

本市の認定者1人あたりの利用率について、県と比較すると、介護老人保健施設、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションにおける利用率が、県平均のいずれとも低い状況となっています。

サービス種別	利用率		
	鹿児島県	霧島市	対県比
介護老人保健施設	5.92	4.78	80.7%
介護医療院	1.05	1.47	140.0%
訪問リハビリテーション	3.1	3.01	97.1%
通所リハビリテーション	17.11	15.12	88.4%

※厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」データを用いて作成（数値は令和4年時点）



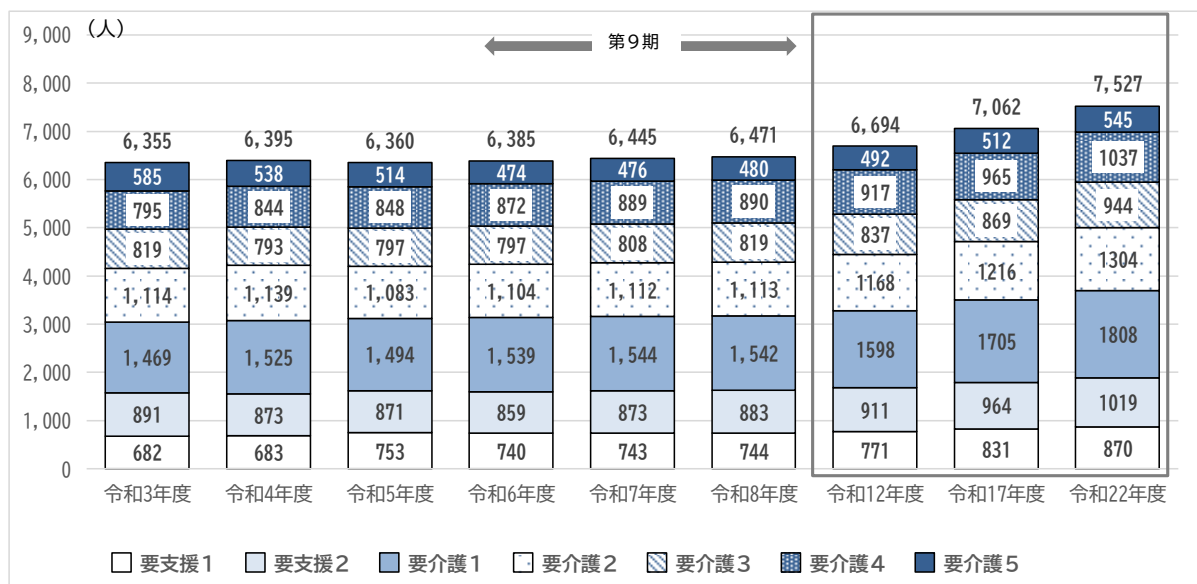
## 第5章 介護保険事業量の推計

### 1 認定者等の推移と予測

#### (1) 認定者の状況と今後の予測

認定者は、令和3年度に6,355人となっていました。令和5年度は6,360人（5人の増加）となっています。

今後の予測は、令和8年度に6,471人となり、令和5年度と比較して111人の増加となります。さらに、令和12年度には6,694人となると予測されます。



資料：介護保険事業状況報告（令和5年6月末）での推計値（第2号認定者数含む）

#### (2) 前期（8期）計画の実績

総給付費は、令和3年度の93億4千2百万円から令和5年度では、94億9千5百万円（見込）となり、1億5千3百万円増加（令和3年度比101.6%）となっています。

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	9,342,040	9,350,264	9,495,038
在宅サービス	4,867,023	4,796,407	4,837,303
居住系サービス	1,334,468	1,339,259	1,310,305
施設サービス	3,140,549	3,214,598	3,347,430

## 2 介護保険サービスの量の見込み

介護保険サービスについては、2040年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）に対応した視点を持ちつつ、保険者として持続的な事業運営を図るとともに、被保険者個々の保険料負担の上に成立している制度として、公平で質の高いサービスを提供するための取組が求められています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービスの当該年度の見込みについては、介護保険事業費ではなく地域支援事業費に見込んでいます。

なお、ここで使用している介護保険に関する各種データは、国の示した「地域包括ケア見える化システム」を用いて算出したデータとなります。

### (1) 居宅サービス

自宅に居ながら利用できる介護サービスのことです。また、施設に入っているも、そこが居宅と見なされる場合は、そこでのサービスは居宅サービスに含まれます。

#### 【日常生活圏域別居宅サービス事業所の状況】

	在宅												
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所
国分北	7	-	3	2	2	3	3	2	1	1	1	1	7
国分	4	-	4	2	11	2	7	1	1	2	2	1	9
国分南	-	-	-	-	5	3	1	-	-	-	-	2	4
溝辺	1	-	1	-	2	2	1	2	1	1	-	-	2
横川	1	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	2
牧園	1	-	3	1	1	2	2	1	1	1	1	-	3
霧島	2	-	1	1	-	1	2	1	2	-	-	2	2
隼人北	4	1	5	5	11	4	4	2	2	-	-	1	7
隼人南	6	-	5	-	5	2	-	1	-	1	1	2	8
福山	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	2
合計	26	1	23	12	38	22	20	13	8	6	5	9	46

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和5年11月1日現在]



① 訪問介護（ホームヘルプ）

内容	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や、家事などの日常生活の援助を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	381,598	389,543	385,050	401,875	418,487	440,314	451,162	473,066	506,787	517,392	505,610
	回数(回/月)	10,973.6	109,720.0	10,763.9	11,264.2	11,739.6	12,354.2	12,640.0	13,251.4	14,198.7	14,502.6	14,171.3
	人数(人/月)	652	666	643	682	705	741	763	802	859	874	854

※R5は見込値(以下同じ)

② 訪問入浴介護

内容	浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
----	---------------------------------

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	4,833	5,324	2,798	5,020	5,020	5,020	5,856	5,856	6,693	6,693	6,693
	回数(回/月)	34.7	38.3	20.4	36.6	36.6	36.6	42.7	42.7	48.8	48.8	48.8
	人数(人/月)	7	7	4	6	6	6	7	7	8	8	8

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

内容	主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	186,575	185,966	191,895	210,545	212,303	214,000	221,858	232,681	249,245	253,797	248,555
	回数(回/月)	3,301.2	3,428.9	3,658.2	4,024.2	4,057.5	4,087.7	4,235.4	4,444.6	4,760.8	4,846.1	4,746.0
	人数(人/月)	353	370	369	398	402	405	418	438	470	479	469
予防 給付	給付費(千円)	28,482	25,436	26,238	22,493	22,820	22,820	23,672	25,247	26,426	26,754	25,901
	回数(回/月)	635.1	547.1	609.6	522.6	530.2	530.2	550.0	586.6	614.0	621.6	601.8
	人数(人/月)	82	77	84	81	82	82	85	91	95	96	93

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

内容	主治医の指示に基づいて作業療法士（OT）や理学療法士（PT）が自宅を訪問して、普段の生活に必要なリハビリを提供するサービスを行います。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	57,716	58,677	61,861	65,346	65,346	65,793	68,411	71,374	77,028	77,909	77,060
	回数(回/月)	1,738.7	1,731.9	1,819.5	1,922.7	1,922.7	1,935.5	2,013.1	2,099.5	2,266.1	2,292.5	2,267.5
	人数(人/月)	135	148	145	151	151	152	158	165	178	180	178
予防 給付	給付費(千円)	12,780	13,958	13,304	13,137	13,465	13,465	13,793	14,685	15,295	15,623	15,013
	回数(回/月)	383.2	412.9	399.0	394.3	404.3	404.3	414.3	440.9	459.2	469.2	450.9
	人数(人/月)	35	40	43	43	44	44	45	48	50	51	49

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

内容	通院が困難な方に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	30,812	33,696	37,161	39,445	40,114	40,114	41,344	43,256	46,431	47,232	46,431
	人数(人/月)	309	305	326	348	354	354	364	381	409	416	409
予防 給付	給付費(千円)	2,073	2,170	3,519	3,315	3,417	3,417	3,519	3,740	3,842	3,944	3,842
	人数(人/月)	23	21	33	31	32	32	33	35	36	37	36

⑥ 通所介護（デイサービス）

内容	デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	1,062,392	979,628	1,014,097	1,071,914	1,084,982	1,091,169	1,117,648	1,176,265	1,261,694	1,281,037	1,259,798
	回数(回/月)	11,981.9	11,066.0	11,353.2	12,031.5	12,164.2	12,224.6	12,547.2	13,214.7	14,164.3	14,376.1	14,128.4
	人数(人/月)	961	929	960	1,033	1,043	1,047	1,077	1,136	1,216	1,233	1,211

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

内容	医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	541,249	469,176	436,800	484,093	488,584	492,470	506,382	532,126	569,378	579,760	567,209
	回数(回/月)	5,797.8	5,109.6	4,789.0	5,301.6	5,345.5	5,379.9	5,537.0	5,828.1	6,233.5	6,337.0	6,202.2
	人数(人/月)	664	630	591	631	636	640	659	694	742	754	738
予防 給付	給付費(千円)	136,437	123,086	117,855	121,370	122,341	123,797	128,020	135,720	143,603	143,826	141,583
	人数(人/月)	339	312	292	302	304	307	318	338	357	357	351

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

内容	施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	247,577	253,105	246,354	260,844	265,059	266,333	272,172	282,928	306,323	310,471	305,508
	日数(日)	2,571.9	2,619.5	2,600.1	2,753.5	2,794.4	2,807.3	2,874.0	2,991.1	3,236.9	3,277.5	3,227.0
	人数(人/月)	192	198	213	226	229	230	236	246	266	269	265
予防 給付	給付費(千円)	2,538	2,238	2,461	2,088	2,088	2,088	2,088	2,436	2,436	2,436	2,436
	日数(日)	42.8	34.5	31.0	25.8	25.8	25.8	25.8	30.1	30.1	30.1	30.1
	人数(人/月)	5	6	9	6	6	6	6	7	7	7	7

第5章  
各論

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

内容	医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	36,941	40,001	36,929	26,914	26,914	28,397	29,123	30,558	31,284	33,674	31,284
	日数(日)	250.7	273.4	257.6	184.2	184.2	193.1	198.2	208.6	213.7	228.9	213.7
	人数(人/月)	38	36	37	30	30	31	32	34	35	37	35
予防 給付	給付費(千円)	82	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.8	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 短期入所療養介護（病院等）

内容	病院などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	0	573	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

内容	心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助杖・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	297,946	316,819	322,854	332,047	337,580	339,444	348,512	365,022	391,795	399,105	391,534
	人数(人/月)	1,778	1,864	1,917	1,977	2,005	2,014	2,071	2,174	2,331	2,371	2,325
予防 給付	給付費(千円)	63,205	27,987	73,818	72,952	73,847	74,416	76,898	81,847	86,316	86,558	84,843
	人数(人/月)	618	642	681	673	681	686	709	755	796	798	782

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

内容	在宅生活に支障がないよう、入浴や排せつに用いる福祉用具を利用し日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	9,328	8,971	8,805	16,375	16,690	17,098	17,041	18,191	19,265	19,674	18,950
	人数(人/月)	31	30	25	44	45	46	46	49	52	53	51
予防 給付	給付費(千円)	3,738	3,695	4,301	4,275	4,275	4,275	4,275	4,275	4,275	4,275	4,275
	人数(人/月)	14	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

内容	在宅生活に支障がないよう、手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする目的として実施します。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	13,729	13,266	15,515	15,270	15,270	15,270	15,952	16,634	17,317	17,317	17,317
	人数(人/月)	23	22	22	22	22	22	23	24	25	25	25
予防 給付	給付費(千円)	12,843	10,113	9,204	9,849	9,849	9,849	9,849	9,849	9,849	9,849	9,849
	人数(人/月)	17	16	14	15	15	15	15	15	15	15	15

⑭ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

内容	有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	343,934	346,526	353,771	360,164	362,672	362,672	376,801	396,213	422,347	433,968	427,611
	人数(人/月)	148	152	153	156	157	157	163	172	183	188	185
予防 給付	給付費(千円)	13,493	9,471	5,646	10,625	10,625	10,625	10,625	10,625	10,625	10,625	10,625
	人数(人/月)	16	12	8	15	15	15	15	15	15	15	15

⑮ 居宅介護支援・介護予防支援

内容	「居宅介護支援（介護予防支援）」は、要介護者（要支援）がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	401,631	400,321	387,348	400,537	405,459	407,350	418,707	440,413	471,734	479,114	469,895
	人数(人/月)	2,433	2,422	2,378	2,463	2,491	2,501	2,575	2,710	2,901	2,945	2,888
予防 給付	給付費(千円)	45,251	44,877	45,946	45,295	45,783	46,163	47,736	50,828	53,540	53,649	52,619
	人数(人/月)	838	830	847	835	844	851	880	937	987	989	970

## (2) 地域密着型サービス

高齢者が要介護（要支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。

原則として、事業所が所在する市町村の方だけが利用できますが、他市町村の有料老人ホームに入居するなどして住所地特例となっている方は、現住所地の市町村の地域密着型サービスの一部を利用することができます。

### 【日常生活圏域別地域密着型サービス事業所の状況】

	認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型介護老人福祉施設		看護小規模多機能型居宅介護		地域密着型通所介護	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	1	10	1	25	2	27	-	-	1	29	5	79
国分	2	24	4	89	4	45	1	29	-	-	4	67
国分南	-	-	4	105	4	36	-	-	-	-	6	89
溝辺	1	12	2	54	2	27	-	-	-	-	-	-
横川	-	-	-	-	1	9	1	20	-	-	-	-
牧園	-	-	2	43	1	18	-	-	-	-	-	-
霧島	-	-	1	25	3	54	-	-	-	-	-	-
隼人北	-	-	1	25	3	63	1	29	-	-	4	63
隼人南	1	12	2	54	3	63	-	-	-	-	2	25
福山	-	-	1	32	-	-	-	-	-	-	1	18
合計	5	58	18	452	23	342	3	78	1	29	22	341

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和5年11月1日現在]

① 定期巡回・随時対応サービス

内容	介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	37,270	43,855	40,377	42,263	47,239	123,287	123,287	124,562	124,562	126,376	124,562
	人数(人/月)	16	17	16	16	18	48	48	49	49	50	49

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

内容	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。
----	--------------------------------------

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	83,362	81,088	93,021	106,579	106,579	106,579	111,155	116,227	126,046	129,095	124,865
	回数(回/月)	728.6	703.4	790.9	913.8	913.8	913.8	953.4	999.4	1,082.2	1,107.9	1,071.5
	人数(人/月)	68	65	68	77	77	77	80	84	91	93	90
予防 給付	給付費(千円)	1,407	807	1,273	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502
	回数(回/月)	15.6	9.3	15.6	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4
	人数(人/月)	2	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4



③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

内容	通いを中心に、利用者や家庭の状況に応じて、訪問や泊まりを組み合わせたサービスや機能訓練を行います。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	616,673	620,320	652,968	666,939	678,628	682,297	703,039	735,941	786,199	798,911	787,620
	人数(人/月)	267	269	282	287	291	292	302	317	338	343	338
予防 給付	給付費(千円)	42,428	47,796	48,131	51,341	51,341	52,354	53,959	56,577	60,207	60,207	59,194
	人数(人/月)	50	55	55	59	59	60	62	65	69	69	68

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

内容	認知症の高齢者が、専門スタッフの援助を受けながら共同生活を送ります。
----	------------------------------------

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	977,041	982,664	950,888	1,052,630	1,058,839	1,065,077	1,098,600	1,156,352	1,236,226	1,263,798	1,242,770
	人数(人/月)	327	325	311	344	346	348	359	378	404	413	406
予防 給付	給付費(千円)	0	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内容	定員 29 人までの小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	233,788	242,241	248,352	244,453	244,453	244,453	280,220	293,197	312,979	319,427	316,163
	人数(人/月)	74	75	76	75	75	75	86	90	96	98	97

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

内容	「通い」「泊まり」「訪問」の3種類のサービスと「訪問看護」サービスを、介護と看護の両面から柔軟に組み合わせて提供します。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	33,901	78,396	76,875	81,228	81,228	174,141	174,141	182,917	182,917	190,652	182,917
	人数(人/月)	12	25	25	26	26	57	57	60	60	62	60

⑦ 地域密着型通所介護

内容	定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	472,225	475,456	480,544	542,330	550,480	555,392	568,888	597,219	638,612	650,781	638,342
	回数(回/月)	4,912.7	4,972.2	4,921.8	5,594.6	5,669.9	5,715.4	5,861.7	6,164.2	6,589.9	6,714.5	6,581.8
	人数(人/月)	360	372	374	410	415	418	429	452	483	492	482

### (3) 施設サービス

施設介護サービスについては、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口が急速に増加することが見込まれる令和 22 年（2040 年）に向けて、地域に応じた多様な住まいの普及に取り組んでいく必要があります。

その際、住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅が多様なサービスの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの入居定員総数も加味し、総合的に検討していく必要があります。

介護療養型医療施設については、令和 5 年度末において制度廃止となることから、これまで、介護医療院等への転換が行われてきました。1 事業所においても転換は行わず廃止を行うこととしています。

介護医療院については、県が策定する地域医療構想の観点から、医療療養病床から介護医療院への転換は個別に対応していきます。

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院		介護療養型医療施設	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	2	160	1	80	-	-	-	-
国分	-	-	-	-	1	30	1	3
国分南	-	-	-	-	-	-	-	-
溝辺	2	80	-	-	-	-	-	-
横川	1	50	-	-	-	-	-	-
牧園	1	90	1	70	-	-	-	-
霧島	1	30	1	50	1	54	-	-
隼人北	1	50	1	80	-	-	-	-
隼人南	-	-	-	-	1	25	-	-
福山	1	90	-	-	-	-	-	-
合計	9	550	4	280	3	109	1	3

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和 5 年 11 月 1 日 現在]

① 介護老人福祉施設

内容	介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	1,550,782	1,560,533	1,505,619	1,511,786	1,511,786	1,511,786	1,576,393	1,646,870	1,764,883	1,804,238	1,780,326
	人数(人/月)	490	492	494	497	497	497	519	542	581	594	586

② 介護老人保健施設

内容	病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。
----	--

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	948,833	996,760	1,004,711	1,034,776	1,034,776	1,034,776	1,091,859	1,144,965	1,229,408	1,253,793	1,236,911
	人数(人/月)	280	298	298	307	307	307	324	340	365	372	367

③ 介護医療院

内容	「介護医療院」は、介護療養型医療施設からの新たな転換先（新介護保険施設）として創設されたもので、急性期は脱して全身状態は安定しているものの、まだ自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期入院をする方に向けた施設サービスです。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	363,653	385,788	567,907	602,587	736,101	736,101	765,452	795,516	842,424	855,722	851,457
	人数(人/月)	82	91	131	138	166	166	173	180	191	194	193

④ 介護療養型医療施設

内容	急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な方が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。設置期限が令和6年3月となっており、「介護医療院」等へ移行していきます。
----	---

		第8期実績値			第9期推計値			中長期推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度
介護 給付	給付費(千円)	43,494	29,276	20,841								
	人数(人/月)	11	6	6								

## (4) 介護保険以外の施設

本市には、介護保険以外の施設として、以下のようなものがあります。

名称	概要
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が入所できます。
生活支援ハウス	介護保険の要介護認定で、非該当（自立）、又は要支援相当の方が、収入に応じた利用料で必要に応じた期間、自立した日常生活をおくることができる施設です。
軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情などで自宅の生活が困難な60歳以上の方が入所できます。
介護付き有料老人ホーム	介護が必要になったときに施設の介護スタッフによって介護サービスが提供される居住施設です
住宅型有料老人ホーム	自立・要支援・要介護の方が入居でき、生活援助や医療機関提携・緊急時対応、レクリエーションが受けられ、介護が必要な場合は外部サービスを利用しながら生活できます。
サービス付き高齢者向け住宅	介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅です。

## 【日常生活圏域別介護保険以外の施設の状況】

	養護老人ホーム		生活支援ハウス		軽費老人ホーム		介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム		サービス付高齢者向け住宅	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	1	50	1	10	1	50	1	10	3	71	2	65
国分	-	-	-	-	-	-	1	40	2	35	2	44
国分南	-	-	-	-	-	-	2	20	4	90	2	66
溝辺	-	-	-	-	-	-	-	-	1	9	-	-
横川	1	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧園	-	-	-	-	-	-	-	-	2	14	-	-
霧島	-	-	-	-	1	50	2	50	-	-	-	-
隼人北	1	50	-	-	1	30	1	48	7	139	3	32
隼人南	-	-	-	-	-	-	2	38	3	130	-	-
福山	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	1	9
合計	3	150	1	10	3	130	9	206	22	488	10	216

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和5年11月1日 現在]

## 第6章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

### 1 介護保険事業費の算出

#### (1) 財源構成

介護保険の財源構成は、介護保険法で定められており、被保険者の保険料が50%、国・県・市による公費負担が50%となっており、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%となります。

なお、公費負担の50%のうち国は25%となっており、そのうち5%は市町村の後期高齢者（75歳以上）人口の比率及び所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金（以下「調整交付金」という）として、全国平均で5%交付されます。

負担者	介護給付費		地域支援事業費	
	施設等	その他	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	25.0%	38.5%
国(調整交付金分)	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (2) 介護予防サービス総給付費の推計

## ■介護予防給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
i. 介護予防サービス	260,104	262,727	264,752
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	22,493	22,820	22,820
介護予防訪問リハビリテーション	13,137	13,465	13,465
介護予防居宅療養管理指導	3,315	3,417	3,417
介護予防通所リハビリテーション	121,370	122,341	123,797
介護予防短期入所生活介護	2,088	2,088	2,088
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	72,952	73,847	74,416
特定介護予防福祉用具購入費	4,275	4,275	4,275
介護予防住宅改修	9,849	9,849	9,849
介護予防特定施設入居者生活介護	10,625	10,625	10,625
ii. 地域密着型介護予防サービス費	52,843	52,843	53,856
介護予防認知症対応型通所介護	1,502	1,502	1,502
介護予防小規模多機能型居宅介護	51,341	51,341	52,354
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
iii. 介護予防支援	45,295	45,783	46,163
合計	358,242	361,353	364,771



## (3) 介護サービス総給付費の推計

## ■介護給付費

(単位：千円)

	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
i. 介護サービス	3,289,852	3,339,021	3,378,094
訪問介護	401,875	418,487	440,314
訪問入浴介護	5,020	5,020	5,020
訪問看護	210,545	212,303	214,000
訪問リハビリテーション	65,346	65,346	65,793
居宅療養管理指導	39,445	40,114	40,114
通所介護	1,071,914	1,084,982	1,091,169
通所リハビリテーション	484,093	488,584	492,470
短期入所生活介護	260,844	265,059	266,333
短期入所療養介護（老健）	26,914	26,914	28,397
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	332,047	337,580	339,444
特定福祉用具購入費	16,375	16,690	17,098
住宅改修費	15,270	15,270	15,270
特定施設入居者生活介護	360,164	362,672	362,672
ii. 地域密着型介護サービス費	2,736,422	2,767,446	2,951,226
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	42,263	47,239	123,287
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	542,330	550,480	555,392
認知症対応型通所介護	106,579	106,579	106,579
小規模多機能型居宅介護	666,939	678,628	682,297
認知症対応型共同生活介護	1,052,630	1,058,839	1,065,077
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	244,453	244,453	244,453
看護小規模多機能型居宅介護	81,228	81,228	174,141
iii. 施設サービス費	3,149,149	3,282,663	3,282,663
介護老人福祉施設	1,511,786	1,511,786	1,511,786
介護老人保健施設	1,034,776	1,034,776	1,034,776
介護医療院	602,587	736,101	736,101
介護療養型医療施設			
iv. 居宅介護支援	400,537	405,459	407,350
合計	9,575,960	9,794,589	10,019,333

## (4) 地域支援事業費の見込額

(単位：千円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	1,493,746	496,481	497,995	499,270
介護予防・日常生活支援総合事業費	756,707	251,648	252,223	252,836
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	592,570	197,223	197,623	197,724
包括的支援事業（社会保障充実分）	144,469	47,610	48,149	48,710

## (5) 保健福祉事業費（市町村特別給付費等）

(単位：千円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健福祉事業費	187,752	62,341	62,590	62,821

公募により介護サービス事業所等を新たに指定する際は、圏域別の介護サービス利用状況等も踏まえ、霧島市高齢者施策委員会等で協議を行います。

## 2 介護保険料の算出

### (1) 第1号被保険者の所得段階区分

区分	対象者	基準額に対する負担割合
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢年金受給者 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入の合計額が80万円以下	基準額× (0.26)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入の合計が80万円超、120万円以下	基準額× (0.47)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入の合計が120万円超	基準額× (0.68)
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入の合計が80万円超	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満	基準額×1.8
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満	基準額×1.9
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満	基準額×2.0
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1

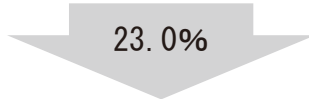
※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額。課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金等（遺族年金・障害年金は除く）の市民税の課税対象となる年金収入額。また、括弧書きは、軽減後の数値。

(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

(単位：円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	32,433,840,474	10,582,458,443	10,810,290,154	11,041,091,877
総給付費(財政影響額調整後)	30,474,248,000	9,934,202,000	10,155,942,000	10,384,104,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	1,034,352,617	342,176,129	345,391,566	346,784,922
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	771,034,773	255,067,459	257,464,334	258,502,980
高額医療合算介護サービス費等給付額	124,581,364	41,212,995	41,600,274	41,768,095
算定対象審査支払手数料	29,623,720	9,799,860	9,891,980	9,931,880
地域支援事業費	1,493,746,000	496,481,000	497,995,000	499,270,000

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額 33,927,586,474 円



第1号被保険者負担分相当額 7,803,344,889 円

- +) 調整交付金調整額 ▲ 467,592,626 円
- +) 保健福祉事業費 187,752,000 円
- +) 準備基金取崩額 ▲ 600,000,000 円

保険料収納必要額 6,923,504,263 円



保険料収納必要額 6,923,504,263 円

- ÷) 予定保険料収納率 98.18%
- ÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数 101,316 人
- ÷) 12 か月

= 標準月額：5,800 円

※準備基金取崩額による軽減額 503 円  
 ※第8期標準月額 6,150 円 △350 円

《所得段階別保険料額》

段階	対象者		所得等	保険料調整率	年額	
	住民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者	(0.26)	(18,096円)	
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の合計			
第3段階	非課税	非課税		80万円以下	(0.47)	(32,712円)
第4段階	非課税	非課税		120万円以下	(0.68)	(47,328円)
第5段階	課税	非課税		120万円超え	0.9	62,640円
第6段階	課税	非課税		80万円以下	1.0	69,600円
第7段階		課税		80万円超え	1.2	83,520円
第8段階		課税		120万円未満	1.3	90,480円
第9段階		課税		210万円未満	1.5	104,400円
第10段階		課税		320万円未満	1.7	118,320円
第11段階		課税		420万円未満	1.8	125,280円
第12段階		課税		520万円未満	1.9	132,240円
第13段階		課税		620万円未満	2.0	139,200円
				720万円未満	2.1	146,160円
			720万円以上			

標準月額  
5,800円

《所得段階別被保険者数》

(単位：人)

所得段階区分	割合	令和6年度 人数	令和7年度 人数	令和8年度 人数
第1段階	19.1%	6,875	6,919	6,969
第2段階	15.5%	5,565	5,600	5,641
第3段階	11.5%	4,143	4,170	4,200
第4段階	6.4%	2,308	2,323	2,340
第5段階	12.2%	4,394	4,423	4,454
第6段階	15.5%	5,559	5,594	5,634
第7段階	11.9%	4,279	4,307	4,338
第8段階	4.1%	1,472	1,481	1,492
第9段階	1.3%	470	473	477
第10段階	0.7%	258	260	262
第11段階	0.4%	136	137	138
第12段階	0.2%	86	87	87
第13段階	1.0%	355	358	360
計	100.0%	35,900	36,132	36,392

※端数処理の都合上、計が100にならない場合があります

## (3) 中長期的なサービス水準等の推計

## ① 介護予防サービス等給付費の推計

## ■ 介護予防給付費

(単位：千円)

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
介護予防サービス	272,739	288,424	302,667	303,890	298,367
地域密着型介護予防サービス費	55,461	58,079	61,709	61,709	60,696
介護予防支援	47,736	50,828	53,540	53,649	52,619
合計	375,936	397,331	417,916	419,248	411,682

## ② 介護サービス等給付費の推計

## ■ 介護給付費

(単位：千円)

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
居宅サービス	3,472,262	3,644,170	3,905,587	3,978,029	3,903,560
地域密着型サービス	3,059,330	3,206,415	3,407,541	3,479,040	3,417,239
施設サービス	3,433,704	3,587,351	3,836,715	3,913,753	3,868,694
居宅介護支援	418,707	440,413	471,734	479,114	469,895
合計	10,384,003	10,878,349	11,621,577	11,849,936	11,659,388

## ③ 地域支援事業費の推計

## ■ 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
介護予防・日常生活支援総合事業	256,390	255,487	252,077	246,150	240,019
包括的支援事業及び任意事業	244,020	246,147	248,384	247,479	243,672
包括的支援事業（社会保障充実分）	47,092	47,092	47,092	47,092	47,092
合計	547,502	548,726	547,553	540,721	530,783

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進と進行管理

#### (1) 本計画全体のPDCAサイクル体制

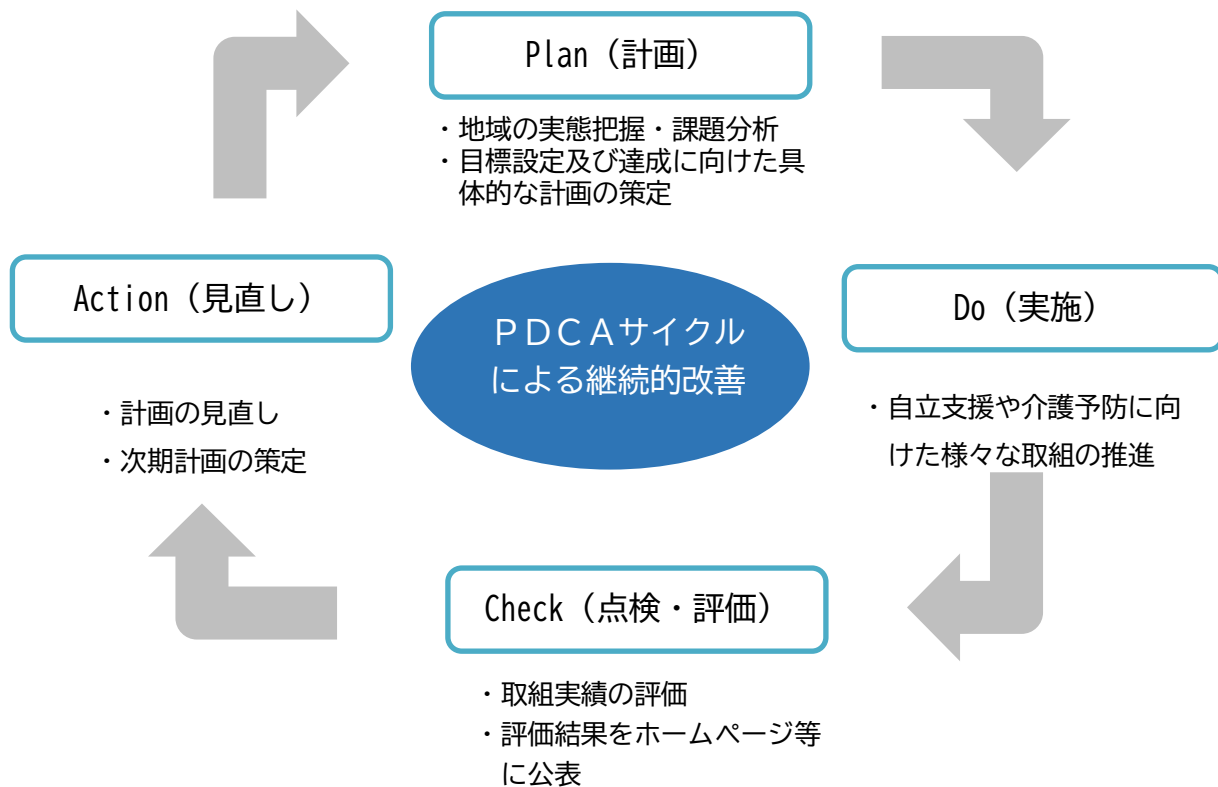
本計画で掲げた、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためには、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを活用して、保険者機能を強化していくことが重要です。

このため、平成29年度（2017年度）の介護保険法改正により、介護保険事業計画の目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされ、また実績評価については厚生労働大臣に報告することとされました。

さらに、保険者機能強化の一環で、財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止の取組を支援するための交付金制度も導入されることとなっています。

このような状況の中で、本計画の目標が未達成、あるいは取組の進捗が遅れていた場合の改善策や目標の見直しなどを行うための、本計画の実効性を担保する計画全体のモニタリング機関として、また、以下に掲げる個別のPDCAサイクルの実施機関として霧島市高齢者施策委員会を引き続き活用することとします。

なお、霧島市高齢者施策委員会は、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表、学識経験者などで構成され、本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るための協議を行う組織となります。

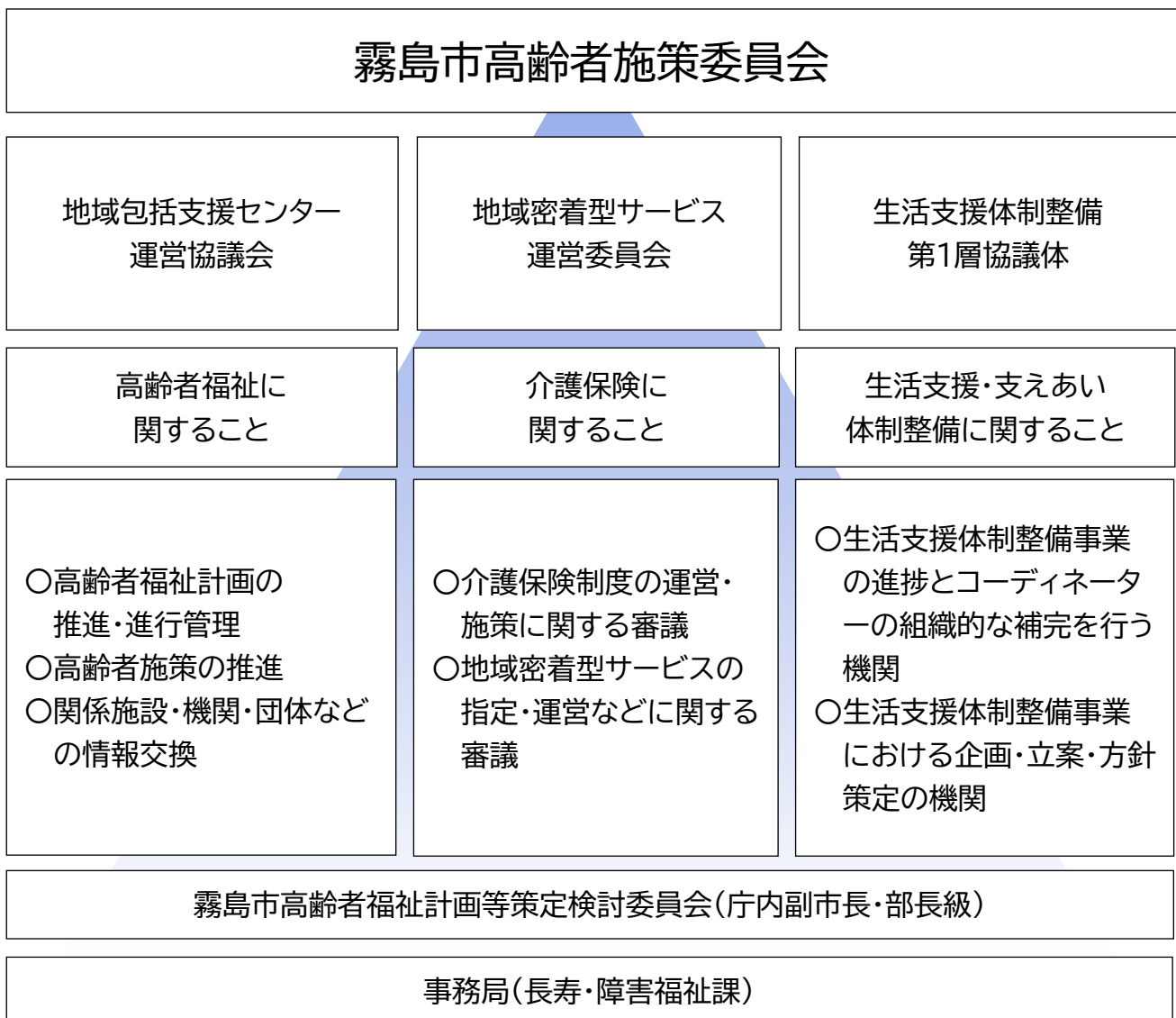




(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制について

地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、高齢者福祉部門のみならず、障害部門、保健医療担当部門はもちろん、住宅担当部門、労働担当部門、地域振興担当部門、農林水産担当部門、教育担当部門、防災担当部門等と連携することができる庁内体制を整備していく必要があります。

そのため、副市長・部長級で構成する霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会の下に、実務担当レベルの地域包括ケアシステム推進チーム等を設置し、毎年度の計画の進捗確認及び新たな課題等への対応を行い、庁内一丸となった地域包括ケアシステムの構築を推進します。



### (3) 情報の公表・共有について

#### ①関係者間の情報共有

霧島市地域包括支援センター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、介護支援専門員や各サービス事業者が、多様なサービスを行う者と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、インターネットを使った地域資源情報の見える化に取り組み、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスについての情報共有を図ります。

#### ②市民への情報提供・公表

本計画の内容や各事業について、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

地域包括支援センターの情報を厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、地域住民等に向けて公表していきます。

# 第3部 資料編

## 第1章 各種委員会等の設置

### 1 霧島市高齢者施策委員会設置要綱

平成30年6月25日  
告示第137号

(設置)

第1条 本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るため、霧島市高齢者施策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の策定並びに進捗管理に関すること。
- (2) 霧島市地域包括支援センターの管理及び運営に関すること。
- (3) 地域密着型介護サービスの運営等に関すること。
- (4) 地域支援事業及び保健福祉事業の実施に関する企画提言に関すること。
- (5) その他高齢者施策及び介護保険事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の計画期間である3年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	職・所属・団体の名称等
保健医療関係者	医師会代表
	歯科医師会代表
	薬剤師会代表
	理学療法士・作業療法士代表
福祉関係者	社会福祉法人代表
	社会福祉協議会代表
	地域密着型サービス事業者代表
	介護支援専門員協議会代表
	総合事業事業者代表
	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー代表
	民生委員児童委員代表
市民代表	老人クラブ代表
	介護保険被保険者代表
学識経験者	大学教授等
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局代表

## 2 霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会設置規程

平成17年11月7日

訓令第21号

(設置)

第1条 霧島市高齢者福祉計画原案（以下「高齢者福祉計画原案」という。）及び霧島市介護保険事業計画原案（以下「介護保険事業計画原案」という。）並びに霧島市地域介護・福祉空間整備計画原案（以下「福祉空間整備計画原案」という。）を作成するため、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 高齢者福祉計画原案に関すること。
- (2) 介護保険事業計画原案に関すること。
- (3) 介護保険事業の運営に関すること。
- (4) 福祉空間整備計画原案に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、市長公室長、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、教育部長及び保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条の所掌事務に関する業務を円滑に推進するために、委員長が必要と認めた場合は、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

- 3 リーダーは長寿・障害福祉課長をもって充てる。
- 4 メンバーは、総務課長、企画政策課長、市民活動推進課長、農政畜産課長、商工振興課長、建設政策課長、消防局総務課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第12—2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日訓令第21号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日訓令第10号）

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月4日訓令第18号）

この訓令は、令和5年8月4日から施行する。

## 3 計画策定までの主な調査、会議等

年月日	名 称
令和5年1月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査（基礎調査）
令和5年7月27日	第1回霧島市高齢者施策委員会
令和5年8月4日～25日	事業所アンケート調査（介護人材実態調査含む）（独自調査） 居所変更実態調査（国推奨調査） 在宅生活改善調査（国推奨調査） 介護支援専門員調査（独自調査）
令和5年8月18日	第1回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和5年9月～10月	庁内関係課ヒアリング
令和5年10月5日	第10期高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定ワーキング会議
令和5年10月16日～27日	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動実績アンケート調査
令和5年11月2日	第2回霧島市高齢者施策委員会
令和5年11月21日	第2回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和5年12月26日	第3回霧島市高齢者施策委員会
令和6年1月15日～令和6年2月2日	パブリックコメント
令和6年2月8日	第3回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和6年3月26日	第4回霧島市高齢者施策委員会



## 第2章 独自調査等の概要

### 1 庁内関係課ヒアリング

対 象	安心安全課、地域政策課、市民活動推進課、環境衛生課、保健福祉政策課、こども・くらし相談センター、保険年金課、健康増進課、すこやか保健センター、農政畜産課、商工振興課、観光PR課、建築住宅課、社会教育課、消防局
目 的	本計画の策定にあたり、前期計画の取組状況と今後の取組について、関係課のグループ長・担当レベルのヒアリングを実施した。

## 2 第10期高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定ワーキング会議

令和5年10月5日、48名の関係者に御協力をいただき開催しました。「日頃の業務で感じている課題・困りごと・思い」「中山間地域の課題」「課題・困りごとに対して取り組みそうなこと」について、施策ごとに4つのグループに分かれグループワークを行いました。多くの御意見をいただき、以下のとおりにまとめました。網掛けは中山間地域に特化した課題となります。



課題・困りごとに対して取り組みそうなこと ●総合計画に掲載 ○ワーキングの意見をもとに表記

基本事業	対象	役割やアイデア
介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実	市民	●日常生活において、介護予防・フレイル予防に取り組みましょう ●地域社会の一員として、地域のひろば等の地域活動に参加しましょう ○毎年、特定健診や長寿健診を受診し健康管理に努めましょう
	地域	●地域のひろば等に取り組みましょう ○有償ボランティアの仕組みを作ってみましょう
	行政 各団体等	●介護保険ボランティアポイント事業の協力事業所に登録しましょう ○学生などの課外授業で高齢者とのふれあいの場を作ってみましょう ○すきま時間でボランティアができる仕組みづくり ○霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活躍
高齢者の生活支援サービスの充実	市民	○介護サービスの利用について、モラルのある利用に心がけましょう
	地域	○ゴミ出しのルールについて地域で話し合ってみましょう ○買い物移動支援に取り組んでみましょう
	行政 各団体等	○シルバー人材センターの登録者数を増やしましょう ○高齢者等でも利用できる低床バスなどの導入 ○デマンド交通（予約型の乗り合いタクシー）の広がり ○ヘルパーの空き時間が分かる仕組みづくり
住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進	市民	●「私のアルバム」などを活用し、自分のことや将来介護が必要となった後の生活で希望することなどを記録しておきましょう ●「みまもりあいアプリ」を登録しましょう ○認知症のことを理解しましょう
	地域	●自治会等で、高齢者等の見守り活動や生活支援に取り組みましょう ●医療・介護・福祉など様々な立場で、地域包括ケアシステムの構築に参画しましょう ○持続可能な地域活動のために、地域活動の見直しをしましょう ○地域にどんな人が住んでいるか把握しましょう ○地域で介護者の負担軽減を話し合える場を作ってみましょう ○わんわんパトロール、新聞配達など見守り活動に取り組んでみましょう
	行政 各団体等	●高齢者等の見守り活動や地域活動に取り組みましょう ○消費者トラブルなどの注意喚起の情報提供を流しましょう ○福祉有償運送の取組を検討してみましょう ○ボランティア送迎保険など活用して、取り組んでみましょう
社会保障制度の円滑な運営	市民	●社会保障制度の趣旨を理解し、適正な利用や保険料（税）の納付に努めましょう ○健康を意識し80歳までは身の回りのことができることを目指しましょう ○介護人材不足、介護事業所不足があることを知しましょう ○介護保険は必要な人が利用できる制度であることを認識しましょう
	地域	○地域のひろば等で制度の説明など勉強会を行いましょう ○どの年代でも「私のアルバム」などの作成を通じて介護や医療のことを考えてみましょう ○学校の施設内で介護予防事業を取り組んでみては。 ○市民が地域で活躍できるよう、社会福祉協議会や介護事業所が連携する ○住民の得意分野で授業に参加する ○学校の施設内で介護予防事業を行う ○職員の知り合いに施設の業務や軽作業を手伝ってもらう
	行政 各団体等	●専門職や関係機関は互いに連携しながら、地域と共に支え合いの基盤を作りましょう ●介護サービス事業者は適切なサービス提供に努めましょう ○市民に、要介護状態になることへの意識を働きかける ○小学校や中学校の学習で、高齢者との交流や、医療や介護の職業の魅力を伝えましょう ○中学生に対し、介護人材育成講座を行う ○介護人材発掘のための補助金の創設 ○介護事業所内で人材育成を行ったり、ソーシャルワーカー養成校に職場の広報を行う ○市のイベントで介護事業所の広報を行う ○子育て中の人でもヘルパーができるようなシステムづくり ○利用者と介護支援専門員をつなぐシステムの創設

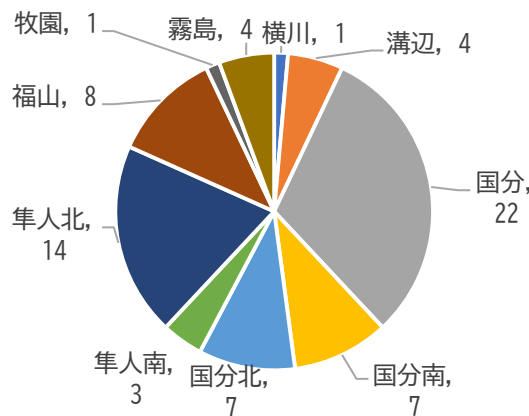
### 3 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動実績アンケート調査

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーに対して、昨年度の相談内容や関係機関への連絡状況、連絡票の活用、班活動の状況のほか、まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所の更なる活用のために必要だと思うことについて、アンケート調査を行いました。

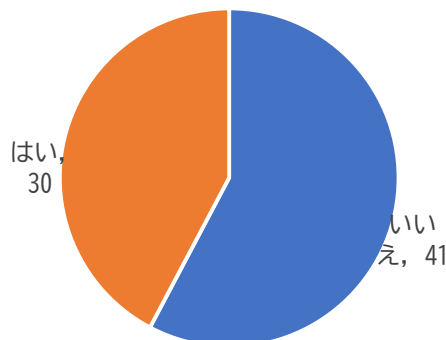
【調査概要】

調査地域	霧島市全域
調査対象	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー
調査期間	令和5年10月16日～27日
調査方法	LINEで通知・回答
回答者数	回答数71名（回答率100%）

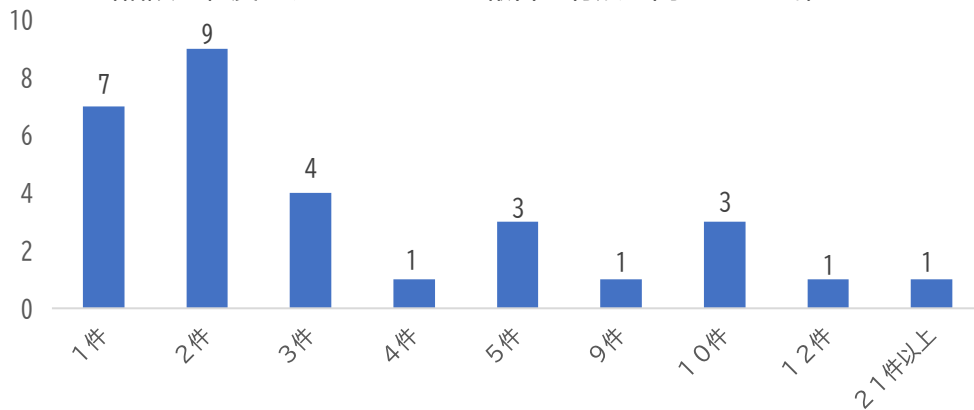
設問1（1）事業所がある日常生活圏域は、どちらになりますか。



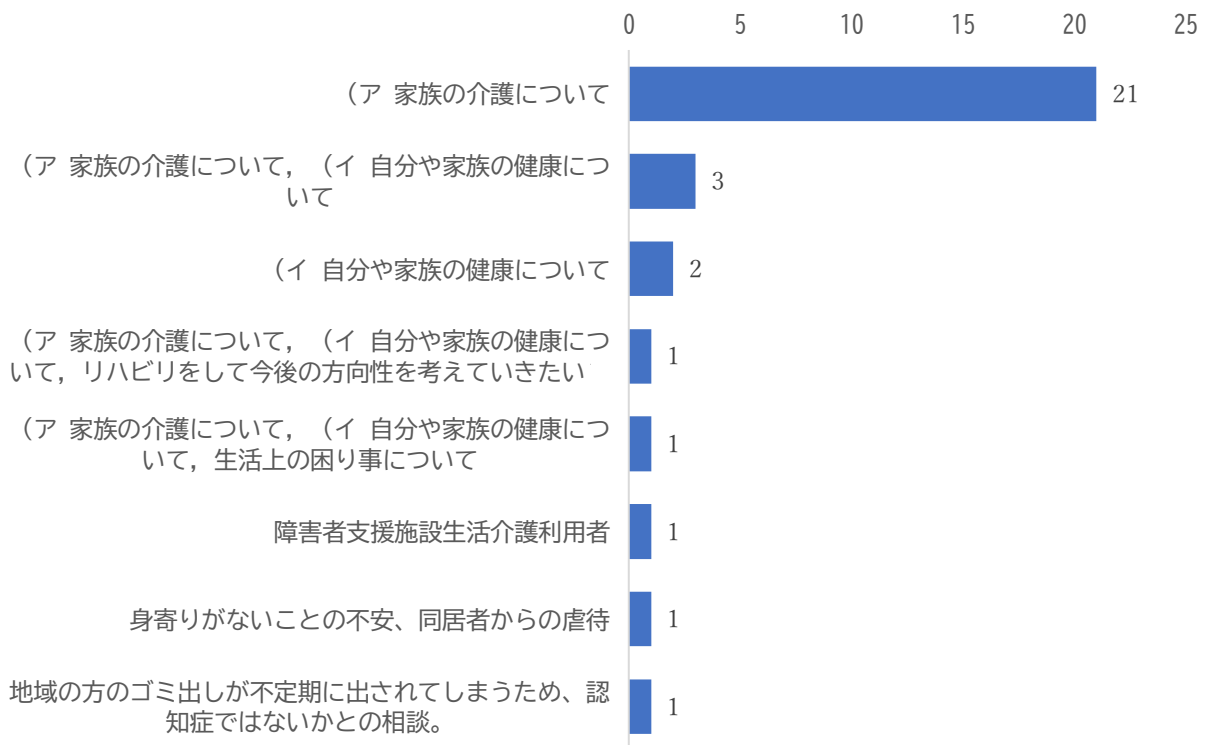
設問2（1）【昨年度】、地域の方から、介護等の相談を受けましたか？



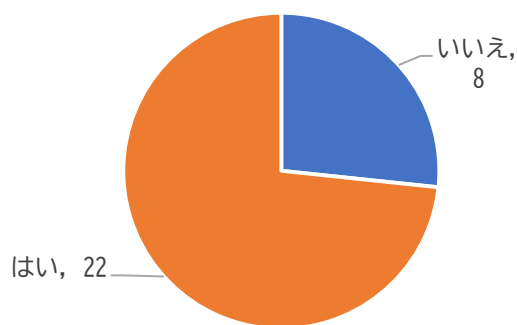
(2) (1) で、「はい」と答えた方にお聞きします。相談件数を教えてください。  
 (相談の程度や、センターへの報告の有無を問いません。)



(3) 相談はどのような内容でしたか。(複数回答可)



(4) 受けた相談内容から、適切な相談機関につながりましたか？



## 第3章 用語解説

## あ行

用語	解説
始良地区医師会	住民の健康増進を通して地域社会の医療・保健・福祉の更なる増進を図り社会に寄与することを目的として、霧島市、始良市、湧水町内の医療機関で構成された公益社団法人。
ACP	アドバンス・ケア・プランニング（「人生会議」）の略称。もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有すること。
NPO	NonProfitOrganizationの略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず社会的な活動を行う民間組織。法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利団体）という。

## か行

用語	解説
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となり、保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割又は高額所得者は2割）を支払って介護サービスを利用する制度。
介護保険制度	加齢に伴い要介護状態又は要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことなど。
介護予防事業	高齢者が要介護状態にならないように、運動機能改善、口腔機能改善、栄養改善、閉じこもり防止、脳トレーニングなど日常生活の活動を高める事業。
介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成23(2011)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26(2014)年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメントがあり、基本チェックリストに該当する高齢者（事業対象者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行している。



用語	解説
介護療養型医療施設	要介護認定を受けた人で病症が安定期にあり、長期的に医学的管理やリハビリテーションを必要とする人が、医療専門家の下で介護、機能訓練、治療や日常生活上の世話を受けることができる施設。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則、要介護3以上の高齢者(65歳以上)が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、在宅での介護が困難な場合に入所できる施設。
介護老人保健施設	病状が安定しており、入院治療の必要がない要介護者が入所し、在宅復帰を目指して、医学的管理下における機能訓練や介護等その他必要な医療、日常生活上の世話を受けることができる施設。
かごしま共通乗車カード	鹿児島交通、大隈交通ネットワーク、いわさきバスネットワーク、南国交通、鹿児島市交通局、JR九州バス、霧島市ふれあいバスの各運行区間の路線バス及び路面電車を共通に利用できるカード。観光バスと県外への高速バスは対象外。
家族介護者交流会	認知症高齢者を介護している家族等が、悩みや喜びを語り合う場。
管理栄養士	栄養の指導を通して住民の健康維持・増進・疾病予防と治療の支援を行う者。
高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的な人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、身体的虐待(身体拘束を含む)、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄(ネグレクト)、経済的虐待が定義されている。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。互いに助け合うこと。
協議体	各地区におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	介護を必要とする方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成や様々な介護サービス等の連絡・調整を行う。
居宅サービス (在宅サービス)	介護保険で居宅の要介護(要支援)者に行われるサービスで「訪問」「通い」「宿泊」の3つの柱があり、他に福祉用具貸与などがある。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導のため、居宅を訪問してケアにあたるサービス。
霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー (LSW)	高齢者等が住み慣れた地域で、安全で安心し、望む暮らしを継続的に支援できる体制を構築するために平成24(2012)年度から本市が独自で養成した者。
霧島どんサポートの会	霧島市内に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で構成する団体。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門職の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。



用語	解説
ケアマネジメント	要介護（要支援）認定者等のサービス利用者の複数のニーズを充足させるため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護（要支援）認定者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等の連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門的な知識・技術を有する者。
健康運動普及推進員	市が養成した地域で活動する健康づくりボランティア。市民の健康増進と体力向上のため、健康と運動の知識を普及し、日常生活の中に運動習慣を取り入れてもらうことを活動の目的とする。
健康増進計画	健康増進法の目的・理念を踏まえ、市民一人ひとりが主体的に健康・生きがいづくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となって生涯を通じた健康・生きがいづくりを推進していくための計画。
言語聴覚士	言語によるコミュニケーションに障害のある人に対応し、対処法を見出すために様々なテストや検査を実施し、評価を行った上で、専門的な知識に基づいた訓練や指導、助言等を行う。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の人。
高齢者世話付住宅 （シルバーハウジング）	60歳以上の人々が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された住宅。緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、生活相談や団らん室を設けられており、牧園地区に20室整備されている。
互助	公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の相互扶助。たとえば、近隣の助け合いやボランティア等。
コミュニティ	お互いが信頼の絆で結ばれ、同時に相互作用が認められる人間集団。

## さ行

用語	解説
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業主体として実施する事業。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・介護支援専門員など多職種と協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざすとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。
在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
作業療法士（OT）	障害や高齢・発達・精神等、あらゆる方へ「作業」を治療媒体としリハビリテーションを実施する。作業は生活や生きていくために繰り返し行われるもので、それらを分析し訓練していくことで「人生の質の向上」を図る。

用語	解説
サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
歯科衛生士	歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導等を行う歯科医療職。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 ※「隣保協同の精神」とは、となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと。
施設サービス	要介護認定者が、在宅での介護が困難となった時に、介護又は治療を中心として利用できるサービスで、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設がある。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置され、住民の福祉の向上を目指して福祉事業の調査、企画、助成、普及等、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている組織。
住宅改修	介護保険サービスの一つで、在宅の要介護（要支援）認定者が自宅等の小規模な改修（手すりの取り付け、段差解消、床・路面材の変更等）ができる。限度額は20万円。
障がい者計画	障害者基本法（昭和45年第84号）第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、保健、医療、福祉、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定めた計画。
消費生活センター	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を消費生活相談員が専門的知見に基づいて公正な立場で苦情の処理、あっせん等を行う機関。
消費生活相談員	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を受け、専門的知見に基づき公正な立場で苦情の処理やあっせん、助言等を行う。
食生活改善推進員	食を通した健康づくりを積極的に推進する地域ボランティア。
シルバー人材センター	雇用関係のない臨時的かつ短期的な就業を希望する会員に、センターが請負又は委任の形で引き受けた仕事を、能力や希望に応じて提供することで、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とした公益社団法人。
生活支援コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たし、高齢者等の必要性に応じた支援を行う地域拠点に配置される人材。
生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるような取組を積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取組、を総合的に推進する。

用語	解説
生活支援ハウス	自立して生活することに不安を感じている高齢者を対象に、居住の場を提供するもので、公営住宅とは違い、生活援助員が24時間常駐し緊急時の対応にあたるとともに、介護サービス、保健福祉サービスの利用手続きの援助、地域との交流の場の提供、確保等に努めるもの。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。

## た行

用語	解説
団塊の世代	第1次ベビーブームである昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に出生した世代を指し、広い定義では、昭和21(1946)年から昭和29(1954)年までに生まれた世代。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護者が病気などの理由で介護できなくなった場合、短期間施設に入所して、家庭介護を支援する。その他、介護方法の相談、指導、訓練などのために利用することもできる。
地域ケア会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていく会議。
地域支援事業	被保険者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行う事業。①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業で構成。
地域資源	元々、対象の人が持っている(あるいは持っていた)地域での暮らしの中での関係するあらゆるもの。
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的にケアすること。
地域包括ケアシステム	介護が必要となっても住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう”医療・介護・予防・生活支援・住まい“を包括的かつ継続的に提供するシステム。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護認定者について、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
地域密着型サービス	市が指定・指導・監査ができ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援を行うサービスで、地域に密着し、地域とのつながりを大切にした介護サービスを提供する。小規模多機能ホームやグループホームなどがある。

用語	解説
地域密着型サービス事業者連合会	市内の地域密着型サービス事業所で組織する任意の団体。市と協働して高齢者福祉・介護保険施策の検証や検討また、実践をしている。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の介護専用型の有料老人ホーム等で、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、食事、排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。
地域見守り支援員	民生委員等と連携し、一人暮らしや寝たきりの高齢者や障害者等に対し、声かけ・安否確認などの見守り活動をする者。
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。
通所介護（デイサービス）	在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や医学的管理のもとで理学療法士（PT）や作業療法士（OT）による機能訓練を受けるサービス。
出前講座	介護保険や高齢者福祉など、メニューに応じて、市役所職員等が出向いて市政に対して理解を深めてもらう講座。市内に在住又は市内に通勤通学されている方で 10 人以上のグループ・団体が対象。
デマンド交通	タクシーの利便性とバス並みの料金を目指した新たな交通システムであり、主な特徴として、「バスとタクシーの中間的な運行形態になる。」「利用者は、事前登録（利用者登録）と電話での事前予約が必要になる。」「乗り合せの運行になるので、予約状況によって運行時間が変動する。」などがある。
特定健康診査	医療保険者が、40 歳以上の加入者を対象として行う健康診査のこと。保険者が定める計画内容に基づき毎年度計画的に実施し、検査項目は、メタボリックシンドロームに着目したものとなっている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス、老人ホーム等で食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定保健指導	メタボリックシンドロームの発症と重症化の抑制を図り、医療費の適正化に結び付けることを目的とし、特定健康診査の結果により、発症リスクが高い対象者へ生活習慣の改善のための保健指導を行う。

## な行

用語	解説
日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
認知症	後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく二つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。



用語	解説
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、認知症について正しい理解を深めることができる集いの場。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターの育成、また「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、地域のリーダー役を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師を務めることができる者。
認知症ケアパス	認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、本人と家族及び地域医療・介護に従事する人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を2015(平成27)年1月27日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業（できる限り早い段階からの支援）と、認知症地域支援・ケア向上事業（地域における医療・介護等の連携の推進）で構成されている。
グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等が利用できる通所介護（デイサービス）。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う者。霧島市地域包括支援センターに配置している。

## は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与（レンタル）するサービス。

用語	解説
フレイル	厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」
訪問介護 (ホームヘルプ)	日常生活を営むことが困難な在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の世話をするサービス。
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で要介護者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が要介護者等の家庭へ訪問し、リハビリテーションを行うサービス。
保健師	厚生労働省認定の国家資格。市民に病気予防や健康増進、保健指導等を行う者。
保健福祉事業	地域支援事業のほか、介護者の支援や高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等。本市の場合、家族介護用品の支給、認知症高齢者早期発見の促進、配食サービスの事業を実施。

## ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## や行

用語	解説
有料老人ホーム	主に民間事業者が設置・運営する高齢者等を対象とした居住施設で、入浴・食事・排せつ等の介護、又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。「介護付」、「住宅型」、「健康型」がある。
要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
要介護（要支援）認定	介護サービスを受けようとする人が、どのくらいの介護を必要としているかを判断するもので、本人の病気の重さと要介護度の重さが必ずしも一致しない場合がある。認定には「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」に区分される。

用語	解説
要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
養護老人ホーム	心身上、環境上又は経済的な理由から自宅で生活することが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。介護・看護・食事の提供し、入浴・排せつ等の介助を行う。
予防給付	介護保険制度で要支援認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。

## ら行

用語	解説
理学療法士（PT）	リハビリテーションの実践や援助などを担当する人。病気やけが、老化や過度の運動などが原因で身体機能に障害を持つ人に対し、最新の技術と理論をもとに動作改善のための指導を行う。
老人クラブ	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体で、「老人クラブ連合会」は、各地域で結成された老人クラブで組織化された団体。

## わ行

用語	解説
私のアルバム	介護が必要となったときや認知症等で自分の意思や思いを伝えられなくなったとき、その人らしい生活が継続できる支援体制のこと。「私のアルバム」は自分らしい生活を送るために大切にしてきた出来事やこれからの希望をあらかじめ書き綴る本市独自の認知症ケアパス。



---

霧島市  
すこやか支えあいプラン2024  
(第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

---

発行年月日 令和6年(2024年)3月  
発行 鹿児島県 霧島市  
編集 霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課  
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
TEL 0995-45-5111(代表) / FAX 0995-47-2522  
URL <http://www.city-kirishima.jp>

---



鹿児島県 霧島市